

令和 7 年 9 月天栄村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月2日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
例月出納検査の結果	4
村長行政報告	4
一般質問	1 3
吉 成 邦 市	1 3
齋 藤 寿 昭	2 1
馬 場 吉 信	2 8
石 塚 喜 吉	3 6
散会の宣告	4 2

第 2 号 (9月3日)

議事日程	4 3
本日の会議に付した事件	4 3
出席議員	4 4
欠席議員	4 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 4
職務のため出席した者の職氏名	4 4
開議の宣告	4 5
議事日程の報告	4 5
報告第 1 号の上程、説明、報告	4 5

諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
議案第 8 号～議案第 1 8 号の一括上程、説明	6 5
延会の宣告	8 7

第 3 号 (9月4日)

議事日程	8 9
本日の会議に付した事件	8 9
出席議員	9 0
欠席議員	9 0
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 0
職務のため出席した者の職氏名	9 0
開議の宣告	9 1
議事日程の報告	9 1
議案第 8 号～議案第 1 8 号の説明	9 1
議案第 8 号の質疑	1 2 4
延会の宣告	1 4 5

第 4 号 (9月5日)

議事日程	1 4 7
本日の会議に付した事件	1 4 8
出席議員	1 4 8
欠席議員	1 4 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 8
職務のため出席した者の職氏名	1 4 8
開議の宣告	1 4 9
議事日程の報告	1 4 9

議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 4 9
議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 6 0
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 6 2
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 6 2
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 6 3
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 6 3
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	1 6 4
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	1 6 4
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	1 6 7
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	1 6 9
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	1 7 0
議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 0
議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 1
議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 3
議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 5
議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 6
議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 7
議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 8
議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 9
議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 1
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 2
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 4
各委員会閉会中の継続審査申出	1 9 5
招集者あいさつ	1 9 8
閉会の宣告	1 9 8

9 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和7年9月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年9月2日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 例月出納検査の結果
- 日程第 5 村長行政報告
- 日程第 6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（8名）

1 番	齋 藤 寿 昭	2 番	石 塚 喜 吉
3 番	吉 成 邦 市	4 番	馬 場 吉 信
6 番	服 部 晃	7 番	小 山 克 彦
9 番	円 谷 要	10 番	大須賀 溪 仁

欠席議員（1名）

5 番 大 浦 トキ子

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸	副 村 長	揚 妻 浩 之
教 育 長	長 場 壮 夫	参 事 兼 総 務 課 長	小 山 富美夫
企画政策課長	森 和 昭	税 務 課 長	塚 目 弘 昭
住 民 課 長	星 裕 治	健康福祉課長	芳 賀 信 弘

産 業 課 長	大 木 伸 一	建 設 課 長	関 根 文 則
参 事 兼 会 計 管 理 者	熊 田 典 子	湯 本 支 所 長	星 淳
教 育 課 長	小 山 泰 明	生 涯 学 習 課 長	櫻 井 幸 治

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	黒 澤 伸 一	書 記	石 井 貴 也
書 記	小 山 ちえみ		

◎開会の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和7年9月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は8名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和7年9月天栄村議会定例会は成立いたしました。

5番、大浦議員より、傷病治療のため欠席の届出がありました。

ただいまから令和7年9月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 小 山 克 彦 議員

9番 円 谷 要 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部議員。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る8月26日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和7年9月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は9月2日より9日までの8日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、服部議員から報告がありましたとおり、本日より9月9日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月9日までの8日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎例月出納検査の結果

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらについても、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎村長行政報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、村長行政報告。

村長より令和7年9月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。
村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） おはようございます。

本日ここに、令和7年9月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともに忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告1件、諮問1件、議案29件を提案し、ご審議いただ

くわけでありますが、議案の説明に先立ち、6月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防防災関係につきましては、6月15日に村内全ての行政区において役員等を対象とした避難訓練を実施いたしました。訓練には約230名が参加し、避難所の開設訓練や住民の安否確認訓練のほか、村公式LINEを活用した被害情報の収集、報告訓練などを行い、災害発生直後の避難行動、支援体制等の確認を行いました。

7月13日には、村総合農村運動広場駐車場において、消防団員、消防団活動支援隊を対象に消防技術の向上を図ることを目的とした訓練を、須賀川消防署長沼分署、湯本分遣所等の協力の下、実施いたしました。訓練には約90名が参加し、消火活動に必要な消防器具の取扱いなど、基礎的な訓練を行いました。

防災行政無線設備整備工事につきましては、8月に着手し、操作卓等の整備の早期完了を目指し進めております。

次に、交通安全関係につきましては、7月23日に交通安全キャンペーンを西郷地区内の国道118号及び湯本支所前において実施し、交通事故防止の啓発を行いました。

次に、移住定住促進事業につきましては、7月13日に東京交通会館において開催された「東北移住&つながり大相談会」に出展し、移住希望者の方々へ村の紹介や情報提供を行いました。

また、7月5日から6日にかけて、こおりやま広域圏主催の移住体験ツアーが本村と須賀川市において開催されました。首都圏などから10名が参加し、料理体験や移住に関する説明、道の駅などの施設見学を行いました。今後も移住定住の促進や関係人口の創出に努めてまいります。

次に、小規模住宅団地につきましては、1区画申込みがあり、現在、土地の引渡しに向けた契約手続を進めております。また、残る4区画につきましても、引き続き分譲に向けた周知活動に取り組んでまいります。

次に、公共交通につきましては、人口減少や少子高齢化の中でも安心して暮らすことができる持続可能で効率的な生活交通体系を構築するため、10月からの実施を予定している湯本地区におけるオンデマンドバスの実証運行について、村公共交通活性化協議会を7月と8月に開催し、協議を行ってまいりました。この実証運行に係る関連予算を本定例会に計上しておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、情報化事業につきましては、8月1日に生涯学習センターにおいて初心者向けスマホ教室を開催し、5名の方が参加され、スマートフォンの基本操作やLINEの操作体験を行いました。今後もデジタルディバイドの解消につながる取組を行ってまいります。

次に、令和7年11月末で任期満了となる民生児童委員の一斉改選に伴う民生委員推薦会を

7月25日に開催いたしました。行政区駐在員の皆様より推薦いただいた民生児童委員及び主任児童委員候補者について要件の確認を行い、候補者全員を国・県へ推薦することが決定されました。

次に、2月に配付しました「てんえい村民応援商品券」につきましては、7月31日に使用期限を迎え、8月20日現在で商品券の使用金額は5,092万4,000円、換金率が98.6%となり、物価高騰における住民生活の支援や消費の下支えが図られました。

次に、高齢者福祉関係につきましては、6月5日に村食生活改善推進員による独り暮らし高齢者等に対する配食サービスを実施し、お弁当を配付しながら健康状態の確認や熱中症予防の声かけなどを行いました。

9月13日には「令和7年度敬老会」を開催することとしております。議員の皆様方におかれましては、ぜひご臨席賜り、高齢者の皆様の健康と長寿をお祝いいただきますようお願いいたします。

次に、児童福祉関係につきましては、8月1日に「村要保護児童対策地域協議会代表者会議」を開催いたしました。児童相談所や警察署、各小・中学校等の代表者の方々に参加いただき、子育て支援や相談体制の確認、個別ケースへの対応などについて意見交換を行いました。今後も、各関係機関と連携を図りながら、要保護児童等への適切な支援を図ってまいります。

次に、村民の健康づくり関係につきましては、6月17日から22日の間、住民総合健診を予約制で実施し、626名が受診いたしました。健診の結果は7月下旬に送付し、保健指導対象者へ直接健診結果の説明を行うとともに、特定保健指導の勧奨や要精密検査等の早期受診、早期治療を勧めております。また、乳がん、子宮頸がん集団検診を7月に実施し、延べ236名が受診いたしました。集団健診未受診者に対しては、引き続き施設健診の受診を勧奨し、受診率向上に努めてまいります。

次に、熱中症対策につきましては、福島県と連携し、暑いときに涼むことができる場所を「ふくしま涼み処」として公共施設など10か所に設置したほか、村社会福祉協議会と連携した高齢者訪問における声かけ、熱中症警戒アラートが発表された際の防災無線及び村公式LINEによる注意喚起を行っております。

次に、環境衛生関係につきましては、7月27日に「親子で学ぶ環境教室」を開催し、廃材を利用したソーラーハウスの工作を通じて、温室効果ガスを排出せずに電気に変換する太陽光発電の仕組みや送電、蓄電、省エネについて学び、環境意識の高揚を図りました。

8月9日には、廃棄物の減量化対策として、役場駐車場において「小型家電・古着の無料回収イベント」を開催いたしました。約140名が来場し、小型家電については2,015キロ、古着については1,020キロを回収することができ、お越しいただいた住民の皆様にも好評をい

ただいたところ。回収した家電等はリサイクルされ、このような取組が循環型社会、ゼロカーボンシティの推進につながっていくことを期待するものです。

次に、8月19日に環境美化コンクールの審査を実施し、花いっぱい運動部門で6地区、施設部門で4地区を最優秀等に決定いたしました。花いっぱい運動につきましては、暑い時期の作業となっていることから、来年度以降、時期を早める検討をしております。

次に、税務関係につきましては、6月30日に牧本小学校の6年生を対象に租税教室を開催し、税に対する正しい知識と税の使われ方などの普及啓蒙に努めました。

本年度の主要4税目の課税状況につきましては、対前年比で個人住民税が3.3%増の2億1,698万4,000円、固定資産税が0.1%減の4億4,705万1,000円、軽自動車税が0.8%減の2,267万円、国民健康保険税が23.7%増の1億1,730万4,000円となっております。

次に、国土調査につきましては、新規地区である湯本第32地区は一筆地調査を10月中旬に着手できる見込みとなり、継続調査の湯本第31地区につきましては、現在、一筆地測量を実施しております。

次に、農業関係につきましては、7月以降、記録的な猛暑と少雨による農作物への影響が大変懸念されました。引き続き、農作物の生育状況を注視しつつ、県やJAと連携を図り、各種対策の情報提供に努めてまいります。

令和7年産米につきましては、令和の米騒動を背景に、主食用米の作付面積は対前年度比16ヘクタール増の853ヘクタールの見込みとなっております。

園芸作物につきましては、須賀川・岩瀬地区の主力品目であるキュウリ、ナス等の本格出荷を迎える6月下旬から7月にかけて、東京及び大阪の卸売市場において、管内の市町村長及びJA夢みなみ役員等によるトップセールスを実施し、良食味な農産物の産地をPRいたしました。

7月4日及び5日に「米飯官能鑑定士養成講座」が須賀川市民交流センターt e t t eで開催されました。プレ大会や国際大会で活躍するスタッフの人材育成を目的とした講座では、炊飯方法や米の品種、品質等について学びました。引き続き、関係機関と連携を図りながら、国際大会の機運醸成に取り組んでまいります。

次に、林業関係につきましては、ふくしま森林再生事業により、現在、牧之内字五本木地区内の約6ヘクタールの森林整備を実施しております。

鳥獣被害防止対策につきましては、熊の目撃情報が多く寄せられておりますので、村鳥獣被害対策実施隊と連携を図り、引き続き被害防止に努めてまいります。

次に、商工観光関係につきましては、6月29日に「プレミアム付てんえい商品券」と本年から新たな取組としてプレミアム率30%の「てんえい食事券」を販売し、全て完売いたしました。9月7日には第2弾の販売を行い、物価高騰などの影響を受けている村民及び村内

事業者の支援に努めてまいります。

7月27日に16回目となる「なつの天栄羽鳥湖高原ウオーク」を開催いたしました。晴天の中、村内外から約900名が参加し、羽鳥湖高原の豊かな自然の中でウォーキングを楽しんでいただきました。

6月27日から29日に大宮駅で開催されたふくしまプレDCイベントにおいて天栄村特産品フェスタを開催し、新たな取組として、新幹線を活用した荷物輸送サービス、「はこビュン」を利用した朝取り岩瀬キュウリと焼きたて食パンを目玉に各種特産品の販売と観光PRを実施いたしました。

インバウンド拡大情報発信事業につきましては、7月15日から18日に観光協会長と商工会長と共に台湾トップセールスを実施いたしました。高雄と台北で開催された福島県台湾観光商談会へ参加し、台湾の旅行会社に村の特産品を振る舞いながら、村の観光の魅力を直接アピールしました。また、台湾観光協会や台湾貿易センターを訪問し、村の観光PRのほか、天栄米や地酒のPRを行い、訪日台湾観光客の状況や貿易の状況などについて意見交換を行いました。引き続きインバウンド誘客促進に向け取り組んでまいります。

次に、繰越事業である緊急自然災害防止対策事業の児渡安養寺線落石対策（1工区）工事につきましては、8月に完了いたしました。

次に、上水道事業につきましては、繰越事業である愛宕山深井戸ポンプ更新事業が6月に完了いたしました。

次に、学校教育関係につきましては、8月25日から各幼・小・中学校で新学期がスタートいたしました。2学期が始まり、子どもたちも元気よく登校しておりますが、まだまだ厳しい暑さが続くことが予想されますので、熱中症対策などを図り、学校行事の安全な実施に努めてまいります。

6月24日に「幼・小・中学校合同引渡し訓練」を村内全ての園、学校を対象に実施し、緊急時における避難や引渡しの仕方を確認いたしました。本訓練を通して見えた課題について、学校等の実態に応じて適宜改善を図りながら、緊急時に迅速に対応できるよう危機管理体制の強化に努めてまいります。

小学校におきましては、昨年度に引き続き、各小学校で合同学習を様々な行事で実施いたしました。7月10日には、村内4校の全校生が一堂に会し、羽鳥湖周辺において「森林環境学習」を行いました。自然体験活動を通して自然の雄大さや美しさに触れ、森林の役割や大切さを学ぶとともに、他校の子どもたちと声をかけ合いながら楽しく活動し、交流を深めることができました。

また、8月26日には、小学校5、6年生を対象とした「公営塾サマースクールてんえい」を実施いたしました。小学5年生は、湯本地区の豊かな自然の中で「川遊び」などで共に学

習し、交流を図りました。小学6年生は、4月から進学する予定の天栄中学校で学習したり、先輩と触れ合いながら部活動を見学したりすることを通して、中1ギャップの解消を図り、中学校生活への憧れや希望を持てる機会とすることができました。

中学校におきましては、7月から8月にかけて、例年に引き続き、2、3年生を対象に民間塾講師を活用した補充学習を実施いたしました。早期に受験への意欲を確立させるとともに学力向上を図り、さらには進路実現につながるよう引き続き実施してまいります。

次に、子どもたちの活躍につきましては、天栄中学校テニス部が7月に行われた「福島県中学生テニス選手権大会」において、男子団体及び男子ダブルスが入賞し、東北大会へ出場いたしました。8月28日に開催された「岩瀬地区英語弁論大会」では、暗唱の部で第1位となり、県大会の出場権を獲得するなど、すばらしい成績を残しました。

次に、幼稚園につきましては、7月11日に天栄幼稚園において年長児と保護者が参加する夕涼み会を実施し、「肝試し」や「花火」などを親子で楽しみました。今後も、家庭と園の連携に努め、思い出に残る園生活が送れるよう努めてまいります。

次に、生涯学習につきましては、各小学校6年生を対象とした「ふるさと学び教室」を6月に3回開催いたしました。村内史跡巡りや、ふるさと文化伝承館では、村文化財保護審議会委員による説明のほか、ノーザンファーム天栄などの見学を行い、村の歴史や文化、産業についての学習を通して、郷土愛を育む「ふるさと教育」に努めました。

7月5日には、早稲田大学国際教養学部の大学生を天栄中に招き、「つなぐ英語教育推進事業」を実施いたしました。この事業は、生徒たちに国際的な視野を持たせることを目的に英語を使った学習を行うもので、当日は「世界の食べ物」をテーマに大学生が各クラスに分かれてゲームやグループワークを行いました。生徒たちは大学生と積極的に英語で交流を図りながら、英語を使った料理の注文や世界に一つしかないオリジナルメニューなどをグループごとに考えて発表するなど、生きた英語を使うことで、英語で話す面白さや楽しさを学ぶ機会となりました。

小学校の夏休み期間となる7月22日から8月22日においては、子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして、牧本小学校、大里小学校では「てんえい子ども教室」を、広戸小学校では「放課後児童クラブ」をそれぞれ開設いたしました。牧本小学校26名、大里小学校30名、広戸小学校33名の児童が参加し、読書や工作、自由研究などの活動や読み聞かせを行い、有意義に過ごすことができました。

また、昨年度に引き続き、小学生を対象とした夏休み期間中のプール教室を3回、矢吹町温水プールにおいて実施いたしました。多くの子どもたちの参加があり、水泳インストラクターや特別支援教育支援員等に運営協力をいただきながら、泳ぎ方の基本を学びスキルアップするとともに、交流を深めることができました。

次に、6月28日には村体育協会の主催で第45回行政機関対抗ソフトボール大会が開催されました。この大会は行政機関・団体がスポーツを通して相互の親睦と健康づくりを図ることを目的に開催され、参加者は晴天の下、日頃の運動不足の解消に爽やかな汗を流しました。

次に、8月15日には生涯学習センターにおいて「令和7年度20歳の集い・10歳の集い」を議員の皆様をはじめ関係各位にご臨席をいただき挙行いたしました。当日は20歳が38名、10歳が30名出席し、それぞれの新たな門出を祝うことができました。式では証書や記念品の授与のほか、10歳、20歳の参加者によるメッセージ交換などが行われ、20歳の参加者は友人との久しぶりの再会を喜び、10歳の参加者は自らの10年後の未来にそれぞれ思いを馳せていました。なお、来年度以降の式典は1月開催を予定しております。

次に、湯本公民館におきましては、「福島の魅力学び講座」を開催し、東日本大震災・原子力災害伝承館及び震災遺構浪江町立請戸小学校を見学し、改めて震災の教訓などを学び、防災意識の向上に努めました。また、「アンチエイジング教室」では、減塩や発酵料理、簡単なトレーニングを学び、「湯本いきいきまなび大学」では、笑いヨガで心身の活力を高めるなど、健康増進や地域交流に努めております。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告1件、諮問1件、議案29件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告につきましては、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員1名の任期が12月31日をもって満了となることから、委員を推薦するに当たり、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が9月30日をもって満了となることから、委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 大里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員5名の任期が9月30日をもって満了となることから、委員を選任するに当たり、財産区管理条例の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第3号 天栄村手話言語条例の制定につきましては、障害者基本法の改正により手話が言語であることが明記されたことに伴い、条例を制定するものであります。

議案第4号 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、窓口での印鑑登録証明書交付申請の際、印鑑登録証がない場合でも個人番号カードを持参して印鑑登録証明書の発行をできるようにするため、所要の改正をするものであります。

議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第7号 天栄村子宝祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、祝い金の支給額について改正するものであります。

議案第8号 令和6年度天栄村一般会計決算認定から議案第18号 令和6年度天栄村下水道事業会計決算認定までの11議案につきましては、一般会計及び8つの特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計の決算認定をお願いするものであります。

令和6年度決算の概要であります。一般会計につきましては、歳入総額が56億2,955万3,284円、歳出総額が54億9,199万8,251円、歳入から歳出を差し引いた形式収支は1億3,755万5,033円、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源1,642万9,000円を差し引いた実質収支は1億2,112万6,033円であります。

国民健康保険特別会計につきましては、事業勘定においては、歳入総額が6億2,155万6,597円、歳出総額が5億8,869万5,012円、形式収支、実質収支ともに3,286万1,585円であります。

診療施設勘定においては、歳入総額が5,690万4,414円、歳出総額が4,521万8,055円、形式収支、実質収支ともに1,168万6,359円であります。

牧本財産区特別会計につきましては、歳入総額が731万574円、歳出総額が178万7,446円、形式収支、実質収支ともに552万3,128円であります。

大里財産区特別会計につきましては、歳入総額が27万7,493円、歳出総額が24万2,093円、形式収支、実質収支ともに3万5,400円であります。

湯本財産区特別会計につきましては、歳入総額が46万1,664円、歳出総額が40万2,374円、形式収支、実質収支ともに5万9,290円であります。

工業用地取得造成事業特別会計につきましては、歳入総額が3,977万6,389円、歳出総額が3,691万7,570円、形式収支、実質収支ともに285万8,819円であります。

二岐専用水道特別会計につきましては、歳入総額が305万9,795円、歳出総額が207万4,285円、形式収支、実質収支ともに98万5,537円であります。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額が7億165万2,565円、歳出総額が6億7,795万5,982円で、形式収支、実質収支ともに2,369万6,583円であります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額が6,851万8,335円、歳出総額が6,792万8,128円、形式収支、実質収支ともに59万207円であります。

水道事業会計につきましては、収益的収支においては、収入総額1億8,030万9,955円、支

出総額 1 億6,967万9,310円、収支差額1,063万645円、資本的収支においては、収入総額 6,961万7,000円、支出総額 1 億3,228万8,686円、収支不足額は、過年度損益勘定留保資金 5,309万6,266円、引継金538万5,420円及び当年度消費税資本的収支調整額419万円で補填しております。

下水道事業会計につきましては、収益的収支においては、収入総額 3 億3,106万6,348円、支出総額 3 億2,439万5,643円、収支差額667万705円、資本的収支においては、収入総額880万、支出総額 1 億875万6,962円、収支不足額は、引継金3,393万4,475円及び当年度損益勘定留保資金6,602万2,487円で補填しております。

議案第19号 令和7年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入においては、前年度繰越金及び普通交付税額の確定、物価高騰対応地方創生臨時交付金、担い手づくり総合支援事業補助金、村債の増など、歳出においては、基金積立金、総合計画アンケート調査業務委託事業、オンデマンド交通事業、担い手づくり総合支援事業、宿泊割引キャンペーン補助事業、インバウンド誘客促進補助事業、飯豊地区排水路改修工事請負費の増など、歳入歳出それぞれ 2 億4,996万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億6,956万3,000円とするものであります。

議案第20号 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定においては、歳入歳出それぞれ4,946万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6 億8,698万1,000円とするものであります。診療施設勘定においては、歳入歳出それぞれ876万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,047万3,000円とするものであります。

議案第21号 令和7年度牧本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 492万円を追加し、歳入歳出予算の総額を555万2,000円とするものであります。

議案第22号 令和7年度大里財産区特別会計補正予算につきましては、歳入予算を組み替えるものであります。

議案第23号 令和7年度湯本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 5 万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30万7,000円とするものであります。

議案第24号 令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ35万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,337万5,000円とするものであります。

議案第25号 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を270万3,000円とするものであります。

議案第26号 令和7年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,785万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7 億2,461万7,000円とするものであります。

議案第27号 令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ823万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,657万2,000円とするものであります。

議案第28号 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において88万円を追加補正するものであります。

議案第29号 令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において5万5,000円を減額補正するものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年9月2日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（大須賀溪仁） これで村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。

15分間休みます。

（午前10時38分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時51分）

◎一般質問

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は4名です。質問は、最初に3番、吉成議員、次に1番、齋藤議員、次に4番、馬場議員、最後に2番、石塚議員の順序によって行います。

質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 吉 成 邦 市

○議長（大須賀溪仁） 初めに、3番、吉成議員の一般質問の発言を許します。

3番、吉成議員。

〔3番 吉成邦市 質問席登壇〕

○3番（吉成邦市） 天栄村議会会議規則の規定により、一般質問を行いたいと思います。よろしく願います。

村内の遊休農地の現状と今後の活用計画についてを質問したいと思います。

政府では来年以降、米の増産を行う旨の報道が出されておりますが、米の増産には面積の確保が重要だと思います。

村内の農地の総面積と遊休農地の現在の状況を、田畑の地区ごとの状況をお示しいただきたい。

また、現在は遊休農地の解消をどのように進めているのか、さらに、今後はどのような計画で遊休農地の発生を抑制するのか、解消に向けた対策はどのようにするのかをお示しいただきたい。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

令和7年6月末時点における村内の農地の総面積と遊休農地の面積の状況につきましては、農地の総面積は1,790ヘクタールで、水田が1,180ヘクタール、畑が610ヘクタールであります。遊休農地の総面積は298ヘクタールで、水田が78ヘクタール、畑が220ヘクタールであります。

なお、旧村単位の状況につきましては、お手元の資料のとおりであります。

次に、現在の遊休農地の解消に関する取組につきましては、将来の地域農業の在り方や農地利用を明確化した「地域計画」や国の「中山間地域等直接支払交付金」、「多面的機能支払交付金」を活用し、集落による農業生産活動の継続を支援するほか、村独自の施策として、意欲的に水田の経営規模拡大や営農継続に取り組む担い手に対し、機械設備や施設の整備を支援する「農業経営規模拡大支援事業補助金」等により、遊休農地の解消や発生防止に努めております。

今後につきましては、現在の事業を継続し、遊休農地の解消及び発生抑制に努めてまいります。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ありがとうございます。資料も提出をいただきまして、分かりやすくご説明をいただきありがとうございました。

遊休農地の発生状況につきましては、田んぼで78ヘクタールということございますので、それほど多くないのだなというふうに思っております。

ただ、1,180から78を引きますと1,102ヘクタールということなんですが、先ほど行政報告というか、そのときに主食用米の作付は853ヘクタールだというふうなことで報告をしているんですが、ここで249ヘクタールの差があります。

その辺についてはどうなのかなというふうに思っていますが、あと、田んぼの整備率、現

在の天栄村全体、この1,180ヘクタールのうちの整備率、未整備の田んぼの面積はどのぐらいになっているのか教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えします。

先ほど行政報告でご説明しました水田作付の面積と今報告した水田の作付面積の乖離につきましては、こちらの今回提出しましたこの資料につきましては、農地・農家台帳システムから出しております。片方、行政報告で報告した数値については、営農計画書から抽出した数値となっております、大変申し訳ございませんが、そちら、その影響で乖離しているところであります。

あと、すみません、水田の整備率なんですが、ちょっとそちらについて後ほどご説明させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 乖離している面積につきましては、後で調べて教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

あと、田んぼの整備率、結局、整備された水田でどのぐらいの遊休農地の発生が起きているのかというのを知りたいというふうに思います。

それは、今、こういう状況ですので、なるべく発生しないように、いろんな措置を、さっきもご答弁いただいたように、様々な施策の中で発生を防止しているというようなことですので、整備した田んぼですね、これ、国費なり、村費なり、県費というふうなことで補助金が入って整備しているわけですから、そちらのやっぱり有効活用というのはしっかりしていただきたいなと思います。

あと、未整備田の面積なんですが、今こういうふうな形になっておりまして、田んぼを作りたいというふうなことではあるんですが、どうしても整備されていなくて作りづらいというふうな声も出ています。

私が今回ちょっと見させていただいたところで、白子前のほうなんですが、確かによその田んぼを通っていかないと行けないような田んぼだったり、道路が狭かったりというふうなことがあって、その辺については地権者の同意とどのような事業でやるのかというのがあるんでしょうけれども、小規模の整備ができるエリアというのを、これは現在、村としては把握しているのかどうか。実際に未整備田がどのぐらいあって、その整備ができるかどうかというのは把握しているかどうかだけちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

未整備田の面積については把握しておりません。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3 番（吉成邦市） こういう状況ですので、やっぱりどのような形で今後5年なり10年なり村の生産体制というのをつくっていくかというふうなことが重要になりますので、そういう部分をきちっと検証していただければなというふうに思います。

また、今、村長の話もちよっとあれだったんですけれども、遊休農地の発生を防止するという意味では、中山間地域等直接支払、あとは多面的機能直接支払というのが天栄村の中では大分大きい状況、そして今のこの景観を保っているのもそういうところが大きいんじゃないかなというふうに思っています。

私の地区でも、やっぱりどうしてもやめたいというふうになりますと、そこをちゃんと地区内で話し合って遊休農地にならないように、それでやっているわけですが、ただ、中山間地域、多面的も、今、もう始まって20年近くたっているわけでございます。

今後、だんだん高齢化というか、そういったものも進んでまいりまして、草刈りがなかなか難しいという声がだんだん聞こえています。ですから、この辺の中山間、多面的の担い手が高齢化したときの対応、そしてまた5年、10年というような形で、どのような形でこの制度は、制度、今年も始まったばかりですよ。新たに始まっていると思いますので、また5年間は続くというようなことですから、その辺についてどのような考えをお持ちなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 今後、中山間、多面的を継続していくに当たりまして、先ほど議員さんから申し上げられましたとおり、草刈り等大変重労働で、作業にも皆さん高齢化でなかなか厳しい状況が続いていること、村でも把握はしております。

今後、そちらにつきましては、集落の代表者と話し合いながら相互に協力しまして、作業効率とか作業労働負担、そちらの軽減を図っていくために、スマート農業、また、共同利用の機械化の導入、そちらへの支援、また、農地の集約、集積も合わせて推進し、将来にわたって持続的な地域農業ができるよう対策を講じて遊休農地の発生等に努めていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3 番（吉成邦市） 産業課のほうでも大分中身については理解されているというようなことでございますので、そうはいつでも、やっぱり人間、年を取るのはどうやったって抑えられ

ないというふうなことがあって、あと人口的にも、今、集落内の軒数が大分徐々に徐々に落ちてきているというようなことですので、やっぱり1人当たりの負担をどうやって減らすかというようなことで、今、産業課長のほうからもスマート農業を推進してやっていきたいというふうなことだと思うんですね。

スマート農業というと、やっぱり今ドローンとかそういったものがあるんですが、そういったものの購入に関しては、各地区で、また、各農業者でというふうなことになるとなかなか金額も、ドローンだとやっぱりちょっと作業効率を含めて、20キロぐらい背負えるドローンだと大体、今、500万を超えるというふうな計算になっております。

そういったものをやっぱり前に村長も農業開発公社みたいなところで貸出しができたらいというような話もされていますが、そういうスマート農業に限らず、そういった個人ではなかなか難しい、そして集落でも取組するのが大変だというものについて、地域の維持管理に要するそういった機械の貸出し、そういったものを考えられているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

今後の農業の在り方、私も土地持ち非農家として共同作業に参加をされていて、皆さん、息子さんが、例えばですよ、警察官になっているんだと、息子が帰ってくるのはあと30年後だと、私らは90になってもまだやるのかという話もやっぱり出てきていますし、年々、年を重ねる中で皆様にやっぱり負担になっていると。

今後どういう形でこの農地を守っていくかというような中で、議員が先ほどおっしゃったように、村の農業公社というのが今後は必要になりますよというようなお話をしてくて、財団法人天栄村振興公社を株式にするときに1億出資していたものを村に戻し、そのうち3,000万を天栄村振興公社に充てて、それで今運営しておりますが、次に必要になるのは農業の振興公社、そちらにもこの出資金の一部を一度は戻しましたが充てて、次にやっぱり必要ですよというようなことで今進めてはおりますが、なかなかこれを運営していく中で、中心になってやれる方、この方をきちっとしていかなないとなかなか今度運営が立ち行かないということがあるものですから、そういったところもまた踏まえながら皆様方のご意見をいただいて、ただ、もう喫緊の課題だというような思いはありますので、早急にこのような体制づくりは進めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 村長からも本当に前向きな話をいただいております、本当にありがたいなと思います。

我々この天栄村で住んでいてやっぱりほかの地区の人に言われるのは、天栄村の景観はきれいですねというのをすごい言われます。これはもう、そのときにも住民の方々、こういう形で取り組まれて、田んぼの脇、国道の脇、そういうところを区別なく集落でやっているんですよと。そういえば朝通ると軽トラックいっぱい出ているよねというふうに言われるときもありまして、これがやっぱり天栄村の一つの魅力になっているんじゃないかなと。

ましてや、今、こんな田舎とはいえ、やっぱり犬の散歩、あとはウォーキング、そういったものがありますので、そういう農道、そういった近くの道路がどれだけきれいになっているかというのは住みやすさの一つの基準になるんじゃないのかなというふうには思っております。なので、遊休農地というふうな形で今回質問していますけれども、全体的な天栄村の景観も含めた、生産性も含めたところでそういう今後の状況を考えていただければなど。

作業機の貸出しというようなことですが、村長の今の答弁にもありましたように、担い手、どんな方がやってもらえるのかというようなことだと思うんですが、本当に私も農政にも携わったことがありますので、大規模化、大規模化と言われ続けてもう大分何十年も大規模化の面積のハードルがどんどん上がって、最初の頃は、私が役場に入った頃は3町歩とか5町歩で大規模化と言っていたんですけれども、今はもう30町歩とか、下手するとメガファームって100町歩規模というふうなことになってきているわけですね。

ですから、そういったものを含めて、どれだけこういう中山間地域、平場は大規模化できるんですけれど、こういう中山間地域で大規模化するというのがどれだけ難しいかというのも認識はしておりますので、その辺も含めながら今後の対策を練っていただければなど思っております。

そして、現在の米不足の原因であります、やっぱりいろいろ言われているんですけれど、今、米の増産をしろと言われてるんですけれど、私、一番心配しているのは米の品質の低下、これがあるんじゃないのかというふうに感じています。

せっかく天栄米というブランドがここまで来て、一般的にも県内にも大分浸透して、天栄米おいしいんだよね、天栄米、高くてもしょうがないよねというふうな形になってきているわけですね。

ところが、みどり認定というか、有機無農薬のお米を……有機栽培ですね、有機栽培のやつを25%まで国は増やすと言っていますが、こうやって増産増産というふうに言われると、実際の話、今回、農業新聞に出ていたんですが、但馬という、兵庫ですね、コウノトリ育むお米というふうなところがあるんですが、その有機米は4万4,000円の概算金が出ました。1俵です。有機米4万4,000円、一般コシヒカリが2万8,000円、これを6俵と8俵でやると大体同じ金額なんです。ですから、8俵取って2万8,000円だと、4万4,000円で6俵の人と変わらないと。これだけ有機を進めているにもかかわらず、やっぱり増産でこれだけ金額

が上がってくると有機をやっているメリットがだんだん少なくなってしまう。

そういう中で、今までせっかくやってきた天栄米の無農薬、漢方とかいろいろやっていただいているが、そういうものが不利にならないような、そういう方法、方策を考えているのかどうか、そちらのほうもお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

有機米の価格の件ですが、村といたしましては、例えば大宮駅でのPR事業とか、あと昨年から日本橋三越本店の越後ファームさん、そちらのほうで、有機にかかわらず、ゴールドプレミアムライス、ゆうだい21についても、都内の方にこういうおいしいお米があるんですよということと、こういう天栄村のきれいな環境で育ったお米なんですよということをPRしながら、村のほうでは生産とか農業者の士気高揚につながるような取組を進めているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 様々な取組をやっただいて本当にお疲れさまでございます。そういう取組があつてこそその天栄米のブランド化だというふうには思っております。

ただ、やっぱり今、今回これだけの出荷競争が激しくなって、今、茨城県はコシヒカリ一般で3万5,000円だという声も聞こえてきているわけでございます。3万5,000円で8俵採るとどう逆立ちしても有機米がかなわないというふうなことで、いろいろな問題があつて今騒がれてはいるんですが、有機栽培が不利にならないような、そういう施策もそうなんですが、やっぱりJAさんとかと組んでいただいて、やっぱり有機もきちっと買入れをする。

また、前からお話をしていますが、学校給食等で使っていただいて、なるべく出口のベースをきちっと確保してもらおうというふうなことをお願いしてきたんですが、その辺について、今後不利にならないような支援策、そういったものを考えているのかどうかお聞かせいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

有機栽培のお米、野菜もそうですけれど、進めていく上では、需要も今出てきておりますので、これから皆さんのご意見をいただきながら、そして品質を落とさないような形で、さらには生産者の意欲を落とさない、そんな取組をしながら進めてまいればと思っております。

ただ、今ここにきて令和の米騒動というようなことで、米価が急に高騰してきて、生産者

にとっては大変ありがたいことでありますが、今後この動向というのもよく見据えていかないとなかなか分かりにくい。

新潟でも大きく米作りをやっている本当のプロのお米作りの農家さんについても、国から言われたから即できるかといったら、なかなかそれはできませんねと。まず、労働力が足りない。国の政策もころころ変わってしまうと。そんな中でリスクは背負いたくないというのが多分正直なところだと思うんです。

ある程度大きくやっているところは自分の顧客、売り先を持っているので、そこと品質を一番大事にすると。そこで数量を確保すると。それが継続してやっていけるやり方だという話もしています。いや、ごもっともな話なんですよ。

そういう取組もしっかりいろいろ情報を入れながら、生産者に不利にならないような形で、天栄のブランドを落とさない形で進めてまいればというようなことで、今後ここについてもしっかりと取り組んでまいります。

今の時点ではここまでが私が言えるところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3 番（吉成邦市） ありがとうございます。

村長言っているとおりで、今、我々農家というか、県内の30町歩近くやっている農家さんたちとも意見交換会をこの間やってきたんですが、とにかく米の値段が上がり過ぎていると、怖いというふうなことを言っていました。

特に、今言っているように、品質の低下、これが、米専業でやっている人たちはある程度、今言ったように、品質をきちっと守りながら自分の経営をしていくというふうなのが基本にあると思うんですが、やっぱり少しでも高いお米を売りたいという農家のほうが多いわけです。農協さんとかそういう業者さんにしか出さないというようなことになりますので、そうすると品質が低下する。低下すると今度は米離れが始まるんじゃないかと。まずいものは食べたくない。そうすると、また数年前の1俵1万円切るというようなことが現実的に起こってくるんじゃないのかというのが一番危惧されているわけでございますね。

ですから、そういうのも、今、村長、その辺も含めて対策を練っていくというふうなことでございますので、本当に農家、今回の農水大臣というか国がやっている備蓄米の放出にしても、あの1万円のときに誰が助けてくれたんだと。農協も国も国会議員も、誰も助けてくれなかったわけですね、9,800円になって。それで、みんな、やっぱりあの9,800円があるから、みんな機械が壊れるともうやめると。もう一回投資してあんなものが来たら絶対やっていけないと。

そういうトラウマになって今どんどん離農が進んで、天栄村だって、この間の6月でもち

よっとお聞きしたら、僕が現役の頃600軒と言われていた農家が今354軒ということですので、半分ですよ。半分の農家もやめて集積率は50%というようなことで、天栄村は先ほども規模拡大化の補助金とかがありますので、規模拡大している農家さんは本当に助かっていると。

ほかの市町村の農家さんとの間も話したんですけど、天栄村はいいよねと、それだけ手厚くやってもらっているのはすばらしいねと言われてきました。

これはやっぱりすばらしい取組なんだなというふうに改めて感じてはいるんですが、そういうものを含めてどうやって今後この景色、景観、そして生活を守っていくか。それにはやっぱり農地が天栄村のベースだというふうに僕は思っていますので、その辺をきちっとやっていただければなというふうに思っております。

本当に今ちょっと令和の米騒動ということで、ちょっと今までにないような、そういう金額、そして農家さんたちにも不安があると思います。そういったものをやっぱり一つ一つクリアして、天栄米というブランドを確立して、天栄はやっぱりいろんなことがあってもぶれないよね、やっぱりそういう盤石な地盤ができるような、そういうものにしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いろいろと申し上げましたが、内容的には遊休農地の解消、そして米への取組というようなことで前向きにやっていただけているというふうに感じておりますので、以上をもって私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員の一般質問は以上で終了いたします。

◇ 齋 藤 寿 昭

○議長（大須賀溪仁） 次に、1番、齋藤議員の一般質問の発言を許します。

1番、齋藤議員。

〔1番 齋藤寿昭 質問席登壇〕

○1番（齋藤寿昭） 天栄村議会会議規則によりまして一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

1つ目の質問は、小学校統合の進捗状況についてです。

昨年6月定例会の一般質問で小学校の統合について質問がありましたが、その後1年が経過し、現在の進捗状況を伺いたい。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

小学校統合の進捗状況につきましては、天栄村立小中学校統合委員会委員の皆様と事務局職員で、昨年12月に群馬県富岡市教育委員会において、統合するまでの考え方や組織的にど

のような手順を踏んでいるかなどについて視察研修を行ってまいりました。

現在は、これまでの視察研修や検討内容を踏まえ、統合小学校建設に向けての判断材料として、新築または既存小学校の改修、増築に係る概算費用の算出や財源確保に向けた情報収集、建設までの流れや手続等について検討を行っているところであります。

引き続き、よりよい統合小学校の整備のために検討を重ね、村の財政状況も勘案しながら判断してまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

そちらの検討委員会の前に天栄村立小中学校のあり方検討委員会というのが最初にあったと思うんですけども、私も回答した記憶があるんですけども、保護者へのアンケートとこのをやっているはずなんですけれども、こちらのアンケートで出た結果の内容が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

天栄村立小中学校のあり方検討委員会でアンケートを実施いたしまして、アンケートにつきましては、天栄保育所をはじめ村内幼稚園及び小・中学校の保護者に対し実施し、回答をいただいております。

アンケートの結果につきましては、統合に関する部分を申し上げますと、「統合はやむを得ない」「統合すべき」を合わせますと全体の約70%を占めております。

また、統合に関する意見といたしましては、まず新校舎についてでございますが、中学校や村役場に最も近い場所に新校舎を建設してほしいとか、保育所、幼稚園、小・中学校全てが近くにあれば、保護者の送迎も楽になり、災害時の緊急的なお迎えのときも短縮できると。

また、統合の方法に関しましては、新校舎を建設し、一気に統合したほうがよい、段階的だと子どもにも大人にも負担がかかり、経費もかかるなどといったご意見をいただいております。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） いろいろ調べてもらいまして、ありがとうございます。

そもそも何で小学校の統合が必要になったということも、今の保護者のアンケートのほうでよく分かりました。あと、なぜ新築で造らなきゃならないとか、役場周辺で建設しなければならないというのも、そういったアンケートを基に出たということが大変分かりました。

もう一つ質問というか、先ほど村長の答弁のほうでありました昨年12月18日に富岡市のほうに視察研修ということで行きましたけれども、そちらの結果報告というのは、村民への説

明、周知というのはしたのでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

12月に視察研修に行っておりまして、その結果等につきましては、広く住民の方に対しましてお知らせはしてございません。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） そういった村民への周知というのは、いろいろ議会のほうでも取り上げて、統合がどうなっているのかということを知るのには、やっぱりそういった周知が大変重要かと思います。そうすると、村民もこういうふうに進んでいるんだなという理解ができていけるのかなと思いますので、ぜひそこは周知、説明をしていただければと思います。

あと、新築または改修というお話があったんですけれども、そちら具体的まではいかないので、費用の比較というのはしていただいたのでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

費用の算出というような部分で、前にも申し上げておりましたが、今この不安定な世界情勢で物価高騰がなかなか収まらない状況で、建築物については、ある程度の上乗せで見ればというようなことで専門的な方々からお話をいただいているんですが、ここに来て働き方改革というようなことで人件費がなかなか読めないというような状況もありまして、その辺を踏まえて、今後そこも入れて方向性を煮詰めていく。

あともう一つ、温暖化の影響によりまして、全国各地でゲリラ豪雨、線状降水帯によって今まで土砂災害がなかった区域が、今年もこんな低いところが崩れて、巻き込まれて命を落とすというようなことがありまして、村の中にも、先日、新聞紙上でも公表されましたが、村民が避難する場所が村は足りないというような状況もございます。

こちらにつきましても、どういう方向性をじゃ持っていくのかというようなことで、村の体育館、学校の土砂災害の恐れのない区域を避難所としての指定もしています。集会所にしても、そこから恐れのある箇所というようなことで、指定はされていませんが、公表はされたというような状況で、今後も、裏山に崖がある、山があるというところは避難所にはだんだんそぐわないんじゃないかと、本当に安全な平場にそういう施設をこれは設置する必要も出てくるんじゃないかなというようなことで私は総合的に判断をしてまいりますというようなことで、まず、その財源の確保というようなことで、今、村の財調も10億超えています。そして、公共施設の整備基金、これも10億弱まで行っております。

まず、自主財源がないと、今後の整備をする統合の学校、私もその必要性、今、少子化の中で、子どもたち、保護者の方々からも早急にやっていただきたいというお話もいただいておりますが、今、各市町村、なかなか財政状況が厳しくて、財調も1億を切っている市があったり、なかなか大変だというお話も聞いています。その財政状況を見ながら、そして今の世界での紛争、これが収まらないとなかなか物価高騰というのは収まっていけない状況もありますが、悠長に構える部分でもありませんが、ある程度、金額をつかめるような状況まで持っていければと思っておりますが、今まだなかなか正直なところ正確な金額がつかめない。

新しい校舎を建てる、既存の校舎を増築して進めていくというような中であっても、面積からいくと、以前に基本構想で金額も出してきて議会にもお示ししようとしたのですが、その金額ではとてもとても収まらない状況があります。それについて、昨年6月に一、二年のうちに判断をさせていただきたいというようなお話をさせていただきましたが、これだけ目まぐるしく変わっていく状況の中であって、なかなか数字がつかみにくい。よそでも公共施設を建築しますよと言って断念したりしているのが現状でございます。

数字を議会議員の皆様方にご理解をいただいて、常に変動していく、下がるということはないと思うんですね。そういう中で、しっかり、村にとっても大きなやっぱり決断になるものですから、そこは慎重にいつて進めていきたい。

まだまだ統合の新築する状況についての情報が足りないものですから、もう少し情報を収集しながら、金額もある程度のものをつかみながら判断をして、その時期が来ましたらなるべく早い段階でお示しをしてまいりたいと考えております。

今の時点では、なかなか私も今の村の財政状況を見るとはっきりとした回答ができない状況ではありますが、今しっかりと財政調整基金、公共施設の整備基金、積立てしておりますので、今後も積み増しをしながら有利な補助等を見つけて進めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

大変難しい状況だというのは昨年の答弁からも理解はしております。

その中でちょっと2つほど例なんですけれども、こちらちょっと福島民報の記事、6月15日に載っていた記事なんですけれども、隣の須賀川市、長沼に義務教育学校ということで掲載されておりました。

中学校の敷地に小学校、屋内運動場を新築、校舎は長沼中の空き教室、小学生用に改修、改築ということで、既に学校関係者ですか、PTAとか学校運営協議会とかにもう説明をされているということが載っていました。これは既存の校舎をうまく使ってやるというふうな感じで、義務教育ですね、小・中ということでやるという記事が載っておりました。

また、磐梯町、こちらのほうは小学校を選択制にするというような取組で、特色のあるまちづくりということで、人口減少の歯止めをすとかということも載っておりました。

そういったこともありますけれども、先ほど村長のほうの答弁もありました学校の避難所とかということもあるんですけれども、ご承知のとおり、牧本小学校、こちらは土砂災害警戒区域内に立地されております。最優先の保育所の移転ということも落ち着いたかと思しますので、一刻も早い統合に向けた整備計画を村民のほうに示していただければと思います。

私の1つ目の質問は以上です。

○議長（大須賀溪仁） ただいま一般質問の途中でありますが、昼食のため午後1時30分まで休みます。

（午前11時35分）

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後1時30分）

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） それでは、2つ目の質問なんですけれども、スキーリゾート天栄の利活用について。

昨年9月定例会のときにグランディスキー場の休業のお知らせが入り、湯本地区の冬期間の活性化、雇用などに様々な影響を及ぼしております。

スキーリゾート天栄についても令和3年から休止が続いていますが、今後の利活用について伺いたい。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

湯本スキー場は、近年の温暖化による暖冬少雪に加え、スキー人口の減少、施設の老朽化も著しい状況にあることから、令和3年10月より営業を休止しております。

新たな利活用については、レストハウスを活用した別のアウトドア的な機能を有する施設への転用などを検討することを天栄村公共施設のあり方検討委員会から提言を受け、検討を進めてまいりました。

この間、福島森林管理署白河支署から、スキー場以外の用途として使用する場合には、レクリエーションの森の指定解除を行い、当該敷地を更地化した上で、植林、原状復旧して返還した上で、新たなレクリエーションの森の指定を受ける必要があるとの指導を受けました。また、スキー場を廃止する場合でも、原状復旧まで行った上で返還する必要があることが示

されました。

さらに、国内のスキー人口は、ピーク時から近年の雪不足やコロナ禍も影響して大幅に減少しております。

このような状況の中で、新たな用途としての利活用、リフトを修繕してのスキー場の継続、いずれの場合においても長い時間と多額の財政負担が予想されるため、村といたしましては、湯本スキー場を廃止し、敷地を返還する方向で福島森林管理署白河支署と協議を進めていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

今のお話だと、廃止の方向でというお話なんですけれども、今、村長おっしゃったように、スキー人口の減少というのは多分一部の報道だけかと思います。

というのは、昨年、猪苗代スキー場ですか、こちらに私、よく行くんですけれども、30年前のスキー人口と同じぐらい、もう駐車場は入れない、リフトは1時間待ち。やり方によってはいろいろ集客というのはできるのかと思っております。

福島県だと喜多方に三ノ倉スキー場というのがあるんですけれども、こちらでもPRの仕方が「日本一すいてるスキー場」、「すいてる」というのは、空いていると、あとは好きという意味の「好いてるスキー場」ということでPRして、スキーだけでなくヒマワリの観光名所だったりハンググライダーなんていう取組で集客をしているというところもあります。

また、白馬村というのが長野にあるんですけれども、そこだと冬のお客さんより夏のお客さんの入りが多い。なぜかという、昔「アルプスの少女ハイジ」でブランコに乗って出てくるというのがあるんですけれども、そちらを頂上に設置して、それを、お客さんもインバウンドの方とかで、リフト待ちが5時間とかということをやって集客をしているとかということで、いろんな多分集客方法はあるかとは思っているんですけれども、グランディスキー場が休止となって、湯本地区の宿泊施設等の、こちらは道の駅も含むものなんですけれども、お客様の数、入り込み数というのはどのぐらい減ったかお答えいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

湯本・羽鳥地区の観光入り込み客の状況についてですが、グランディ羽鳥湖スキーリゾートが営業していた12月から3月までの2023年シーズン観光入り込み客数は約8万8,000人、営業を休止した2024年シーズンの観光入り込み客数は約5万3,000人、比較しますと約3万5,000人が減少し、約40%の減となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭）　ありがとうございます。

40%、スキー場がなくなったということでお客さんが減った。単純な計算ではないですけども、復活すれば40%戻るということにはなかなかならないとは思いますが、そういった冬の観光施設、こちらがやはりあればもっと湯本地区、冬期の活性化というのができるのではないかと思います。

そこで、去年12月に南会津町のスキー場、4か所あるスキー場のうち2か所が閉鎖方針ということで新聞等で取り沙汰されたわけですが、その後、住民の署名活動等により一転して存続へ転換されました。

こちらの件に関しまして、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁）　村長。

〔村長　添田勝幸　登壇〕

○村長（添田勝幸）　お答えいたします。

私もマスコミの報道等でその南会津地区のスキー場の状況については読ませていただきましたが、ただ、事情が本村とは違うというようなことも思っております。

それについて特に私からどうだということは言えませんので、その市町村の事情があったりするものですから、これ以上はなかなかお答えはできないことをご理解いただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁）　1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭）　すみません、私のちょっと質問の仕方がよくなかったのかなと思いますけれども、そういった住民の署名活動等で復活した、町の方針が変わったということもありますので、その辺をちょっとご説明、私のほうがしたかったんですけども、申し訳ありませんでした。

検討しているスキーリゾート天栄を利活用するというほうも、廃止の方向ということで、ないということもありますけれども、こちらちょっと福島民報のウェブ記事、令和7年2月28日にあったんですけども、「スキー人口が減っているとはいえ、会津地方の中山間地にとって冬の貴重な観光資源であることに変わりはない。観光は裾野が広い産業といわれ、閉鎖に伴い、地域経済が衰退し、さらに人口が減る負の循環に陥っては元も子もない。近年は、雪を目当てに会津地方を訪れるインバウンド（訪日客）が増えている。こうした流れは今後、強まるとみる観光関係者は少なくない。スキー場単体で利益が出ないのであれば、何らかの収益事業と組み合わせることで内部で相互補助をする仕組みを考える必要がある」という記事が載っておりました。

スキー場単体でやっていくのは多分難しいかと思いますが、何らかの事業と組み合わせ、雪遊びとか雪合戦とかで集客をしていますけれども、何らかの事業と組み合わせ

やれるようなこともあると思います。

私の一般質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員の一般質問は以上で終了いたします。

◇ 馬 場 吉 信

○議長（大須賀溪仁） 次に、4 番、馬場議員の一般質問の発言を許します。

4 番、馬場議員。

〔4 番 馬場吉信 質問席登壇〕

○4 番（馬場吉信） 通告どおり一般質問を始めます。よろしくお願いします。

1、現状に即した広域連携の在り方について。

平成22年をもって平成の大合併が終了し、一段落した現在、少子高齢化や人口減少、災害リスクの増大、地域経済活性化など、住民サービスを維持しつつ新しい行政サービスにいかに対応していくかという課題に直面しております。

1つの自治体だけでは対応が難しい課題に対処するため、新しい広域連携の仕組みを構築し、制度化することが求められております。

本村においても、こおりやま広域連携中枢都市圏、俗名こおりやま広域圏、平成31年1月に15市町村で連携協約を締結し、同年3月に都市圏ビジョンを策定しました。令和2年3月に二本松市、令和4年3月に磐梯町が新たに加わり、17市町村、5市8町4村の体制となりました。

そこでお尋ねしますが、現在、村では、こおりやま広域圏の事業を活用し、これから申し上げる3点、以下になりますが、項目についてどのような取組をしているのかお聞かせ願います。

①観光交流事業。

②移住定住促進事業。

③有害鳥獣対策事業。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

現在、村では、人口減少、少子高齢化社会においても、広域的に連携することで住民が安心して暮らし続けることができる地域を確保していくため、郡山市を中心とした17市町村が参加するこおりやま広域連携中枢都市圏におきまして、様々な分野で連携し、住民サービスの向上を図っております。

ご質問のありましたこおりやま広域圏の連携事業を活用した取組としまして、1点目の観光交流事業につきましては、こおりやま広域圏の市町村で構成するこおりやま広域観光協議会において、物販イベントの共同出店や観光ガイドブックの作成、公式ウェブサイト等の運営をはじめ、今年度はドローンを活用した実写パノラマ画像によるデジタル観光マップの共同制作など、各市町村の魅力を集めた事業を展開し、交流人口や移住定住人口の拡大につながるよう情報発信に取り組んでおります。

2点目の移住定住促進事業につきましては、移住に関心のある県外在住者を対象とした移住体験ツアーを行っております。今年度は本村と須賀川市を巡る行程でツアーを行い、村の紹介や移住定住に当たっての支援制度などの説明のほか、村に移住された方と交流する機会を設けることで、直接、村の魅力を感じていただきました。そのほかにもウェブサイトでの情報発信や移住定住の情報誌の発行など、広域的に連携し、PRに努めております。

3点目の有害鳥獣対策事業につきましては、こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョンにおいて、有害鳥獣被害防止対策の情報共有、意見交換、広域的な捕獲体制の検討などについて連携して取り組むとされており、今後とも、広域的な被害防止、捕獲などの連携の在り方について他の市町村と協議を進めてまいります。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 広域的に、広域全体ですね、全般に関する村の取組、これについては了解しました。

それでは、私のほうから順に、これは担当課長になろうかと思っておりますけれども、質問させていただきます。

まず、1番目の観光交流事業であります、こおりやま広域圏では大きく6つのプロジェクト、これを掲げ、事業を包括的に推進しております。その中で、観光交流事業はエリアプロモーションプロジェクトに属し、各自治体の魅力、あるいは効果的、また効率的に発信をすることに関すると思っております。

天栄村においても、観光をキーワードに様々な連携を進めているわけですが、現在の地域連携協議会の数、それと主な事業内容をお聞かせいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） それでは、お答えいたします。

広域観光に関する取組に係る組織の数なんですが、3つございます。

まず1つ目が、岩瀬地方広域観光連絡協議会で、主な取組ですが、こちら、管内のイベントの協力、また、イベントの各種PR、ブースの出展と岩瀬広域圏パンフレットの作成などを行っております。

2つ目ですが、那須白河会津観光推進協議会です。こちらの主な取組ですが、デジタルサイネージの広告とパンフレットの作成とホームページの運営、先ほどと同じように広域観光のパンフレットを作成しております。

3つ目になりますが、こおりやま広域観光協議会です。こちらの主な事業ですが、各種イベントへの出展と観光関係のポスターの作成、ノベルティーの作成とSNS等のインスタグラムでの情報発信、あと観光ガイドブックの作成について取り組んでおります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 広域観光地域連絡組織として、数と事業内容について了解しました。

観光、私も関連した仕事をしているんですが、観光、これは光るものを観るということです。光るものがあればそこに人が集まるというふうに解釈として用いられるケースもあります。

本村では羽鳥湖高原が観光の目玉です。近年で結構です。取組の実績と今後の方針、継続ですね、これと事業等あればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

主な羽鳥湖高原の取組でございますが、令和元年には世界オートキャンプ大会のほうを開催しております。その後、通年のイベントになりますが、羽鳥湖高原の自然を生かした健康ウォーク、こちら7月と10月と年に2回開催しております。

そのほか、別団体ではございますが、雪合戦のほうも開催して冬期間の誘客を図っているところでございます。

健康ウォークにつきましては、現在、開催してから15年以上たっております。また、集客も毎回1,000人程度集まっていただけ、そういう村の大きなイベントともなっておりますので、今後も継続して誘客促進を図っていきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） ありがとうございます。

羽鳥湖高原等、天栄村にも村内に観光資源が程よくあります。それらを連携して自然豊かな天栄村をPRし、関係人口、交流人口、そして定住人口の増加を戦略的に進めていく、これが最善の今目指すところだと思います。何分よろしくお願いいたします。

続いて、②移住定住促進事業について、村長より行政報告で説明がありました小規模住宅団地、これは分譲地、8月5日締切りで、条件を満たし販売された1区画、ほか、今後4区

画の分譲の戦略、これについて考えがあらうかと思います。その点についてお聞かせください。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

この宅地分譲につきましては、人口減少、そして少子化対策として、移住定住の受皿、若者の村外への流出防止を目的に整備したところでございます。

そのため、今回の販売におきまして、要件として、世帯主または配偶者が40歳未満の婚姻世帯、また、世帯主または配偶者が50歳未満で中学生以下の子どもがいる世帯ということで年齢要件を設けさせていただいております。

また、もう一点、物件の取得後に1年以内に建築に着手していただき、20年以上居住する意思がある方ということで、移住定住につながるものとして分譲を開始したところでございます。

先ほどの行政報告にもありましたとおり、6月30日から販売したところ1件の申込みがありまして、8月5日で一度、1つの区画に複数の申込みがあった場合には抽選して行うということとしておりましたが、1件しか申込みがありませんでしたので、抽選は実施しなかったところでございます。

8月6日以降につきましては、申込みがあった順で分譲を進めていき、契約をしていく形で、今、販売をしているところでございます。

また、販売に当たりまして、県内のハウスメーカーや不動産業者、一般の方から問合せが来ていたところでございます。

分譲の周知方法としまして、これまで新聞社への投げ込みや記事掲載、村ホームページへの掲載、SNSでの情報発信、ハウスメーカーなどへの投げ込み、村広報紙への掲載、チラシを村内の全戸に配布、新聞折り込み、こちらにつきましては、須賀川市、鏡石、矢吹町の各世帯へ新聞折り込みをしたところでございます。

また、移住相談会におきましても周知をしております。こちらは東京で7月に行いました移住相談会で案内をしております。

また、地域情報誌への掲載、現地での分譲の周知を行っております。

現在、販売を開始してから2か月ほどの内容でございますが、今後もこうした周知を進めまして、販売を継続していきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 村のスタンスとして見れば、いろんな形で外に対して情報等を発信しているということでありまして、いろいろと多方面からも問合せ等もあったかもしれませんが、

当然のことだと思いますが、問合せ等に関しまして柔軟に対応していただき、5区画完売に向け、村内の企業とか各種団体、それとか個人、当然いろんな形があろうかと思いますが、横断的に知恵を結集し、全部売り切るということで連携していけると思っております。

それと、これも村のホームページにあります、若い世代の住宅取得を支援しますということで、このようなチラシがホームページに載っております。

一番下、補助の内容ですけれども、新築住宅取得に関して、村の2事業者で建設すると、改修ですけれども、20万円と。子育て、中学生以下1人については10万円、新築、中古住宅取得、これに関しても同じような交付措置をしております。

近年で結構です。応募の数、それを把握しているようであれば教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） 答えいたします。

まず、転入する若者の住宅取得の助成といたしまして、天栄村新生活・住まいづくり応援助成金というものがございます。こちらにつきましては、令和6年度におきましては5件の助成となっております。

次に親世代と同居している跡継ぎ以外の子世帯が独立して村内に新たに住居を取得して定住する場合に住宅の取得費用を助成するもの。こちらは主に、長男が家を継いで、次男の方が村内に別に建物を建てる際に助成する事業でございますが、こちらが令和6年度で1件の助成をしております。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 令和6年に5件、それと後継ぎはいるんだけれども、次男さんが帰ってこられると、令和6年に1件ということで、多い少ないは別としても、またそういうことを村でやっている。

PR、まず、それもいろいろと知恵を出して、外に対してアピールしていくのも大切ではないかなと。村の移住定住に向けた強みになりますから、その辺もまた一生懸命、外に対して進めていく価値があろうかと思っておりますので、何分その点についても推進方よろしく願います。

関連になります。

大里地区に定住促進住宅がございます。20棟あるというふうに記憶しておりますが、これは所管は建設課だと思います。現状、20棟の入居状況について教えていただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

村では定住促進住宅を20棟建設しまして運営をしておりましたが、これまでに2棟払下げがありまして、現在は18棟の管理をして、住宅をお貸ししているという状況でございます。

令和6年、昨年には2棟の世帯が転出してしまったため、今年度に入ってから2棟の募集をしまして、2棟のうち1軒は7月に入居が決まり、もう一軒も今月9月に入居者が決まりまして、現在は18棟全て埋まっている状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 全部入居者がおられると。本来の目的に沿った形で運用されていると。大変よろしいことかと思えます。

新規の着工住宅、今、建築資材の高騰の影響、そういう形がありまして、坪単価が建物おおよそ100万円、これが相場だという話とかも聞いておりますし、また、そういうふうに言われてもおります。

現在ある定住促進住宅、これが有効に活用されて本当に何よりだというふうに思っております。今後についても、同じように空きが出る、その後すぐ新しい入居者が入ってもらえる、そういうことについても推進をするといえますか、これも定住の大きなポイントになりますので、併せてお願いをいたします。

それでは、最後の有害鳥獣対策事業に移ります。

各自治体、本村以外もそうですが、猟友会の方々が高齢化、また、人員減少の傾向にあります。有害鳥獣対策に大変苦勞しているのが現況であります。

そこで、村の猟友会の人員数、今、何人おられるのか、その点についてお聞きします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 天栄村における猟友会の人数といえますか、天栄村では鳥獣被害対策実施隊、こちらのほうを委嘱しておりまして、こちらの隊員の総数は16名でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） すみません、年度と何月付で16人でしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

令和7年4月1日現在の人数となっております。よろしく願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4 番（馬場吉信） 16名、今年度の4月1日、了解しました。

年間を通してですが、クマの目撃情報や人を襲う事件が新聞等で頻繁に報道されている昨今ですが、その他についても、イノシシやシカの農作物への被害が増加傾向にあります。このことから、村の猟友会の鳥獣被害対策にこの人数での対応はなかなか限界があると思うんですね。

近隣、冒頭、広域連携ということで、をキーワードにして今回の有害鳥獣の話に結びつけているところはあるんですが、隣接の、例えばお隣、須賀川市長沼町のイノシシが天栄に来ないわけがなく、また、天栄のイノシシが白河市もしくは西郷村に行かないわけでもない。

こちら、どうしてもその辺の問題というのはどこの地区でも通っているわけですが、じゃ、それをどうしていくんだということで、広域連携の考え方をそこに入れてネットワークを進めていく、広域連携で注意喚起をする、情報共有をお互いにする、そして体制を構築する、そしてまた強化していくことが不可欠だと思うんですが、今までも、私の記憶だと、大山団地が過年度に熊が出没して、須賀川の猟友会さんと一緒にその辺は対応したというふうに記憶してございますが、これも横断的な考え方だと思うんですが、村としてやはりこういうケースもあると思うんですね。

そういうときに、大山団地の熊出沒問題等で経験があるものですから、それを生かしてやっていくというふうなこと、アクションプランですね、鳥獣対策についてのアクションプランの考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

まず、今後のアクションプランについてですが、まずは、実施隊の数を確保していくということが重要だと考えております。そちらにつきましては、村においては、例えば、資格の取得の更新に係る試験の手続料とか、あと新たに狩猟の免許を取りたい方については、新規狩猟者育成事業補助金、このようなものを支援しております。

また、そのほか、実際に実施隊になるためには、3年間狩猟の経験、天栄村猟友会の支部に加入して3年間活動していただくようなことで、実施隊のほうに格上げできる、なれるというような規定もありますので、そちらに係る経験等、わなの設置等、また、安全管理対策、そのようなものを効率的に進めるために、昨年はわなの設置講習会なども開催しております。

引き続き、様々な事業を講じて、人員の確保に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 4 番、馬場議員。

○4 番（馬場吉信） 了解しました。

猟友会も高齢になって猟銃を返納し、それで少ないままではこれはどうしようもありませんので、定数といいますか、天栄村で今16名ですね。もっと多くても差し支えはないと思うんですね。

免許取得の補助であつたりとか、あと、今、猟友会の人たち、狩猟をする人たち、ライフルの射撃、これに車で相乗りをして一緒に行こうということで、射撃、これは義務ですから、それをされていると。

非常に村でもそういうことでの指導があつたという話も聞いておりますし、1人じゃなくてみんなで一緒に行動すると、非常に大切なことだと思いますし、なおさら狩猟免許、猟銃免許を取ってもらう、そういうことに、猟友会もそうですが、実際、私たちも勉強していかななくてはいけない事項だと思っていますので、一生懸命その辺はお互いに連携しながら、猟友会の数を極端に減らさないと、反対に多くしていくということも、これからのご時世に対処していく大変なミッションだと思いますけれども、ぜひともそれはやっていかななくてはならないというふうに思っております。

今回、こおりやま広域圏をきっかけに、今申し上げました3点の質問をしましたが、ほかにもこれとは別に様々な問題が山積していると思います。

ご承知かもしれませんが、天栄村は8つの自治体に隣接しております。鏡石町、須賀川市、郡山市、会津若松市、下郷町、西郷村、白河市、矢吹町です。振興局は、白河市、西郷村、矢吹町は県南の振興局、天栄村につきましては、鏡石さん、それと須賀川市、郡山市、これが県中振興局です。会津に関しては、会津若松市と下郷町。3つの振興局のくくりの中に属してはいるんですが、広域連携の中でも、そういった面では獣害に限らず、移住定住もそうなんですが、身近なところでネットワークを確かなものにして、振興局にこれどうなんだいということで働きかけをすることが大切なことだと私は思っております。

天栄村が単独で対応し切れない問題や課題、それを広域で知恵を出して、持続可能な地域に発展させていくことが現在の私たちに課せられたミッションだと思います。

衣食住、それとそこに遊休知美、衣食住は生活の基本ですが、遊休知美、遊ぶ、休む、知というのは「知る」ですね、「トモ」とも読みます。あと、美、人々がより豊かに生きるために必要な遊び、癒やし、学び、美しさ、この4つが要素であると。時間はかかると思いますが、できることから情報共有して、体制構築、連携強化、住んでいる人たちの幸せに直結することだと私は思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員の一般質問は以上で終了いたします。

ここで暫時休議いたします。

2時半まで休みます。

(午後 2時16分)

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時28分)

◇ 石 塚 喜 吉

○議長（大須賀溪仁） 次に、2番、石塚議員の一般質問の発言を許します。

2番、石塚議員。

〔2番 石塚喜吉 質問席登壇〕

○2番（石塚喜吉） 天栄村議会会議規則によりまして一般質問を行います。

村内のAEDの設置状況について。

当村内でのAEDの設置場所と設置台数はどのくらいの数が設置されているのか。また、今後の設置計画は予定されているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

村内の公共施設におけるAED設置状況につきましては、役場や生涯学習センター、健康保健センター、湯本支所などの施設や各小・中学校、幼稚園、保育所、国民健康保険診療所、デイサービスセンター、スポーツ施設、各道の駅などに1台ずつ設置し、合計で20台設置しております。

今後の設置計画としましては、AEDが設置されている公共施設が近接していることで設置していない施設もありますので、再度必要性を検討してまいります。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 村内のAEDは購入したものなのか、また、リースなのかお聞きしたいと思います。また、リースの場合と購入した場合では金額の差はあるのか。購入したにせよリースにせよ、点検等のメンテナンスが必要と思われますが、リースの場合どのような随時契約を行っているのか併せてお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

まず最初に、AEDが購入したものか、またはリースなのかというお質しでございますが、先ほど村長の答弁いたしました台数20台のうちでございますが、そのうちの15台がリースをしているところでございます。

続きまして、リースと購入の金額の差というお質しかと思いますが、品物によって、若干差はございますが、平均しますと購入のほうが若干高いような様子でございます。

続きまして、リースの場合の契約、こういった形をしているのかというところでございますが、リース契約の場合はほとんど約5年リースということで随意契約をしているところでございます。

その中にしましては、本体、AEDの場合は本体と、あとパッド、貼るやつでございますが、そのパッドと、あとバッテリーがございまして、その交換を込みで、また、保守点検を込みで月々6,000円から7,000円くらいでのリースをしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 先ほど答弁の中で15台のリースということで、あと5台は購入ということだと思っておりますが、その購入したものに対しては点検とかそういったものはどのようにしているのかお聞かせください。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

リースの場合ですと、業者さんが年に1回ほど確認をさせていただいているところでございますが、購入にしましては、購入した場合にはもう所有がこちら側になりますので、目視で点検をするということで、実際的には業者が確認しているということとはございません。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 購入したものに対しては、点検とかバッテリーの交換とかは誰がやるべきことなんですかね。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

バッテリーの場合は約2年間、パッドもそうでございますが、パッドも約2年間くらいが期限と申しますか、耐用期間ということで承知しております。

毎回2年に1度ほどそちらのほうを新たに購入しまして、そのところに交換はしていくという形になっております。

○議長（大須賀溪仁） 課長、誰がやっているのか。

○参事兼総務課長（小山富美夫） 失礼しました。誰がやっているかのお質しでございますが、それぞれの担当施設のほうで予算を伴って購入しまして、それを業者から買いまして、設置のときには立ち会うかと思いますが、買った場合に立ち会いながらそこに設置をしていくという形を取っていると思います。

○議長（大須賀溪仁） 2 番、石塚議員。

○2 番（石塚喜吉） といいますと、2 年ごとに購入しているということになるんでしょうかね。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

ちょっと私、言葉足らずで大変申し訳ありません。

本体は大体、耐用年数 5、6 年ということでございますが、パッド、貼るやつですが、そちらのほうは大体 2 年ということでございますので、そのパッドと、あと機械を動かすのにバッテリーが入っているんですが、そちらも約 2 年から 3 年と言われていますので、それが約 2 年くらいで交換していくと、本体はもう少しもつというか、5、6 年はもつという形で、バッテリーとそれだけは交換していております。

○議長（大須賀溪仁） 2 番、石塚議員。

○2 番（石塚喜吉） リースのほうが安いということだったんですが、なぜその 5 台は購入のままで続いて使用しているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

まだそういった購入のものがあるということでございますので、7、8 年以上くらいは購入のものはたっている部分でございますが、今後そちらのほうはリースのほうに切り替えるような形になろうかと思えます。

〔発言する声あり〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 大変失礼しました。

本体は耐用期限がそういった形でございます。メーカーのほうからのご指定はそういう形でございますが、それぞれの施設において、まだ交換していないという現状でございますので、改めてこういった意見をいただきましたので、各施設のほうにもう一度確認をさせていただきますして、交換のほうを進めてまいりたいというふうに思います。

〔発言する声あり〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 大変失礼しました。

今、先ほど申しましたように、まだ購入の部分がございまして、その期間が来ましたらば、できるだけ早急にリースのほうに切り替えてまいりたいと思えます。

○議長（大須賀溪仁） 2 番、石塚議員。

○2 番（石塚喜吉） その 5 台のほうも購入して期間がたてばリースのほうに切り替えていっ

ていただきたいと思います。

あと、AEDを設置してから現在まで、あつてはならないんですけれども、何件くらいの使用事例があったのか、また、なかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

現在まで村でのAEDの使用例はないと承知しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） それはよいことだと思います。

次に、村の職員、また、幼稚園、小・中学校の先生方は、学校施設に置いてあるということで、全員の先生方が取扱いを熟知しているのか、また、救命訓練等の講習は受講しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

村の職員につきましては、約8割ほどの職員が様々なタイミングでAEDの講習を受講しておるところでございます。また、幼稚園や小・中学校の先生方におきましては、村の青少年育成村民会議や学校内でAEDの取扱いの講習を行っているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 村職員のほうで8割とか、あとは小学校では学校内で取扱いをやっているということですが、村職員としても10割ぐらい、全員ぐらいが取扱いできるような方向にしていきたいと思います。

あとは、消防団員への救急訓練等の講習会はどの程度行われているのか、また、全消防団員の方が受講しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

消防団員につきましては、毎年9月に、9月9日、救急の日と称しておりますが、この近辺におきまして、救命救急講習会を年に1度ほど実施しているところでございます。この中で、受講者は、新たな消防団員に関しまして優先的に受講させているという状況でございます。

したがいまして、この救命救急講習会は20年以上ずっと続けておりますので、ほぼ全員の団員が受講しているということで承知をしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2 番、石塚議員。

○2 番（石塚喜吉） 消防団員は全員の方が講習会とかを受けているということですので、引き続き講習会等を行っていただきたいと思います。

あと、現在の救急車の通報から到着時間は平均 7 分くらいと聞いているんですが、地区ごとのきちんとした到着時間は把握しているのか。

特に竜生とか沖内地区辺りの遠距離までの場合は 10 分以上かかるのではないかと思います。こういった場合には特に A E D の設置が必要になってくると思います。

今後の計画では再度検討するということでしたが、各方部の消防屯所または各方部の集会所等の設置計画はないのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

まず、1 点目の各地区ごとの到着時間を把握しているのかというお質しでございますが、詳細な救急車の到着時間につきましては、その状況によりましてまちまちだということで、須賀川消防署でも公表しておりませんので、正式なところは把握しておらないところでございます。

また、集会所や屯所への設置計画でございますが、現時点におきましては、その計画は策定をしておらないというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2 番、石塚議員。

○2 番（石塚喜吉） 計画はないということなんですが、再度検討してもらっていただきたいと思います。

あと、各行政区長の方々もしくは村民の方々は A E D の設置場所は知っていると思いますか。

異常気象により夏場の猛暑による熱中症の方々が増え、また、高齢の方々も増え、救急搬送される方も増えると予想されます。

最近においては、救急車の到着が遅れる場合も想定されますので、村民への A E D の設置場所の案内も重要と感じますが、村としてはどう考えておりますでしょうか、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

A E D の設置場所につきましては、村のホームページ上のウェブ版の防災マップや各世帯にお配りしております冊子版の防災マップの前のほうのページのほうに設置場所一覧を掲載

しております。

ただ、村民の方々がそういった緊急時にそれを検索して探すのは難しいのではないかと
いうふうにも考えているところでございます。

先ほどご説明を申し上げましたAEDの設置場所に関しましては、村内の公共施設にはほ
とんど設置をしているというところでございますので、今後につきましては、住民の方々に
公共施設にはあるという、そういった簡単なフレーズの下に記憶が残るような、また、簡単
で分かりやすい周知方法を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 各行政区長の方々とかには説明とかというのはしておりますか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

駐在員の方々につきましては、特にこのAEDの設置につきましてはご説明はした機会
はなかったと承知しております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 再度検討するとあったんですが、消防団の屯所とかそういった場所に置
いてあれば、村民の方、すぐにあそこにあるんだよということで使用できるかと思うん
ですが、その辺の検討というのはできないんですかね。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほど屯所への設置ということでのご提案をいただいたところでございますが、通常、屯
所は、災害時というか緊急の場合にということで、ほとんど、鍵のほうは閉めていないのか
なというふうには承知はしております。

したがって、防犯上とか、盗難とかといったところも検討する際には必要になるかと
いうふうに思いますので、今のところはそういったまでの段階でございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） AED設置場所に鍵があったら使えないんで、その辺、屯所とかそうい
うほうがいよいと感じますが、どうでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今、議員お質のように、確かに緊急の場合に鍵がないほうがいだろうというところは

ございます。

ただ、先ほども申しましたように、盗難というところもありますし、そういった施設よりももっと別な方法がないのか、これから検討してまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） あと、土日とかもあるんで、やっぱり鍵のかかっていない場所に設置がベストかなと思いますので、その辺はきちんと検討して早めに対応していただきたいと思います。

あと、心肺停止に陥った後、AEDによる蘇生が1分遅れるごとに救命率は7から10%ずつ下がると言われております。このことから、10分以上蘇生が行われないと生存が難しいとも言われておりますので、当村内においては救急車の到着までに10分以上かかる地域が多いと思います。

AEDの取扱いについては、音声案内されるとはいつても、一度講習会等の教育を実施した人としていない人では実施に違いが出るのではないかと思います。今後は、区長及び地域消防協力者への救急訓練等の講習会への参加、もしくは教育等を行っていただき、一人でも多くの村民が人命救助できる体制づくりをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で私の一般質問は終了させていただきます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員の一般質問は以上で終了いたします。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでありました。

（午後 2時52分）

9 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和 7 年 9 月 天 栄 村 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 7 年 9 月 3 日 (水曜日) 午前 10 時開議

- | | | |
|--------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について |
| 日程第 2 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 | 大里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 | 天栄村手話言語条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 6 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 | 天栄村子宝祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 8 号 | 令和 6 年度天栄村一般会計決算認定について |
| 日程第 11 | 議案第 9 号 | 令和 6 年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第 12 | 議案第 10 号 | 令和 6 年度牧本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 13 | 議案第 11 号 | 令和 6 年度大里財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 14 | 議案第 12 号 | 令和 6 年度湯本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 15 | 議案第 13 号 | 令和 6 年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について |
| 日程第 16 | 議案第 14 号 | 令和 6 年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について |
| 日程第 17 | 議案第 15 号 | 令和 6 年度天栄村介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第 18 | 議案第 16 号 | 令和 6 年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第 19 | 議案第 17 号 | 令和 6 年度天栄村水道事業会計決算認定について |
| 日程第 20 | 議案第 18 号 | 令和 6 年度天栄村下水道事業会計決算認定について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（８名）

１番 齋藤 寿 昭
３番 吉 成 邦 市
６番 服 部 晃
９番 円 谷 要

２番 石 塚 喜 吉
４番 馬 場 吉 信
７番 小 山 克 彦
１０番 大須賀 溪 仁

欠席議員（１名）

５番 大 浦 トキ子

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸	副 村 長	揚 妻 浩 之
教 育 長	長 場 壮 夫	参 事 兼 総 務 課 長	小 山 富美夫
企画政策課長	森 和 昭	税 務 課 長	塚 目 弘 昭
住 民 課 長	星 裕 治	健康福祉課長	芳 賀 信 弘
産 業 課 長	大 木 伸 一	建 設 課 長	関 根 文 則
参 事 兼 会 計 管 理 者	熊 田 典 子	湯 本 支 所 長	星 淳
教 育 課 長	小 山 泰 明	生涯学習課長	櫻 井 幸 治
代表監査委員	猪 越 喜久雄		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	黒 澤 伸 一	書 記	櫻 井 小百合
書 記	小 山 ちえみ		

◎開議の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。

よって、定足数に達しております。

5番、大浦議員より、傷病治療のため欠席の届出がありました。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

◎報告第1号の上程、説明、報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） おはようございます。

議案書1ページをお願いいたします。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条及び第22条の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

なお、これらの比率についての同法第3条及び第22条の規定による監査委員の意見は、別冊のとおりである。

令和7年9月2日提出。天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

まず、健全化判断比率でございます。この健全化判断比率には4つの項目がございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字であるため算定されませんでした。次に、実質公債費比率につきましては8.3%でございまして、前年度から0.4ポイントの上昇でございます。将来負担比率につきましては、財政調整基金をはじ

めとする各種基金など充当可能財源等が、地方債の現在高や農業集落排水事業等で借り入れている公営企業債等の繰入れ見込額などから算定した将来負担比率を上回ったため、比率は算定されませんでした。

なお、実質公債費比率につきましては、国の基準、下に記載はされておりますが、この国の基準を下回っております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

次は、資金不足比率でございます。

この資金不足比率でございますが、水道事業会計から最後の工業用地取得造成事業特別会計までの全ての会計におきまして資金剰余であったため、比率は算定されませんでした。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） これをもって報告を終わります。

ここで、村代表監査委員から、令和6年度天栄村財政健全化判断比率並びに水道事業会計等特別会計資金不足比率に関する審査意見書が提出されておりますので、その報告を求めます。

代表監査委員。

〔代表監査委員 猪越喜久雄 登壇〕

○代表監査委員（猪越喜久雄） おはようございます。

令和6年度天栄村の健全財政判断比率及び資金不足に対する審査意見を申し上げます。

お手元の資料、令和6年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足率審査意見書をご覧ください。

1ページをお開きください。

まず、健全化比率に関する審査意見でございます。

審査の対象につきましては、令和6年度決算に基づく、村長から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象といたしました。

審査の期間につきましては、令和7年7月28日から同年7月30日までの3日間でございます。

審査の手続につきましては、提出された健全化判断比率が正確であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか等に主眼を置いて実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された下記の健全化判断比率に係る算定は正確で、その算定基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

以下の表のとおりであります。まず、実質赤字比率は1億2,112万5,000円の黒字であることから、表示されませんでした。

次に、連結実質赤字比率は5億205万の黒字であることから、表示されませんでした。

次に、実質公債費比率は8.3%で、早期健全化基準を16.7ポイント下回り、前年度より0.4ポイント増加している状況であります。

次に、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、前年と同様に算定されませんでした。

いずれの比率についても、基準の範囲内であることから財政は健全な状態にあると認められますが、引き続き財政の健全状態を維持していただきたいと思います。

次のページをお開きください。

資金不足比率に関する審査意見でございます。

まず、審査対象につきましては、令和6年度決算に基づき、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象としました。

審査の期間につきましては、先ほど同様に令和7年7月28日から7月30日までの3日間です。

審査の手續につきましては、提出された資金不足比率が正確であるか、その算定の基礎に基づく事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか等に主眼を置いて実施しました。

審査の結果につきましては、下記の資金不足比率に係る算定は正確で、その算定基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

内容については表のとおりでございますので、いずれの会計についても、資金剰余であることから資金不足比率は表示されず、健全な状態にあると認められますが、引き続き経営の健全状態を維持していただきたいと思いますということでございます。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ご苦労さまでした。

以上で報告を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

諮問を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 黒澤伸一 登壇〕

○議会事務局長（黒澤伸一） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年9月2日提出。天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字飯豊字宮ノ下4番地。

氏名、森・志。

生年月日、昭和34年4月7日生。

○議長（大須賀溪仁） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） おはようございます。

提案理由をご説明申し上げます。

本村の人権擁護委員のうち、春日富夫さんが12月31日をもって任期満了となりますので、後任に森・志さんを新たに候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

森・志さんは村役場職員として福祉や教育などに携わったほか、民間企業や社会福祉法人にも勤務された経歴があり、人格高潔にして社会的信望も厚く、人権擁護委員として適任者と存じ、候補者として提案するものであります。

なお、任期は令和8年1月1日から3年間であります。

以上、上程いたしますので、議員各位のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件について、森・志君を人権擁護委員として適格適任と認める旨、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は森・志君を人権擁護委員として適格適任と認める旨を答申することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 黒澤伸一 登壇〕

○議会事務局長（黒澤伸一） 議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本村の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年9月2日提出。天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字大里字出田廻28番地。

氏名、小沼由喜枝。

生年月日、昭和37年9月25日生。

○議長（大須賀溪仁） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 提案理由をご説明申し上げます。

本村教育委員会委員のうち、小沼由喜枝委員が本年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

小沼由喜枝さんは教育員会委員を平成29年10月から務められており、人格、識見に優れ、また、教育に関する経験も豊かであり、本村教育委員会委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は10月1日から4年であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第2号 大里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 黒澤伸一 登壇〕

○議会事務局長（黒澤伸一） 議案第2号 大里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の大里財産区管理会委員に次の者を選任したいので、財産区管理条例（昭和31年天栄村条例第5号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和7年9月2日提出。天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字大里字新沢26番地1。

氏名、常松栄。

生年月日、昭和30年3月26日生。

住所、天栄村大字大里字丸山8番地。

丸山重一。

昭和35年1月31日生。

住所、天栄村大字大里字丹下93番地。

氏名、宗方嘉・。

生年月日、昭和23年1月7日生。

住所、天栄村大字大里字南沢122番地。

石塚好一。

生年月日、昭和36年12月5日生。

住所、天栄村大字大里字桑名邸55番地。

氏名、金子好友。

生年月日、昭和57年5月11日生。

○議長（大須賀溪仁） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 提案理由をご説明申し上げます。

本村の大里財産区管理会委員5名が本年9月30日をもって任期満了となりますので、新たな委員を選任することについて、財産区管理条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

今回、選任いたします方は、地区の議員にご協力を賜りながら、駐在員のご推薦をいただいた方々であります。宗方嘉・さんが再任、ほかの4名の方が新任であり、いずれの方も地域の信望が厚く、大里財産区管理会委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は10月1日から4年間であります。

以上、上程いたしますので、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第3号 天栄村手話言語条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 議案第3号 天栄村手話言語条例の制定について。

天栄村手話言語条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出。天栄村長、添田勝幸。

天栄村手話言語条例。

第1条、この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解及び手話の普及等に関し、基本理念を定め、村の責務並びに村民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、村が推進する施策の基本的な事項を定めることにより、村民等に手話及びろう者に対する理解の推進を図り、もってろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号、ろう者 聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

第2号、手話の普及等 言語としての手話の認識の普及、手話を学ぶ機会の確保、その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

（基本理念）

第3条、手話の普及等は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

第1号、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的成果であるとの認識のもとに行うこと。

第2号、手話は、ろう者にとって、情報の取得、意思の表示及び他者との意思疎通を図る手段として必要な言語であるとの認識のもとに行うこと。

第3号、ろう者が手話により意思疎通を行う権利を有し、当該権利は尊重されなければならないこと。

(村の責務)

第4条、村は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及等に関する必要な施策を推進するものとする。

(村民の役割)

第5条、村民は、基本理念にのっとり、村が推進する手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(ろう者の役割)

第6条、ろう者は、基本理念にのっとり、村が推進する手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条、事業者は、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関し合理的配慮を行うよう努めるものとする。

(施策の推進)

第8条、村は、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

第1号、手話への理解及び手話の普及等に関する施策。

第2号、手話による情報発信及び情報取得に関する施策。

第3号、手話による意思疎通の支援に関する施策。

第4号、前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認める施策。

(手話を学ぶ機会の確保)

第9条、村は、関係機関、ろう者及びろう者に関わる者と協力して、村民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

(財政措置)

第10条、村は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由を申し上げます。

手話は、使用する方にとって日常生活、社会生活を営む上で重要な意思疎通のための手段であり、国は、障害者基本法を改正し、手話が言語であることを明記するとともに、手話を必要とする者、手話を使用する者の意思が尊重されること、手話の取得、使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られること、国民が相互に

人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、施策を総合的に推進することを目的とした手話に関する施策の推進に関する法律が本年6月25日に公布、施行されました。

本村におきましても、この趣旨に沿い、条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、議案説明資料の5ページをお願いいたします。

1の趣旨でございますが、提案理由と重複をいたしますので省略をさせていただきます。

2の内容でございますが、第1条に目的を定めております。次に、第2条には用語の定義、第3条には基本理念を定めております。次に、第4条には村の責務、第5条から7条には村民、ろう者、事業者それぞれの役割として、それぞれが実施する施策への協力、配慮に努めることを定めております。次に、第8条には推進する施策、第9条には手話を学ぶ機会の確保について、第10条にはその施策の推進に当たって財政措置に努めることを定めたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 言語条例ということで、制定されるのはすごいいいことだなと思っております。この言語条例ができたこの先の話ですが、今のお話ですと、この条例の条文のみお話しをいただいているわけですが、具体的にどのような形でこの言語条例を手話のろう者の方に住みやすい、また、生活しやすい環境を整えていくかというのをちょっとお聞きしたいので、その辺具体的に今後どのようなこと、例えば、公共、公のそういう式典とか、そういったものにはろう者の手話を置くとか、そういったものがこれからやるつもりがあるのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

今、議員おっしゃられたとおり、手話を言語であるということで、皆さんに認識していただくような普及啓発ですとか、手話を学ぶ機会、例えば、講習会を開くですとか、あとは、おっしゃられたようにイベントですとか、そういったものに手話通訳者を入れるとか、そういったことを配慮していくということで進めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） これからやっていくということだと思うんですが、実際に手話をそういったできる方の確保、そういったものはこれから、今のお話ですと、教室等を開いてやってい

くということなのですが、実際にこの条例が入ってきて、令和7年、8年から式典とかでやるとなると、そういう方が本当にいらっしゃるのかどうか、また、そういうサークルが天栄村にはあるのかどうか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

村内にあるかどうかちょっと把握してございませんが、県の聴覚障害者協会ですとか、須賀川にもそういった組織があるということで伺っておりますので、そちらと連携して推進してまいりたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 県のとか、大きい市なんかにはあるんだろうと思いますが、こうやって市町村で言語条例をつくったということになれば、それなりにそういった組織の充実、そして、それに入れるような方々の育成、そういったものも含めてやっぱりやっていかないと、ただ条例をつくったというふうな形だけではどうしようもないと思いますので、財政措置というふうなことも謳っておりますので、来年以降、しっかりそういったものに対して取り組んでいただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、議案第4号 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 議案第4号 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出。天栄村長、添田勝幸。

天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和56年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

第3項、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者が印鑑登録証明書交付申請書に個人番号カードを添付し、統合端末等に当該個人カードの暗証番号を入力して申請を行う場合は、印鑑登録書の添付を要しない。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

改正点につきましては、説明資料の6ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、現行では役場窓口での印鑑登録証明書の交付申請には必ず印鑑登録証の添付が必要ですが、印鑑登録証がない場合でも個人番号カードの添付と暗証番号の入力により交付申請を可能とする改正をし、住民サービスの向上を図るものであります。

新旧対照表にて説明申し上げます。

第12条3項、「個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者が、印鑑登録証明書交付申請書に個人番号カードを添付し、統合端末等に当該個人番号カードの暗証番号を入力して申請を行う場合は、印鑑登録証の添付を要しない」を加えるものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出。天栄村長、添田勝幸。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年天栄村条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第1項中、「（次条において「請求等」という。）」を「（以下「請求等」という。）」に改める。

第15条の4の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第15条の5、任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成29年天栄村条例第1号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項

において「申出職員」という。) に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号、申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置。

第2号、出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置。

第3号、職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置。

第2項、任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、村長が規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号、対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置。

第2号、育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置。

第3号、対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置。

第3項、任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2項、任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の5第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

初めに、15条の3におきまして、15条の4で引用しております「請求等」という文言を今回追加する第15条の5でも引用するため、修正をするものでございます。

続きまして、第15条の4の次に、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の条文、第15条の5を加えました。

まず、第15条の5第1項につきましては、職員やその配偶者が妊娠や出産の申出をしたときは、休暇や勤務時間の制限等の内容を周知することを明記いたしました。第1号から第3号はその周知内容でございます。

次に、第2項では、職員の子が3歳から小学校就学前までの間に取得することができる育児と仕事を両立するための制度内容について周知することを明記いたしました。第1号から第3号はその周知内容等でございます。

第3項では、第1項第3号及び第2項第3号で確認いたしました職員の職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に向けた職員の意向に沿って、任命権者は配慮しなければならない旨の内容でございます。

いずれも育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするために行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第8、議案第6号 職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出。天栄村長、添田勝幸。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例（平成29年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第2号中、「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「（以下「定年前再任用短時間勤務等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第19条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年天栄村条例第25号）第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第19条の2、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

第1号、1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき。当該勤務時間の時間数。

第2号、第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき。当該残時間数。

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第19条の3、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第19条の4、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

第1号、非常勤職員以外の職員。77時間30分。

第2号、非常勤職員。当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間。

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第20条（見出しを除く。）を次のように改める。

第20条、育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附則。

(施行期日)

第1項、この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

まず、第18条第2号では、現行「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「勤務日の日数」に変更いたしました。

次に、「定年前再任用短時間勤務等」という文言を次条において使用しなくなったため削

除いたしました。

続いて、第19条の見出しの部分でございますが、今まで部分休業の種類が1つであったものが、今回2種類に変更されます。今回この現行の「部分休業」を「第1号部分休業」と称するため、見出しを変更するものでございます。

次に、第1項でございますが、現行の「部分休業」は、勤務時間の始めと終わりにおいて2時間以内で30分単位で取得可能だったものを、改正によりまして2時間以内であれば30分単位でどの時間帯でも取得が可能となるものでございます。

次に、第2項及び第3項でございますが、文言の修正でございます。

続きまして、第19条の次に第19条の2から第19条の5を追加いたしました。

まず、第19条の2第1項では新たな部分休業、第2号部分休業に関する条項でございます。

まず、第1項条文では、第2号部分休業は1時間単位で取得可能であることが記されておりますが、次の第1号と第2号の場合には、分単位でも可能である旨が記載されております。

次に、第19条の3では、部分休業は1年単位で申請をしていきますが、その1年単位を4月1日から翌年3月31日までと定めるものでございます。

次に、第19条の4では、第2号部分休業の取得できる時間を定めておりますが、職員は第1号で77時間30分、会計年度任用職員は第2号で、それぞれの1日当たりの勤務時間に10を乗じた時間となります。

次に、第19条の5では、部分休業の申出の内容を変更するための特別な事情を明記したものでございます。

次に、第20条では、部分休業の承認の取消しについて明記したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第9、議案第7号 天栄村子宝祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 議案第7号 天栄村子宝祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村子宝祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出。天栄村長、添田勝幸。

天栄村子宝祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村子宝祝金の支給に関する条例（平成7年天栄村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（祝金）

第4条、祝金の額は、次に定める額とする。

第1号、第1子10万円。

第2号、第2子20万円。

第3号、第3子30万円。

第4号、第4子40万円。

第5号、第5子以降50万円。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村子宝祝金の支給に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2項、改正後の天栄村子宝祝金の支給に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後に

生まれた出生児に係る祝金について適用し、同日前に生まれた出生児に係る祝金については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料11ページをお願いいたします。

今回の改正は、少子化の状況を踏まえ、村の人口増加と活性化につながる出生児を祝福し、健康で健やかな成長を期待するため、第2子から第4子までの子宝祝金の額を贈呈するもので、令和7年4月1日以降に生まれた出生児について適用するものでございます。

改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

表の上段が改正案、下段が現行となっております。

第4条の改正でございますが、現行で第1子、第2子が10万円、第3子が20万円、第4子が30万円。第5子以降が50万円と規定されておりますが、今回の改正案におきまして、第1子を10万円、第2子を20万円、第3子を30万円、第4子を40万円、第5子以降を50万円に改める改正で、第2子から第4子までそれぞれ10万円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

11時10分まで休みます。

（午前10時52分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 11 時 08 分）

◎議案第 8 号～議案第 18 号の一括上程、説明

○議長（大須賀溪仁） 日程第10、議案第 8 号 令和 6 年度天栄村一般会計決算認定について、日程第11、議案第 9 号 令和 6 年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について、日程第12、議案第10号 令和 6 年度牧本財産区特別会計決算認定について、日程第13、議案第11号 令和 6 年度大里財産区特別会計決算認定について、日程第14、議案第12号 令和 6 年度湯本財産区特別会計決算認定について、日程第15、議案第13号 令和 6 年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について、日程第16、議案第14号 令和 6 年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について、日程第17、議案第15号 令和 6 年度天栄村介護保険特別会計決算認定について、日程第18、議案第16号 令和 6 年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第19、議案第17号 令和 6 年度天栄村水道事業会計決算認定について、日程第20、議案第18号 令和 6 年度天栄村下水道事業会計決算認定について、以上11議案を一括議題といたします。

ここで決算書の提案理由の説明に入るに先立ち、代表監査委員より令和 6 年度決算審査意見書についての報告を求めます。

代表監査委員。

〔代表監査委員 猪越喜久雄 登壇〕

○代表監査委員（猪越喜久雄） 令和 6 年度天栄村決算審査意見書に基づき申し上げます。

意見書の 1 ページをご覧ください。

令和 6 年度天栄村一般会計決算及び特別会計決算並びに定額運用基金状況の審査意見でございます。

第 1、審査の概要。

1、審査の対象。

- （1）令和 6 年度天栄村一般会計歳入歳出決算
- （2）令和 6 年度天栄村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- （3）令和 6 年度牧本財産区特別会計歳入歳出決算
- （4）令和 6 年度大里財産区特別会計歳入歳出決算
- （5）令和 6 年度湯本財産区特別会計歳入歳出決算
- （6）令和 6 年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算
- （7）令和 6 年度天栄村二岐専用水道特別会計歳入歳出決算
- （8）令和 6 年度天栄村介護保険特別会計歳入歳出決算

(9) 令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

(10) 各会計に係る歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書

(11) 財産に関する調書

(12) 定額運用基金の運用状況を示す書類

2、審査の期間。

審査の期間につきましては、令和7年7月28日から同年7月30日までの3日間でございます。

3、審査の手続。

この審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに、予算が適正に効率的に行われているか等に主眼を置き、関係帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施いたしました。

第2、審査の結果。

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は法令に準拠し作成されており、決算計数は関係帳簿と証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類、計数についても、関係帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

2ページ以降につきましては、各決算の状況の内容でありますので、後ほどお目通しください。

続いて、8ページご覧ください。

審査意見。

まず、一般会計でございます。

財政構造については、財政力指数は前年と同率、経常収支比率は0.3ポイント減となったが、財政健全の範囲である。

また、実質公債費比率は0.4ポイント増とはなっているものの、将来負担比率とともに早期健全化判断基準を下回っており、財政全体ではおおむね健全財政の範囲でありました。

歳入の根源をなす村税は、前年度比で調定額と収入額が共に増加し、過年度分収納率が微減、少し減っておりますので、全体としては前年度比増となっており、収税業務の取組の成果が現れている。一方、個人住民税、固定資産税ともに、依然として多くの未収額があるため、さらなる収入未済額の縮減に向けた取組を強化し、新たな収入未済額の発生を抑制する

など、より一層の収納対策を講じていただきたい。

また、ふるさと納税については、前年度比で1,649件、2,912万5,000円の増で1億2,900万円を超える決算となり、今後も地元の特産品や観光資源を生かした返礼品の拡大などにさらに工夫され、財源を増やすとともに村をPRしていただきたい。

村営住宅・定住促進住宅の使用料については、収入未済額が前年度より微増となっており、公平中立な立場から法令等に基づき適正に対処し、新たな収入未済が生じることのないよう、最大限の努力を講じていただきたい。

次に、各種事業実施に係る意見として、道の駅季の里天栄については、村の賑わいの拠点として施設整備も充実し、売上げも順調に推移している状況にあるが、新規の生産者を掘り起こすとともに、さらなるPRやイベント等による集客を図り、村内生産者の所得の向上に結びつけていただきたい。

また、不用な公共施設については、今後、建て替えや大規模改修、更新など、施設を維持するための予算確保はさらに難しくなっていくとともに、人口減少や高齢化による施設利用の減少なども予想されるため、将来の施策展開の方向性や今後の施設整備等の方向性を見いだすために公共施設の在り方検討委員会等を開催し、限られた資源や資産を有効に活用した持続可能な整備計画を構築していただきたい。

全体的な予算管理と執行については、特に不用額、流用件数削減の改善を求めるとともに、引き続き財務規則を遵守し、適正に執行されたい。

次に、各特別会計でございます。

特別会計では、おおむね良好に事業を実施されているところであるが、収入未済額については引き続き圧縮に努めていただきたい。

また、不用額についても全体的に多額の不用額が散見されているため、事業内容や事業実施時期の精査を行い、適切な事業運営に努めていただきたい。

次のページお開きください。

定額運用基金運用状況審査に対する意見でございます。

審査意見としては、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況については、関係帳簿等を審査した結果、その運用状況は適正でありました。

次に、水道事業会計を申し上げます。

別冊の水道事業会計の決算意見書をご覧ください。

1ページをお開きください。

第1、審査の概要。

審査の対象は、令和6年度天栄村水道事業会計決算書及び決算附属書類です。

審査の期間につきましては、令和7年7月28日から同年7月30日までの3日間でございます。

す。

この審査に当たっては、村長から提出された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表について、関係法令に準拠して調整されているか、経営状況及び財政状態は健全か、さらに、予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施いたしました。

第2、審査の結果。

審査に付された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表は法令に準拠し作成されており、決算係数は関係諸帳簿と証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

なお、決算概要及び審査意見は2ページから7ページまで記載してありますので、後ほどご覧ください。

7ページをお開きください。

第3、審査意見。

本年度は、公営企業として上水道事業と簡易水道事業が統合された初年度となり、当年度の純利益が黒字となっている点は、事業運営における努力が見受けられます。

一方で、財務比率を見ると、固定資産対長期資産比率、流動比率、負債比率がいずれも理想的な基準を満たしていません。未納の水道料金や年度内未払い分の解消を含めた取組により、経営状況のさらなる改善を図っていただきたい。

次に、下水道事業会計を申し上げますので、別冊の下水道事業会計の決算審査意見書をご覧ください。

1ページをお願いします。

第1、審査の概要。

審査の対象は、令和6年度天栄村下水道事業会計決算書及び決算附属書類です。

審査の期間につきましては、令和7年7月28日から同年7月30日までの3日間でございます。

この審査に当たっては、村長から提出された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、あと貸借対照表について、関係法令に準拠して調整されているか、経営状況及び財政状況は健全か、さらに、予算が適切かつ効率的に執行されているか等に主眼を置いて、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施いたしました。

第2、審査の結果。

審査に付された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表

は法令に準拠し作成されており、決算係数は関係諸帳簿と証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

なお、決算概要並びに審査意見は2ページから6ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

6ページをご覧ください。

第3、審査意見。

本年度は、農業集落排水事業、大山地区排水処理事業、簡易排水処理事業が下水道事業として公営企業化された初年度となり、当年度純利益が黒字となっている点は、事業運営における努力が見受けられました。

一方で、財務比率を見ると、固定資産対長期資本比率、あと流動比率、負債比率がいずれも理想な基準を満たしておりません。未納の下水道使用料や年度内未払い分の解消を含めた取組により、経営状況のさらなる改善を図っていただきたい。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 大変ご苦労さまでございました。

令和6年度決算審査意見書の報告が終わりました。

ただいま議案説明の途中でありますが、昼食のため、午後1時30分まで休みます。

（午前11時28分）

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

○議長（大須賀溪仁） これより、令和6年度天栄村一般会計決算書から順次提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 別冊の歳入歳出決算書10ページをお願いいたします。

議案第8号 令和6年度天栄村一般会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、予算現額2億631万2,000円、調定額2億2,413万3,285円、収入済額2億1,110万3,687円、不納欠損額11万3,390円、収入未済額1,291万6,208円、不納欠損額11万3,390円につきましては、地方税法第18条の規定に基づきまして3件分を処理したものです。また、収入未済額の内訳でございますが、現年課税分157万4,294円、

滞納繰越分1,134万1,914円でございます。

2 目法人分、予算現額3,090万1,000円、調定額、収入済額ともに3,158万7,600円。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、予算現額 4 億3,938万1,000円、調定額 5 億2,864万7,702円、収入済額 4 億4,679万4,119円、不納欠損額 9 万4,180円、収入未済額8,175万9,403円。不納欠損額 9 万4,180円につきましては、地方税法第18条の規定に基づきまして 1 件分を処理したものでございます。また、収入未済額の内訳でございますが、現年課税分467万2,469円、滞納繰越分7,708万6,934円でございます。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、予算現額1,677万6,000円、調定額、収入済額ともに1,677万6,200円。

3 項軽自動車税、1 目環境性能割、予算現額133万8,000円、調定額、収入済額ともに143万6,500円。

続きまして、2 目種別割、予算現額2,250万2,000円、調定額2,324万7,324円、収入済額2,256万6,200円、収入未済額68万1,124円。収入未済額の内訳でございますが、現年課税分で29万1,400円、滞納繰越分38万9,724円でございます。

4 項村たばこ税、1 目村たばこ税、予算現額4,318万6,000円、調定額、収入済額ともに4,307万3,109円。

5 項入湯税、1 目入湯税、予算現額1,433万9,000円、調定額1,801万2,555円、収入済額1,617万7,150円、収入未済額183万5,405円。収入未済額は、全額滞納繰越分でございます。

なお、恐れ入りますが、別冊の主要施策の成果 9 ページをお願いいたします。

村税に関する収入未済額につきましては、第 6 表村税等の収入未済額の内訳によりご説明をいたします。

1 項村民税、1 目個人分、1 節現年課税分、収入未済額157万4,294円の内訳でございますが、均等割額が 9 万3,000円、31名、31件。所得割額が普通徴収分が142万9,554円、43名、97件。所得割額の特別徴収分が 5 万1,740円、1 社、4 件でございます。続きまして、2 節滞納繰越分の収入未済額1,134万1,914円、こちらは97名、424件でございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、1 節現年課税分、収入未済額467万2,469円の内訳でございますが、土地が108万6,847円、家屋が209万121円、償却資産が149万5,501円、合わせて159名、600件分でございます。続きまして、2 節滞納繰越分の収入未済額7,708万6,934円、延べ191名、4205件分でございます。

3 項軽自動車税、2 目種別割、1 節現年課税分、収入未済額29万1,400円、こちらは27名、36件。2 節滞納繰越分、収入未済額38万9,724円、17名、56件でございます。

5 項入湯税、1 目入湯税、2 節滞納繰越分、収入未済額183万5,405円、1 社、157件分でございます。

以上でございます。

恐れ入りますが、もう一度決算書の12ページにお戻りください。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税、予算現額1,758万8,000円、調定額、収入済額ともに2,025万7,000円。

2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税、予算現額5,931万7,000円、調定額、収入済額ともに6,199万2,000円。

続きまして、3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税、予算現額1,008万2,000円、調定額、収入済額989万2,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金、予算現額18万4,000円、調定額、収入済額ともに19万6,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金、予算現額170万9,000円、調定額、収入済額ともに311万8,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、予算現額163万6,000円、調定額、収入済額ともに401万3,000円。

続きまして、6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金、1 目法人事業税交付金、予算現額996万6,000円、調定額、収入済額ともに1,097万4,000円。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、予算現額 1 億2,388万円、調定額、収入済額ともに 1 億3,318万2,000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金、予算現額1,222万4,000円、調定額、収入済額ともに1,243万1,825円。

続きまして、9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金、1 目環境性能割交付金、予算現額650万8,000円、調定額、収入済額ともに767万6,000円。

10 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金、予算現額761万2,000円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

11 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金、予算現額2,470万1,000円、調定額、収入済額ともに2,572万円。

続きまして、12 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、予算現額20億5,806万8,000円、調定額、収入済額ともに20億5,270万5,000円。

13 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、1 目交通安全対策特別交付金、予算現額48万6,000円、調定額、収入済額ともに55万5,000円。

14 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目衛生費分担金、予算現額1,180万5,000円、調定額、収入済額ともに1,182万7,000円。

2目農業費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目総務費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

続きまして、4目教育費分担金、予算現額ゼロ、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目消防費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項負担金、1目総務費負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目民生費負担金、予算現額22万5,000円、調定額、収入済額ともに14万1,718円。

3目教育費負担金、予算現額39万8,000円、調定額、収入済額ともに38万7,280円。

4目農業費負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

続きまして、5目衛生費負担金、予算現額10万4,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

15款、使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、予算現額223万円、調定額、収入済額ともに231万4,100円。

2目民生使用料、予算現額1万円、調定額、収入済額ともに1万9,290円。

3目農林水産使用料、予算現額89万9,000円、調定額、収入済額ともに156万5,555円。

続きまして、4目土木使用料、予算現額1,058万4,000円、調定額1,480万7,775円、収入済額979万6,791円、収入未済額501万984円。収入未済額でございますが、こちらは1節住宅使用料のうち、村営住宅の現年度分が1名で8万4,000円、過年度分が3名で34万5,584円。定住促進住宅の現年度分が5名で176万円、過年度分が4名、282万5,000円でございます。

続きまして、5目教育使用料、予算現額88万円、調定額、収入済額ともに117万1,350円。

続きまして、6目衛生使用料、予算現額34万9,000円、調定額、収入済額ともに34万9,800円。

2項手数料、1目総務手数料、予算現額271万8,000円、調定額、収入済額ともに277万9,474円。

2目民生手数料、予算現額7万7,000円、調定額、収入済額ともに5万7,500円。

3目衛生手数料、予算現額42万9,000円、調定額、収入済額ともに41万714円。

続きまして、4目農林水産手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目商工手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

6目土木手数料、予算現額4万円、調定額、収入済額ともに4万1,500円。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、予算現額1億3,448万5,000円、調定額、収入済額ともに1億3,216万1,578円。

続きまして、2目衛生費国庫負担金、予算現額9万7,000円、調定額、収入済額ともに5万8,680円。

3目土木国庫負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、予算現額1億7,111万3,000円、調定額1億

6,398万6,500円、収入済額1億6,076万9,500円、収入未済額321万7,000円。この収入未済額につきましては、2節総務費補助金に予算を計上しておりました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金321万7,000円分が令和7年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、2目民生費国庫補助金、予算現額2,587万7,000円、調定額、収入済額ともに2,499万5,940円。

3目衛生費国庫補助金、予算現額103万5,000円、調定額、収入済額ともに101万円。

続きまして、4目農林水産業費国庫補助金、予算現額296万5,000円、調定額、収入済額ともに296万4,000円。

5目土木費国庫補助金、予算現額3,176万7,000円、調定額、収入済額ともに3,717万5,000円。

6目教育費国庫補助金、予算現額8,786万5,000円、調定額8,868万4,000円、収入済額581万4,000円、収入未済額8,287万円。収入未済額につきましては、1節教育費補助金に予算を計上しております空調設備整備臨時特例交付金8,017万8,000円及び学校施設環境改善交付金269万2000円は、令和7年度へ繰り越すものでございます。

7目消防費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

8目労働費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3項委託金、1目総務費委託金、予算現額23万円、調定額、収入済額ともに同額。

続きまして、2目民生費委託金、予算現額175万7,000円、調定額、収入済額ともに136万2,014円。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、予算現額7,842万7,000円、調定額、収入済額ともに7,715万8,461円。

続きまして、2目衛生費県負担金、予算現額4万8,000円、調定額、収入済額ともに3万9,120円。

3目土木費県負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目消防費県負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項県補助金、1目総務費県補助金、予算現額457万7,000円、調定額、収入済額ともに458万3,000円。

続きまして、2目民生費県補助金、予算現額2,640万7,000円、調定額、収入済額ともに2,584万5,858円。

3目衛生費県補助金、予算現額247万円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

4目農林水産業費県補助金、予算現額3億644万8,000円、調定額、収入済額ともに3億657万3,245円。

5目商工費県補助金、予算現額602万7,000円、調定額、収入済額ともに601万5,000円。

続きまして、6目消防費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

7目教育費県補助金、予算現額573万2,000円、調定額、収入済額ともに同額。

8目災害復旧費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

9目労働費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

10目土木費県補助金、予算現額502万8,000円、調定額、収入済額ともに同額。

3項委託金、1目総務費委託金、予算現額2,137万8,000円、調定額、収入済額ともに2,181万9,558円。

続きまして、2目農林水産業費委託金、予算現額602万8,000円、調定額、収入済額ともに同額。

3目土木費委託金、予算現額705万円、調定額、収入済額ともに780万9,533円。

4目教育費委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目衛生費委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

6目消防費委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

7目民生費委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額76万4,000円、調定額、収入済額ともに77万3,712円。

2目利子及び配当金、予算現額6万3,000円、調定額、収入済額ともに156万2,847円。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目物品売払収入、予算現額300万2,000円、調定額、収入済額ともに300万1,999円。

続きまして、3目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、予算現額1億4,000万円、調定額、収入済額ともに1億2,925万3,900円。

2目教育費寄附金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、1目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、予算現額2,857万1,000円、調定額、収入済額ともに同額。

2目国保（事業勘定）特別会計繰入金、予算現額305万3,000円、調定額、収入済額ともに301万6,531円。

続きまして、3目後期高齢者医療特別会計繰入金、予算現額1万7,000円、調定額、収入済額ともに1万6,755円。

4目介護保険特別会計繰入金、予算現額592万8,000円、調定額、収入済額ともに同額。

5目湯本財産区特別会計繰入金、予算現額21万円、調定額、収入済額ともに同額。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額1億2,800万円、調定額、収入済額

ともに同額。

2 目人材育成基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

続きまして、3 目減債基金繰入金、予算現額584万2,000円、調定額、収入済額ともに同額。

4 目地域福祉基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5 目がんばれ天栄応援基金繰入金、予算現額7,620万円、調定額、収入済額ともに同額。

6 目こども未来基金繰入金、予算現額620万円、調定額、収入済額ともに同額。

7 目公共施設整備基金繰入金、予算現額1,250万円、調定額、収入済額ともに同額。

21款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額 2 億4,516万9,000円、調定額、収入済額ともに 2 億4,516万9,879円。

続きまして、22款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金、予算現額 3 万2,000円、調定額、収入済額ともに 6 万1,842円。

2 目加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3 目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 項村預金利子、1 目村預金利子、予算現額8,000円、調定額、収入済額ともに44万2,025円。

3 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入、予算現額 3 万5,000円、調定額、収入済額ともに 3 万2,529円。

4 項雑入、1 目弁償金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに48万2,656円。

続きまして、2 目雑入、予算現額6,765万5,000円、調定額、収入済額ともに7,243万4,072円でございます。

62ページをお願いいたします。

3 目過年度収入、予算現額463万9,000円、調定額、収入済額ともに465万5,588円。

23款村債、1 項村債、1 目総務債、予算現額7,485万5,000円、調定額、収入済額ともに同額。

2 目土木債、予算現額 2 億9,570万円、調定額、収入済額ともに 2 億2,650万円。

3 節緊急自然災害防止対策事業債に予算を計上しております児渡安養寺落石対策事業に関する6,430万円は、令和 7 年度へ繰り越すものでございます。

3 目農林水産事業債、予算現額 1 億3,610万円、調定額、収入済額ともに 1 億2,070万円。

1 節の農業水利防災対策事業債に予算を計上しております戸ノ内ため池改修事業1,470万円は、令和 7 年度へ繰り越すものでございます。

4 目民生債、予算現額10億220万円、調定額、収入済額ともに 4 億7,680万円。

1 節社会福祉施設整備事業債に予算を計上しております保育所移転整備事業 5 億2,540万円は、令和 7 年度へ繰り越すものでございます。

5目教育債、予算現額8,700万円、調定額、収入済額ともにゼロ。

1節の教育施設整備事業債に予算を計上しております小・中学校体育館施設整備事業8,700万円は、令和7年度へ繰り越すものでございます。

歳入合計、予算現額63億9,002万5,000円、調定額58億1,805万978円、収入済額56億2,955万3,284円、不納欠損額20万7,570円、収入未済額1億8,829万124円でございます。

○議長（大須賀溪仁） ここで暫時休議いたします。

2時15分まで休みます。

（午後 1時58分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時13分）

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 続きまして、歳出でございます。

歳出につきましては、順次、所管課長よりご説明を申し上げたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、予算現額6,950万1,000円、支出済額6,912万7,774円、不用額41万3,226円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございまして、おおむね予算どおりの執行でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額3億943万1,000円、支出済額3億735万7,849円、不用額207万3,151円。不用額につきましては、4節共済費では一般職共済組合負担金及び社会保険料が見込みを下回ったことによるものです。

また、8節旅費では駐在員研修会の中止によるものでございます。11節役務費では郵便料、広告料が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、主な支出内容でございますが、14節工事請負費では防犯灯設置工事請負費としまして41万4,480円を支出しまして、村内7か所に防犯灯を設置いたしました。

また、18節負担金、補助及び交付金では、集会施設整備事業補助金といたしまして19万8,000円を支出しております。

次に、住宅用防犯カメラ設置事業補助金としまして、20件の申請者に対しまして79万9,400円を支出いたしました。さらに、行政区協働の里づくり事業（地域課題解決支援）といたしまして、8行政区に総額505万9,000円を支出いたしました。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） 2目文書広報費、予算現額557万5,000円、支出済額557万3,662円、不用額1,338円。こちらにつきましては、広報てんえいの発行に要する経費でございま

す。ほぼ予算どおりの執行です。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 3 目財政管理費、予算現額919万8,000円、支出済額918万9,290円、不用額8,710円。予算どおりの執行でございます。

4 目会計管理費、予算現額265万1,000円、支出済額254万9,100円、不用額10万1,900円。おおむね予算どおりの執行でございます。

5 目財産管理費、予算現額 2 億9,313万4,000円、支出済額 2 億9,289万7,520円、不用額23万6,480円。不用額につきましては、11節役務費におきまして、庁舎等の電話料が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に主な支出でございますが、14節工事請負費では、旧白子テニスコート管理棟外解体工事請負費といたしまして3,123万5,600円を、役場庁舎修繕工事費といたしまして、436万8,100円を、役場庁舎屋上防水工事請負費といたしまして748万円を支出いたしました。

また、24節の積立金では、財政調整基金積立金といたしまして、元利合わせて8,904万8,910円、公共施設整備基金積立金といたしまして6,000万円を積み立てております。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） 6 目企画費、予算現額 2 億3,729万5,000円、支出済額 2 億2,540万5,818円、不用額1,188万9,182円。こちらにつきましては、企画全般及び自治体DXを含めました情報化、社会保障番号制度、公共交通や関東天栄ふるさと会、小規模団地の造成に要する経費でございます。不用額の主な要因でございますが、11節役務費の各種手数料におきまして、こども未来応援事業の体験に係る観戦チケットの費用が見込みを下回ったため、81ページになりますが、14節工事請負費における小規模住宅団地敷地造成工事の請差及び変更減によるものでございます。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳） 7 目支所及び出張所費、予算現額2,675万5,000円、支出済額2,628万4,352円、不用額47万648円。こちらにつきましては、湯本支所に要する経費でございます。不用額につきましては、3 節職員手当等におきまして、時間外勤務手当が見込みを下回ったことが主な要因となっております。その他につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

主な支出といたしましては、85ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金におきまして、地域活性化支援事業補助金としまして、棚田のイルミネーション設置など、地元を活性化する団体、1 団体へ補助を行っております。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 8 目交通安全対策費、予算現額213万1,000円、支出済額

205万8,888円、不用額7万2,112円。おおむね予算どおりの執行でございます。

次に、主な支出でございますが、14節のカーブミラー設置工事請負費におきまして、カーブミラーを新規に6基設置しまして、総額131万3,400円を支出いたしました。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） 9目地方創生費、予算現額1,971万5,000円、支出済額1,733万978円、不用額238万4,022円。こちらは、移住定住などの地方創生事業及び婚活事業に要した経費でございます。不用額の主な要因ですが、87ページの18節奨学金返還支援事業補助金及び若者定住住まい確保応援助成金、結婚新生活支援事業費が、いずれも申請件数が見込みより少なかったため、不用額が生じたものでございます。

10目ふるさと納税費、予算現額2億866万1,000円、支出済額1億9,585万9,324円、不用額1,280万1,676円。こちらは、ふるさと納税に要する経費でございます。不用額の主な要因ですが、ふるさと納税の寄附額が見込みを下回ったため、返礼品に係る費用といたしまして、7節報償費、12節委託費において不用額が生じたものでございます。

また、24節積立金におきましては、寄附額の減少により寄附できる額の減によりまして、不用額が生じたものでございます。

また、18節負担金、補助及び交付金におきまして、ふるさと納税返礼品開発支援補助金の申請がなかったため、不用額が生じたものです。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 11目物価高騰対応重点支援給付金給付事業、予算現額4,846万3,000円、支出済額4,846万1,450円、不用額1,550円。予算どおりの執行でございます。

主な支出の内容でございますが、18節負担金、補助及び交付金におきまして、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税の定額減税実施に伴いまして、定額減税し切れない34名に対しまして、総額4,739万円を調整給付金として給付いたしました。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） 2項徴税費、1目税務総務費、予算現額7,234万1,000円、支出済額7,189万8,155円、不用額44万2,845円。各税目の課税業務に要する経費でございます。不用額の主な理由としましては、22節償還金利子及び割引料につきまして、年度末に確定する法人村民税などの過年度還付金が見込みより少なかったものであります。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2目賦課徴収費、予算現額774万9,000円、支出済額755万1,788円、不用額19万7,212円。税金の徴収業務に要する経費でございます。不用額につきましては、各節の積み上げによるものであり、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、予算現額 6,358 万 7,000 円、支出済額 6,264 万 2,928 円、不用額 94 万 4,072 円。こちらは、主に窓口、戸籍関係業務に係る経費でございます。主な不用額につきましては、給料手当、共済費などの人件費、また、12 節委託料で社会保障税番号システム整備委託料で 63 万 8,000 円の減、そのほか各節の積み上げによるものでございます。主な事業といたしましては、12 節委託料で書かない窓口導入委託、先ほどの社会保障税番号システム整備委託料で、戸籍にふりがなを振るためのシステム改修を実施いたしました。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 94 ページをお願いいたします。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、予算現額 45 万 1,000 円、支出済額 44 万 3,507 円、不用額 7,493 円。予算どおりの執行でございます。

2 目衆議院議員総選挙費、予算現額 907 万 7,000 円、支出済額 906 万 8,069 円、不用額 8,931 円。予算どおりの執行でございます。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） 5 項統計調査費、1 目統計調査総務費、予算現額、支出済額ともにゼロ。

2 目総務統計費、予算現額 158 万円、支出済額 143 万 1,286 円、不用額 14 万 8,714 円。こちらは、農林業センサス及び令和 7 年度に実施する国勢調査の事前準備に要した経費でございます。不用額の主な要因は、1 節報酬での農林業センサス調査の調査員報酬が、詳細調査の対象となる農家数が見込みよりも少なかったために不用となったものでございます。そのほかはおおむね予算どおりの執行です。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 6 項監査委員費、1 目監査委員費、予算現額 61 万 4,000 円、支出済額 61 万 3,492 円、不用額 508 円。予算どおりの執行でございます。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、予算現額 1 億 2,506 万 9,000 円、支出済額 1 億 1,068 万 5,055 円、繰越明許費 1,150 万円、不用額 288 万 3,845 円。こちらは、福祉全般に係る経費と物価高騰対応生活支援商品券発行事業に要した経費でございます。令和 5 年度繰越事業の商品券発行事業につきましては、昨年 5 月末に使用期限を迎えまして、98.7%の使用率となりました。また、本年 2 月に発行しました 6 年度の商品券発行事業につきましては、本年 7 月末を使用期限とし、令和 7 年度に 1,150 万円を繰り越したものでございます。

不用額の主な要因につきましては、3節職員手当等において各種手当の積み上げによるもの、11節役務費において商品券の郵便料が見込みより下回ったこと、18節負担金、補助及び交付金におきまして、令和5年度繰越事業の商品券の未使用分等によるものでございます。

2目老人福祉費、予算現額1億3,091万9,000円、支出済額1億2,985万7,404円、不用額106万1,596円。こちらは、主に高齢者の福祉に要する経費でございます。不用額の主な要因につきましては、22節償還金利子及び割引料におきましてシステム改修に伴う精算返納金が見込みを下回ったこと及び各節の積み上げによるものでございます。

3目老人福祉施設費、予算現額424万1,000円、支出済額402万6,272円、不用額21万4,728円。こちらは、老人福祉センター及び高齢者コミュニティセンターの維持管理に要する経費で、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 4目福祉医療費、予算現額8,205万7,000円、支出済額8,171万1,839円、不用額34万5,161円。こちらは後期高齢者医療に係る費用であり、不用額の理由としましては、後期高齢者の健診受診に係る費用が見込みより少なかったためです。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 5目障害対策費、予算現額1億5,693万8,000円、支出済額1億5,240万4,684円、不用額449万3,316円。こちらは、障害をお持ちの方への支援に要する経費でございます。不用額の主な要因につきましては、19節扶助費におきまして重度心身障害者医療費、障害者自立支援給付費など、障害福祉サービスの利用が見込みを下回ったことによるものでございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 6目放射能対策費、予算現額310万4,000円、支出済額310万2,204円、不用額1,796円。こちらは、放射能の簡易分析装置を設置し、食品の安全管理に努めるための経費であり、予算どおりの執行であります。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 7目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業、予算現額252万円、支出済額35万円、不用額217万円。こちらは、電気・ガス・食料品等の価格高騰により家計負担の影響が大きい住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり7万円の追加給付をしたもので、令和5年度繰越しとして4月末まで申請を受け付けていました。不用額の主な要因につきましては、給付金の対象世帯が見込みを下回ったことによるものでございます。

8目物価高騰対応重点支援給付金給付事業、予算現額3,282万9,000円、支出済額2,670万2,000円、繰越明許費256万円、不用額356万7,000円。こちらは、物価高騰の負担増を踏まえ、

住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯及びその世帯の子どもを対象とした給付金を支給した経費でございます。令和6年12月13日を基準日とした非課税世帯及び子どもを対象とした給付金につきましては、本年7月までを申請期限とし、256万円を繰り越したものでございます。不用額の主な要因につきましては、令和5年度繰越事業の給付金の対象者が見込みより下回ったことによるものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、予算現額10億9,482万7,000円、支出済額5億6,130万9,512円、繰越明許費5億2,921万円、不用額430万7,488円。こちらは、主に子育て支援に要する経費及び天栄保育所新築に要する経費でございます。

12節委託料におきまして、天栄保育所新築工事監理業務委託料の前払い金418万円、14節工事請負費において、天栄保育所新築工事請負費の前払い金3億3,000万円を支出しておりまして、繰越明許として合計5億2,921万円を翌年度に繰越しをしております。不用額の主な要因につきましては、1節報酬において放課後児童クラブ支援員の勤務時間が見込みを下回ったこと、18節負担金、補助及び交付金において施設型給付費で村内の子どもが村外の認定こども園や保育所の利用が見込みを下回ったこと、19節扶助費のこども医療費及び27節繰出金のこども医療費に係る国保特別会計繰出金につきましては、医療費が見込みを下回ったことなどにより生じたものでございます。

2目児童措置費、予算現額7,337万9,000円、支出済額7,337万8,370円、不用額630円。こちらは児童手当の支給に要する経費で、予算どおりの執行でございます。

3目保育所施設費、予算現額9,223万2,000円、支出済額9,131万2,541円、不用額91万9,459円。こちらは天栄保育所に要する経費でございます。不用額につきましては、1節報酬において会計年度任用職員の勤務実績が下回ったこと、3節職員手当において時間外勤務手当が見込みを下回ったことによるものでございます。

4目放射能対策費、予算現額42万7,000円、支出済額42万3,381円、不用額3,619円。こちらは、天栄保育所の子どもたちの食の安全を確保するための食材の放射能測定に要した経費でございます。予算どおりの執行でございます。

5目子育て世帯生活支援特別給付金事業費、予算現額30万円、支出済額29万9,673円、不用額327円。こちらは、令和5年度に実施しました低所得の子育て世帯を対象とした子ども1人当たり5万円を給付した事業の実績に伴う精算返納金で、予算どおりの執行でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 3項国民年金費、1目国民年金費、予算現額657万9,000円、支出済額646万4,545円、不用額11万4,455円。こちらは、国民年金事務に要する経費です。不用額につきましては、各節の積み上げによるもので、ほぼ予算どおりの執行です。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 4項災害救助費、1目災害救助費、予算現額700万1,000円、支出済額233万2,888円、不用額466万8,112円。不用額につきましては、12節委託料におきまして災害救助法を適用した住家除雪作業委託の実施者が見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、主な支出でございますが、12節委託料で住家除雪作業委託料といたしまして、14件の住家を除雪した委託料233万2,888円を支出いたしました。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、予算現額6,370万円、支出済額6,289万2,561円、不用額80万7,439円。こちらは、主に保健事業や自殺対策事業に要する経費でございます。不用額の主な要因につきましては、3節職員手当等の時間外勤務手当及び18節負担金、補助及び交付金の救急安心センター事業市町村負担金が見込みを下回ったことによるものでございます。その他につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2目予防費、予算現額4,148万6,000円、支出済額3,955万8,956円、不用額192万7,044円。こちら主に母子の健診や各予防接種及び新型コロナワクチン接種に要した経費でございます。不用額の主な要因につきましては、12節委託料において妊産婦健診受診者、予防接種者、新型コロナワクチン接種者が見込みよりも少なくなったこと、19節扶助費におきまして未熟児で生まれた乳児の医療負担を軽減する療育医療制度の対象者がいなかったことによるものでございます。その他につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 3目環境衛生費、予算現額7,398万8,000円、支出済額。

〔発言する声あり〕

○住民課長（星 裕治） 申し訳ありませんでした。

122ページをご覧ください。

3目環境衛生費、予算現額7,398万8,000円、支出済額7,316万6,637円、不用額82万1,363円。こちらは、主に村内の環境保全や狂犬病対策等に要する経費でございます。不用額につきましては、12節委託料で環境整備委託での減、また、27節繰出金の国保事業勘定特別会計繰出金におきまして、特別会計のほうの一般管理費分の支出が見込みを下回ったことによりまして、繰出金が減となったことが主な要因です。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

主な事業としましては、11節役務費で河川の水質検査、12節委託料で村内2か所の臭気分析を実施いたしました。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 4目健康増進事業費、予算現額1,865万1,000円、支出済額1,858万3,233円、不用額6万7,767円。こちらは、主に住民の健康を守るための各種健診等に要する経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

124ページをお願いいたします。

5目保健センター施設費、予算現額2,361万2,000円、支出済額2,303万1,778円、不用額58万222円。こちらは、健康保健センターの維持管理に要する経費でございます。不用額につきましては、10節需用費において健康保健センターの灯油代が見込みより少なかったため生じたものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 126ページをご覧ください。

6目墓地公園施設費、予算現額132万3,000円、支出済額127万969円、不用額5万2,031円。こちらは、墓地公園の施設管理に要する経費でございます。主な事業としましては、10節需用費、施設修繕費で上蓋取替え、照明をLEDに変更しました。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行であります。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 7目放射能対策費、予算現額3万3,000円、支出済額1万8,326円、不用額1万4,674円。こちらは、東日本大震災後に県が実施しております県民健康調査の一環として、既存健診対象外である19歳から39歳の県民、その健診に合わせて追加検査を依頼するために要した経費でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 2項清掃費、1目ごみ処理費、予算現額6,823万4,000円、支出済額6,806万5,513円、不用額16万8,487円。こちらは村内の一般廃棄物等に要する経費です。

次のページをお願いします。

不用額につきましては、11節役務費のリサイクル手数料、12節粗大ごみ戸別収集委託料で、そちらが見込みより少なかったためです。主な事業としましては、リサイクルハウス更新工事を6か所実施いたしました。そのほかに関しましては、予算どおりの執行でございます。

続きまして、2目し尿処理費、予算現額1,971万5,000円、支出済額1,971万5,000円、不用額ゼロ。予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、予算現額63万円、支出済額62万8,600円、不用額1,400円。予算どおりの執行でございます。18節負担金、補助及び交付金におきまして、合併処理浄化槽設置整備事業として3件の補助金を支出いたしました。

4 目大山排水処理施設事業費、予算現額325万6,000円、支出済額325万6,000円、不用額ゼロ。大山排水処理事業への繰出金でございます。

3 項上水道費、1 目上水道施設費、予算現額1,844万1,000円、支出済額1,844万1,000円、不用額ゼロ。水道事業への繰出金でございます。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費、予算現額 1 万3,000円、支出済額 1 万300円、不用額2,700円。予算どおりの執行でございます。

130ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、予算現額898万4,000円、支出済額858万977円、不用額40万3,023円。不用額につきましては、8 節旅費、10節需用費の減でございます。

2 目農業総務費、予算現額5,677万9,000円、支出済額5,658万5,023円、不用額19万3,977円。不用額につきましては、3 節職員手当等、4 節共済費の人件費の減が要因であります。それ以外につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

3 目農業振興費、予算現額 4 億2,073万円、支出済額 4 億1,642万8,350円、不用額430万1,650円。不用額につきましては、12節委託料の道の駅季の里天栄風除室整備工事に係る建築確認申請業務委託料の減、14節工事請負費の道の駅季の里天栄空調設備等工事請負費及び道の駅季の里天栄風除室整備工事。請負費の請差でございます。主な支出でございますが、10節需用費の施設修繕費につきましては、環境省の補助金を活用し、旧道の駅季の里天栄の浄化槽のフロアを改修したものでございます。

続いて、134ページをお願いいたします。

12節委託料の天栄村プロモーション事業業務委託料でございます。株式会社 J R 東日本クロスステーションと連携した大宮駅での天栄米自販機の設置や昨年11月と本年 1 月に天栄村特産品フェスタの開催、本年 2 月には上野駅のほんのり屋で天栄米おむすびフェアの開催など、首都圏に向けて村特産品を通した村の魅力の発信と観光誘客に取り組みました。

次に、魅力発信ポータルサイト構築業務委託料でございます。ふくしま D C に向けて観光誘客や関係人口の創出とアルプス処理水の海洋放出による農産物の風評払拭を図るため、福島再生加速化交付金を活用して、観光や農産物等の情報を網羅したポータルサイト「てんえいとりっぷ」及び E C サイト「天栄からのごほうび」を開設いたしました。

次に、14節工事請負費のてんえいふるさと公園広場施設等整備工事請負費でございます。てんえいふるさと公園広場内に特定防衛施設周辺整備調整交付金、過疎対策事業債を活用して、児童複合遊具 1 基、ブランコ 1 基、ベンチを 3 台、キャストシェルター 3 台、パーゴラ 1 基、縁台 2 台、水飲み場 1 か所等の整備を実施いたしました。

次に、農業促進ハウス解体工事請負費でございます。二俣地内の農業促進ハウスの解体と国有林地内の地中熱利用井戸閉塞工事を公共施設等適正化管理推進事業債、過疎対策事業債を活用して実施いたしました。

次に、道の駅季の里天栄空調整備等工事請負費でございます。店舗下屋に空調機2台とトイレ内に新たな空調機を整備いたしました。

次に、道の駅季の里天栄風除室整備工事請負費でございます。店内への外気の流入防止と店内の空調による冷暖房効果の低下を防ぐため、施設2か所の入り口に風除室を整備いたしました。

18節負担金、補助及び交付金におきましては、水利施設等保全高度化事業負担金で久来石堰の改修に係る事業計画策定事業の負担金でございます。

続いて、136ページをお願いいたします。

次に、産地生産基盤パワーアップ事業補助金でございます。事業実施主体は上松本にあるロードメイク株式会社で、大里西畑地区に施設花卉の栽培に係る4連棟のパイプハウス7棟、育苗準備棟新設、増設資材・かん水資材の導入、貯水タンク4基、ヒートポンプエアコン4台、暖房機7台のリース導入に係る費用の補助金を支出しております。

次に、天栄ブランド化推進事業補助金でございます。補助金の内訳でございますが、天栄米食味コンクールに90万、米・食味分析鑑定コンクール国際大会に31万、地域農産物のPRに73万円を支出しております。

次に、土地改良施設維持適正化補助金でございます。沖内地区の揚水機の更新、改修工事に補助をしております。

続きまして、4目畜産業費、予算現額44万9,000円、支出済額32万4,600円、不用額12万4,400円。不用額につきましては、18節負担金、補助及び交付金の天栄村畜産振興組合の補助金で、家畜導入頭数が見込みよりも減ったことが要因でございます。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 5目農業施設費、予算現額2億5,366万1,000円、支出済額2億3,448万3,653円、繰越明許費1,500万円、不用額417万7,347円。繰越明許費につきましては、上松本地区ため池浚渫工事を翌年度へ繰り越したものでございます。不用額の主な理由につきましては、12節委託料におきまして、関場地区水路改修実施設計業務委託料及び戸ノ内地区ため池浚渫実施設計業務委託料の請負差額、14節工事請負費におきましては、緊急を要する維持工事が少なかったこと、18節負担金、補助及び交付金では、行政区協働の里づくり交付金の申請が見込みより少なかったことによるものでございます。

主な事業といたしましては、12節委託料におきまして、緊急自然災害防止対策事業を活用して、関場地区水路改修実施設計業務委託及び戸ノ内地区ため池浚渫実施設計業務委託を実

施、14節工事請負費におきましては、緊急自然災害防止対策事業を活用しまして、飯豊地区排水路改修工事を行いました。また、18節負担金、補助及び交付金では、行政区が主体となり、区内の用水路等を整備する事業について、行政区協働の里づくり交付金を11事業に助成いたしました。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 6目水利施設管理費、予算現額2,219万5,000円、支出済額2,155万8,352円、不用額63万6,648円。6目は龍生ダムの維持管理等に係る経費でございます。不用額につきましては、12節委託料の電気工作物保守点検委託料の減が要因でございます。

続きまして、140ページをお願いいたします。

主な支出でございますが、18節負担金、補助及び交付金の防災ダム事業の負担金でございます。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） 7目国土調査費、予算現額2,397万5,000円、支出済額2,374万8,602円、不用額22万6,398円。地籍調査に要する経費でございます。不用額につきましては、3節職員手当等、4節共済費が見込みを下回ったものであり、その他はおおむね予算どおりの執行でございます。

国土調査事業につきましては、大里第30地区、安養寺地区の測量調査及び本閲覧等を行い、湯本第31地区、湯本地区につきましては、長狭物や各土地の一筆地調査を実施いたしました。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 8目水田農業構造改革対策費、予算現額365万円、支出済額361万3,000円、不用額3万7,000円。おおむね予算どおりの執行でございます。

主な支出でございますが、18節負担金、補助及び交付金の水田利活用推進助成金でございます。飼料用米に取り組まれた農業者22名、作付面積13.26ヘクタールに対して助成金を支出しております。

9目地域農政特別対策推進活動費、予算現額1,513万9,000円、支出済額1,511万3,587円、不用額2万5,413円。おおむね予算どおりの執行でございます。

主な支出でございますが、18節負担金、補助及び交付金の農業次世代人材投資事業補助金でございます。

次に、農業経営規模拡大支援事業補助金でございます。農地集積等により経営規模を拡大された13経営体に対しまして農業機械導入補助金を支出しております。

次に、農業収入保険加入促進対策事業補助金でございます。対象者20名に対して、農業者が自ら加入する収入保険料について補助を行っております。

次に、新規就農者育成総合対策事業補助金でございます。こちらに対しましては、新規就

農者1名に対し農業経営開始資金を補助しております。なお、この事業は、令和4年度国において農業人材投資事業から新規就農者育成総合対策事業に事業名が変更されたため、2つの事業補助金として区分しております。

10目開発センター費、予算現額4,990万9,000円、支出済額4,987万3,795円、不用額3万5,205円。おおむね予算どおりの執行でございます。

主な支出でございますが、14節工事請負費の山村開発センター修繕工事請負費でございます。

続いて、144ページをお願いいたします。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、予算現額729万7,000円、支出済額702万8,684円、不用額26万8,316円。不用額につきましては、10節需用費の電気料の支出が見込みよりも少なかったことが要因でございます。その他につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

12目放射能対策費、予算現額36万9,000円、支出済額36万8,500円、不用額500円でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

◎延会の宣告

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

説明の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

なお、明日は午前10時から開催いたします。

なお、議員の皆さんはこの後、全員協議会、その後、各常任委員会を開きますので、議員控室にお集まりください。

ご苦労さまでございました。

（午後 2時57分）

9 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和7年9月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年9月4日（木曜日）午前10時開議

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 8 号 | 令和6年度天栄村一般会計決算認定について |
| 日程第 2 | 議案第 9 号 | 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第 3 | 議案第10号 | 令和6年度牧本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 4 | 議案第11号 | 令和6年度大里財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 5 | 議案第12号 | 令和6年度湯本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 6 | 議案第13号 | 令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第14号 | 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第15号 | 令和6年度天栄村介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第16号 | 令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第10 | 議案第17号 | 令和6年度天栄村水道事業会計決算認定について |
| 日程第11 | 議案第18号 | 令和6年度天栄村下水道事業会計決算認定について |
| 日程第12 | 議案第19号 | 令和7年度天栄村一般会計補正予算について |
| 日程第13 | 議案第20号 | 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第14 | 議案第21号 | 令和7年度牧本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第15 | 議案第22号 | 令和7年度大里財産区特別会計補正予算について |
| 日程第16 | 議案第23号 | 令和7年度湯本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第17 | 議案第24号 | 令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について |
| 日程第18 | 議案第25号 | 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について |
| 日程第19 | 議案第26号 | 令和7年度天栄村介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第20 | 議案第27号 | 令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 日程第21 | 議案第28号 | 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算について |
| 日程第22 | 議案第29号 | 令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（８名）

１番 齋藤 寿 昭

２番 石 塚 喜 吉

３番 吉 成 邦 市

４番 馬 場 吉 信

６番 服 部 晃

７番 小 山 克 彦

９番 円 谷 要

１０番 大須賀 溪 仁

欠席議員（１名）

５番 大 浦 トキ子

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 添 田 勝 幸

副 村 長 揚 妻 浩 之

教 育 長 長 場 壮 夫

参 事 兼
総 務 課 長 小 山 富美夫

企画政策課長 森 和 昭

税 務 課 長 塚 目 弘 昭

住 民 課 長 星 裕 治

健康福祉課長 芳 賀 信 弘

産 業 課 長 大 木 伸 一

建 設 課 長 関 根 文 則

参 事 兼
会 計 管 理 者 熊 田 典 子

湯本支所長 星 淳

教 育 課 長 小 山 泰 明

生涯学習課長 櫻 井 幸 治

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 黒 澤 伸 一

書 記 石 井 貴 也

書 記 小 山 ちえみ

◎開議の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。

よって、定足数に達しております。

5番、大浦議員より、傷病治療のため欠席の届出がありました。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第8号～議案第18号の説明

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、議案第8号 令和6年度天栄村一般会計決算認定についてから、日程第11、議案第18号 令和6年度天栄村下水道事業会計決算認定についてまで、一括議題となっていますので、昨日に引き続き議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） それでは、歳入歳出決算書の144ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、予算現額6,865万8,000円、支出済額6,717万9,486円、不用額147万8,514円。

不用額につきましては、18節負担金、補助及び交付金の電気柵購入補助金及びニホンジカ捕獲管理事業補助金の支出が見込みより少なくなったことが要因でございます。

続いて、146ページをお願いいたします。

主な支出でございますが、12節委託料の森林整備業務委託料でございます。ふくしま森林再生事業を活用し、牧之内字大徳坊地区の森林整備及び大里字八石地内の下刈りを実施しております。

次に、18節の負担金、補助及び交付金の天栄村鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金でございます。こちらは有害捕獲費に係る鳥獣の捕獲活動経費として支出しております。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 2目林業振興費、予算現額647万4,000円、支出済額646万8,440円、不用額5,560円。

主な事業といたしまして、12節委託料におきましては、林道のり面の除草業務、14節工事請負費におきましては、治山事業として児渡地区の小規模治山工事を行いました。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 3 項水産業費、1 目水産業総務費、予算現額 7 万 7,000 円、支出済額 7 万 7,000 円、不用額ゼロ。予算どおりの執行でございます。

148 ページをお願いいたします。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、予算現額 1 万 2,000 円、支出済額 7,713 円、不用額 4,287 円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2 目商工業振興費、予算現額 1,222 万 8,000 円、支出済額 1,209 万 8,200 円、不用額 12 万 9,800 円。

不用額につきましては、18 節負担金、補助及び交付金におきまして、住宅用太陽光発電システム設置補助金が見込みより少なかったことが要因であります。

主な支出でございますが、18 節負担金、補助及び交付金のてんえい商工祭補助金でございます。こちらはてんえい商工祭の会場運営費用に対して支出しております。

次に、創業セミナー補助金でございます。令和 6 年度から創設されたもので、岩瀬管内商工会広域連携協議会が主催したセミナーの開催費用に対して補助をしております。

続きまして、3 目観光費、予算現額 2,461 万 2,000 円、支出済額 2,431 万 1,698 円、不用額 30 万 302 円。

不用額につきましては、12 節委託料のインバウンド拡大情報発信業務委託料が見込みより少なくなったことが要因でございます。

150 ページをお願いいたします。

主な支出でございますが、12 節委託料のインバウンド拡大情報発信業務委託料でございます。台湾で人気のインフルエンサーによる村の動画制作、SNS の情報発信、天栄観光ガイドマップの多言語化等に取り組み、台湾観光客の誘客促進に取り組みました。

次に、泊まってエールキャンペーンの補助金でございます。村観光協会において、昨年 5 月から 9 月にかけて実施し、利用実績は、宿泊が 987 件、クーポン券が 968 件となっております。

続いて、4 目地域開発費、予算現額 111 万 7,000 円、支出済額 110 万 4,879 円、不用額 1 万 2,121 円。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、予算現額 1,045 万 7,000 円、支出済額 1,008 万 6,783 円、不用額 37 万 217 円。

不用額につきましては、各節の積み上げによるものであり、おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費、予算現額 2 億 2,397 万 7,000 円、支出済額 2 億 1,590 万 9,606 円、不用額 806 万 7,394 円。

不用額の主な理由につきましては、次のページの 10 節需用費におきまして、除雪に係る軽油代と車両修繕費が見込みより少なく済んだこと、12 節委託料におきましては、敷砂利の要望が見込みより少なかったこと、14 節工事請負費におきましては、維持工事等における請差や緊急を要する工事が少なかったことにより不用額が生じたものでございます。その他につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

また、主な事業といたしましては、12 節委託料におきまして、道路調査委託料として、後藤大暗見線の概略設計を行い、17 節備品購入費におきましては、2 トンダンプ 1 台及びロータリー除雪車 1 台を整備いたしました。

次のページをお願いいたします。

2 目道路新設改良費、予算現額 2 億 9,774 万 9,000 円、支出済額 2 億 2,463 万 5,474 円、繰越明許費 6,500 万円、不用額 811 万 3,526 円。

繰越明許費につきましては、児渡安養寺線落石対策工事を翌年度へ繰り越したものでございます。

不用額の主な理由につきましては、3 節職員手当の時間外手当が見込みより下回ったものです。14 節工事請負費におきましては、前年度からの繰越事業である高林地区の南 1 号線道路改良工事に不用額が生じたもの、また、橋梁補修工事などにおける請差や各節の積み上げによるものでございます。

主な事業といたしましては、12 節委託料におきまして、冠水対策として新保育所南側の県道横断暗渠改修実施設計を実施し、高林の南 1 号線に係る西河原橋橋梁補強実施設計を実施いたしました。14 節工事請負費におきましては、南 1 号線道路改良工事を現年度分、繰越事業分合わせまして 8,467 万 6,500 円を実施し、大里橋橋梁補修工事に 2,051 万 9,400 円を支出したほか、戸ノ内丸山線外の舗装補修工事を実施いたしました。

3 項河川費、1 目河川費、予算現額 360 万 1,000 円、支出済額 360 万 120 円、不用額 880 円。県の委託事業により釈迦堂川及び竜田川の除草工事を行いました。予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

4 項住宅費、1 目住宅費、予算現額 875 万 7,000 円、支出済額 797 万 8,768 円、不用額 77 万 8,232 円。

不用額の主な理由につきましては、10節需用費におきまして、施設修繕費の請負差額によるもの及び緊急を要する修繕がなかったこと、また、12節委託料におきまして、空き家バンク事業委託料の請負差額により不用額が生じたものでございます。

主な事業といたしましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、空き家解体事業1件、空き家改修事業1件に補助金を215万円支出いたしました。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 続きまして、9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、予算現額1億7,787万7,000円、支出済額1億7,787万7,000円、不用額ゼロ。予算どおりの執行でございます。

2目非常備消防費、予算現額3,058万4,000円、支出済額2,899万947円、不用額159万3,053円。

不用額につきましては、1節報酬では、消防団出動報酬が見込みより下回ったことによるものでございます。また、160ページの10節需用費におきましては、消防団の車両修繕費が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、主な支出でございますが、次のページ、162ページをお願いいたします。

18節の負担金、補助及び交付金におきまして、防災士資格取得奨励金といたしまして2名の方に13万2,800円を支出し、資格の取得をしていただいたところでございます。また、火災警報器設置補助金といたしまして6万1,300円を支出し、住宅用火災警報器を設置した6世帯に補助金を交付いたしました。

続きまして、3目消防施設費、予算現額4,361万1,000円、支出済額4,092万4,400円、不用額268万6,600円。

不用額につきましては、14節工事請負費では、消防施設工事請負費の請差でございます。

次に、主な支出でございますが、14節の消防施設工事請負費では、4か所の防火水槽を耐震性防火水槽に更新したものでございます。また、18節の水道事業会計負担金につきましては、老朽化した消火栓9か所の更新工事を水道事業会計において実施し、その事業費を一般会計から負担金として水道事業会計に支出したものでございます。

4目水防費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5目防災行政無線管理費、予算現額1,659万6,000円、支出済額1,592万3,393円、不用額67万2,607円。

不用額につきましては、10節の需用費におきまして、防災行政無線設備の修繕費が見込みより少なかったため、また、18節の県総合情報ネットワーク負担金におきまして、大きな修繕がなく負担金が発生しなかったことによるものでございます。

次に、主な支出でございますが、ただいまお話しさせていただきました14節の戸別受信機

設置工事請負費におきまして、新設、修繕合わせて16か所実施しまして、総額114万4,000円を支出いたしました。また、Jアラート専用アンテナを整備いたしまして、181万9,400円を支出したところでございます。さらに、18節負担金、補助及び交付金におきまして、県総合情報ネットワーク設備の更新工事に係る負担金といたしまして、通常の負担金のほかに755万5,469円を支出したところでございます。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） 164ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、予算現額120万9,000円、支出済額116万6,086円、不用額4万2,914円。こちらは教育委員会運営に関する経費でございます。各節ともおおむね予算どおりの執行でございます。

2目事務局費、予算現額1億7,890万8,000円、支出済額1億7,735万6,179円、不用額155万1,821円。

不用額につきましては、1節報酬では、会計年度任用職員報酬、3節職員手当等では、時間外勤務手当、166ページ、4節の共済費では、一般職共済組合負担金、7節報償費では、ほっとルームの特別非常勤講師謝礼が見込みを下回ったこと、また、168ページの14節工事請負費では、牧本小学校校舎等修繕工事請負費の請差等によるもので、そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

また、主な支出といたしまして、166ページをお願いいたします。

7節報償費、10節需用費及び11節役務費におきまして、夢未来応援事業として、当村出身の俳優をお招きし、2日間にわたり天栄中学校2年生を対象とした表現力育成ワークショップを開催いたしまして、合わせまして174万4,880円を、168ページをお願いいたします。

12節委託料におきまして、湯本地区から天栄中学校に通学する生徒の交通手段として遠距離通学タクシー事業を実施いたしまして、委託料として1,197万3,500円を、14節工事請負費におきまして、湯本小学校への進入路のアスファルト舗装など、湯本小学校校舎等修繕工事請負費として672万1,000円を支出しております。

170ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費、予算現額1億6,044万8,000円、支出済額7,076万7,364円、繰越明許費8,877万円、不用額91万636円。こちらは小学校の維持管理に要する経費でございます。

繰越明許費につきましては、広戸小学校及び大里小学校の屋内運動場にエアコンを設置する小学校体育館施設整備工事を翌年度へ繰り越したものでございます。

不用額につきましては、1節報酬では、会計年度任用職員報酬、10節需用費では、灯油代及び電気料が見込みを下回ったことによるもので、そのほかにつきましては、おおむね予算

どおりの執行でございます。

また、主な支出といたしまして、172ページをお願いいたします。

14節工事請負費におきまして、小学校空調機器設置工事として、広戸、大里、牧本、湯本の各小学校の特別教室等へエアコンを設置し、1,177万円を支出しております。

2目教育振興費、予算現額2,323万7,000円、支出済額2,318万6,856円、不用額5万144円。こちらは小学校の教育振興に要する経費でございます。各節ともおおむね予算どおりの執行でございます。

また、主な支出といたしまして、174ページをお願いいたします。

17節備品購入費におきまして、小学校教師用指導書等の教材備品の購入に1,499万634円を、18節負担金、補助及び交付金におきまして、小学校に路線バスで通う児童の通学費補助金として116万2,900円を支出しております。

3項中学校費、1目学校管理費、予算現額1億398万円、支出済額2,319万9,643円、繰越明許費8,040万円、不用額38万357円。こちらは中学校の維持管理に要する経費でございます。

繰越明許費につきましては、天栄中学校の屋内運動場にエアコン並びにWi-Fiの設置と照明のLED化を行う中学校体育館施設整備工事を翌年度へ繰り越したものでございます。

不用額につきましては、各節の積み上げによるもので、おおむね予算どおりの執行でございます。

また、主な支出といたしまして、176ページをお願いいたします。

14節工事請負費におきまして、中学校空調機器設置工事として、会議室等へエアコンを設置し187万円を支出しております。

2目教育振興費、予算現額742万6,000円、支出済額729万6,472円、不用額12万9,528円。こちらは中学校の教育振興に要する経費でございます。

不用額につきましては、各節の積み上げによるもので、おおむね予算どおりの執行でございます。

主な支出といたしまして、178ページをお願いいたします。

12節委託料におきまして、中学2年生を対象に、ブリティッシュヒルズにおいて1泊2日の異文化体験授業を実施し、156万1,720円を、17節備品購入費におきまして、マリンバ、サクソフォンなど吹奏楽部楽器を購入し、120万5,270円を支出しております。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、予算現額1億1,031万3,000円、支出済額1億952万6,781円、不用額78万6,219円。こちらは幼稚園の管理運営に要する経費でございます。

不用額につきましては、1節報酬では、会計年度任用職員の教諭報酬、3節職員手当等では、時間外勤務手当、4節共済費では、一般職共済組合負担金が見込みを下回ったことによるものでございます。

主な支出といたしまして、180ページをお願いいたします。

12節委託料におきまして、幼稚園の通園バス運行に係る委託料といたしまして1,802万3,500円を、14節工事請負費におきまして、天栄幼稚園園舎等修繕工事として園舎テラスのシート張りかえ等を実施し、194万7,000円を支出しております。

〔生涯学習課長 櫻井幸治 登壇〕

○生涯学習課長（櫻井幸治） 182ページをお願いいたします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、予算現額1,690万8,000円、支出済額1,653万3,580円、不用額37万4,420円。20歳・10歳の集いの開催や放課後子ども教室などに係る経費でございます。

不用額の主な理由につきましては、7節報償費におきまして、放課後子ども教室安全管理員や地域学校協働活動事業における学習指導者及びサポーターの勤務時間が見込みより少なかったこと、また、各節の積み上げによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2目生涯学習費、予算現額528万円、支出済額496万5,447円、不用額31万4,553円。文化祭や新春初笑い天栄寄席、村民による芸能発表会及び各種教室、講座に係る経費でございます。

不用額の主な理由につきましては、10節需用費におきまして、各項目の積み上げにより生じたもの、12節委託料におきまして、3月に開催いたしました芸能発表会において、音響機器委託料が見込みより少なかったことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳） 3目湯本公民館費、予算現額173万7,000円、支出済額152万4,028円、不用額21万2,972円。こちらは湯本地区文化祭、湯本公民館の各種講座、湯本公民館運営に係る経費でございます。

不用額につきましては、各節の積み上げによるものであります。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔生涯学習課長 櫻井幸治 登壇〕

○生涯学習課長（櫻井幸治） 186ページをお願いいたします。

4目文化財保護費、予算現額67万1,000円、支出済額59万9,295円、不用額7万1,705円。村文化財の保護に係る経費でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

5目伝統文化施設費、予算現額539万1,000円、支出済額500万2,194円、不用額38万8,806円。ふるさと文化伝承館の維持管理運営に係る経費でございます。

不用額の主な理由につきましては、次のページになりますが、10節需用費におきまして、電気料が見込みより少なかったことや、12節委託料におきまして、環境整備委託料の請差に

よるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

6目生涯学習センター費、予算現額1,057万9,000円、支出済額1,041万386円、不用額16万8,614円。生涯学習センターの維持管理運営に係る経費でございまして、各節の積み上げにより不用額が生じております。おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、予算現額531万5,000円、支出済額520万1,732円、不用額11万3,268円。村民の生涯スポーツへの取組を促すための経費でございます。

不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

18節負担金、補助及び交付金におきましては、次のページになりますが、村体育協会やふくしま駅伝実行委員会への補助及び村民の健康増進と生涯スポーツの振興を図るため、プール回数券やスキーリフト券購入助成事業などに取り組みました。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳） 2目湯本保健体育費、予算現額129万2,000円、支出済額116万6,034円、不用額12万5,966円。こちらは湯本地区合同大運動会、職域親善バレーボール大会、湯本体育館運営に係る経費でございます。

不用額につきましては、各節の積み上げによるものであります。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） 3目学校給食センター費、予算現額6,989万3,000円、支出済額6,980万4,038円、不用額8万8,962円。こちらは学校給食センターの運営管理に要する経費で、おおむね予算どおりの執行でございます。

主な支出といたしまして、194ページをお願いいたします。

10節需用費におきまして、村内幼稚園、小・中学校の園児、児童及び生徒の給食費を全額無償化し、その材料費として3,139万8,863円を、12節委託料におきまして、給食調理及び配送業務に係る委託料といたしまして2,475万円を支出しております。

〔生涯学習課長 櫻井幸治 登壇〕

○生涯学習課長（櫻井幸治） 4目天栄体育施設費、予算現額1,470万6,000円、支出済額1,349万867円、不用額121万5,133円。村体育施設の維持管理運営に係る経費でございます。

不用額の主な理由につきましては、10節需用費におきまして、総合農村運動広場及び屋内スポーツ運動場（季楽里）の電気料が見込みより少なかったことや、緊急を要する各施設の施設修繕や備品修繕がなかったこと、次のページの14節工事請負費につきましては、前年度から繰り越した村体育館ステージ照明改修工事に不用額が生じたことが要因となっております。

す。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、予算現額20万円、支出済額20万円、不用額ゼロ。畑ののり面崩れの復旧に補助金を支出いたしました。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

〔生涯学習課長 櫻井幸治 登壇〕

○生涯学習課長（櫻井幸治） 198ページをお願いします。

2目社会教育施設災害復旧費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 12款公債費、1項公債費、1目元金、予算現額3億2,821万5,000円、支出済額3億2,821万3,195円、不用額1,805円。

2目利子、予算現額1,872万3,000円、支出済額1,872万1,473円、不用額1,527円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2目建物取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額261万円、支出済額ゼロ、不用額261万円。

歳出合計、予算現額63億9,002万5,000円、支出済額54億9,199万8,251円、繰越明許費7億9,244万円、不用額1億558万6,749円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額56億2,955万3,284円、2、歳出総額54億9,199万8,251円、3、歳入歳出差引額1億3,755万5,033円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額1,642万9,000円、5、実質収支額1億2,112万6,033円。

一般会計の説明は以上でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 210ページをお願いします。

議案第9号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について、歳入歳出決算事

項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、予算現額9,550万4,000円、調定額1 億4,704万5,454円、収入済額9,988万5,244円、不納欠損額60万8,150円、収入未済額4,655万2,060円。不納欠損額におきましては、地方税法第18条に基づいて2 名分を処理したものです。収入未済の内訳ですが、主要施策の成果の93ページのほうをご覧ください。

1 節の医療給付費分現年課税分と2 節の後期高齢者支援金分現年課税分が36世帯、152件、3 節の介護納付金分現年課税分が19世帯、89件、4 節の医療給付費分滞納繰越分が94世帯分、延べ1,834件、5 節の後期高齢者支援金分滞納繰越分が91世帯、延べ1,632件、6 節の介護納付金分滞納繰越分が63世帯分、延べ1,341件でございます。

また、決算書のほうの210ページのほうをご覧ください。

説明に戻ります。

続きまして、2 目退職被保険者等国民健康保険税、予算現額6,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

次のページをご覧ください。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料、予算現額5 万円、調定額、収入済額ともに3 万4,720円。こちらは滞納者から徴収した496件分の督促手数料です。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目災害臨時特例補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

次のページをご覧ください。

2 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、予算現額130万円、調定額、収入済額ともに130万円。こちらはマイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修のための補助金でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、予算現額4 億5,662万4,000円、調定額、収入済額ともに4 億4,685万2,213円。こちらは保険給付に対する普通交付金と村の財政状況や事業等に応じた特別交付金の2 種類となります。

2 目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、予算現額134万5,000円、調定額、収入済額ともに134万5,710円。

次のページをご覧ください。

2 項財政安定化基金交付金、1 目財政安定化基金交付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算現額2,000円、調定額、収入済額ともに2 万1,243円。こちらは国保の基金の利息分です。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額4,202万7,000円、調定額、収入済額ともに4,124万2,541円。

2 項基金繰入金、1 目国保基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

次のページをご覧ください。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目その他繰越金、予算現額3,085万1,000円、調定額、収入済額ともに3,085万1,316円。

8 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、予算現額10万円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2 目退職被保険者等延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3 目一般被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4 目退職被保険者等加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

次のページをご覧ください。

5 目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2 項村預金利子、1 目村預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに2,030円。
こちらは高額療養費基金の利息分です。

3 項雑入、1 目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2 目一般被保険者第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3 目退職被保険者等第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4 目一般被保険者返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに7,580円。

5 目退職被保険者等返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

次のページをお願いします。

6 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1万4,000円。

9 款市町村債、1 項財政安定化基金貸付金、1 目財政安定化基金貸付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

歳入合計、予算現額6億2,782万4,000円、調定額6億6,871万6,807円、収入済額6億2,155万6,597円、不納欠損額60万8,150円、収入未済額4,655万2,060円。

○議長（大須賀溪仁） ここで暫時休議いたします。55分まで休みます。

（午前10時41分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時53分）

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 224ページをお願いします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額513万8,000円、支出済額456万7,442円、不用額57万558円。

不用額につきましては、12節委託料で電算委託料で国保連合会への委託料の件数が見込みより少なかったためです。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行です。

2 目連合会負担金、予算現額82万8,000円、支出済額82万2,987円、不用額 2 万5,013円。ほぼ予算どおりの執行です。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費、予算現額283万3,000円、支出済額283万1,217円、不用額1,783円。ほぼ予算どおりの執行です。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費、予算現額11万4,000円、支出済額 4 万4,600円、不用額 6 万9,400円。ほぼ予算どおりの執行です。

次のページをご覧ください。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、予算現額10万3,000円、支出済額 9 万9,440円、不用額 3,560円。ほぼ予算どおりの執行です。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、予算現額 3 億7,690万円、支出済額 3 億6,557万8,274円、不用額1,132万1,726円。

不用額につきましては、給付費が見込みを下回ったことが主な要因です。

2 目退職被保険者等療養給付費、予算現額 1 万円、支出済額ゼロ円、不用額 1 万円。

3 目一般被保険者療養費、予算現額230万円、支出済額209万8,897円、不用額20万1,103円。不用額につきましては、給付が見込みを下回ったことが要因です。

4 目退職被保険者等療養費、予算現額 1 万円、支出済額ゼロ円、不用額 1 万円。

5 目審査支払手数料、予算現額147万円、支出済額139万9,125円、不用額 7 万875円。ほぼ予算どおりの執行です。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、予算現額4,415万円、支出済額4,288万3,027円、不用額126万6,973円。

不用額につきましては、給付費が見込みを下回ったことが要因です。

次のページをご覧ください。

2 目退職被保険者等高額療養費、予算現額 5 万円、支出済額ゼロ円、不用額 5 万円。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費、予算現額 5 万円、支出済額 1 万6,231円、不用額 3 万3,769円。ほぼ予算どおりの執行です。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費、予算現額 1 万円、支出済額ゼロ円、不用額 1 万円。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費、予算現額 1 万円、支出済額ゼロ円、不用額 1 万円。

2 目退職被保険者等移送費、予算現額 1 万円、支出済額ゼロ円、不用額 1 万円。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、予算現額 50 万円、支出済額 50 万円、不用額ゼロ。

2 目支払手数料、予算現額 1,000 円、支出済額 420 円、不用額 580 円。

次のページをご覧ください。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、予算現額 75 万円、支出済額 45 万円、不用額 30 万円。こちらは 9 件分の支出でした。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付分、1 目一般被保険者医療給付費分、予算現額 9,360 万 3,000 円、支出済額 9,360 万 2,525 円、不用額 475 円。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分、予算現額 3,144 万 7,000 円、支出済額 3,144 万 6,526 円、不用額 474 円。

3 項介護納付金分、1 目介護納付金分、予算現額 1,056 万 6,000 円、支出済額 1,056 万 5,091 円、不用額 909 円。

こちらの 3 款につきましては、国保事業に係る納付金で、県から提出された納付額を納付するものであります。予算どおりの執行です。

4 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金、予算現額 1,000 円、支出済額ゼロ円、不用額 1,000 円。

次のページをご覧ください。

5 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、予算現額 973 万 3,000 円、支出済額 927 万 7,260 円、不用額 45 万 5,740 円。

不用額につきましては、主に 12 節委託料におきまして、特定健康診査の委託料、特定保健指導委託料が見込みを下回ったことが要因であります。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、予算現額 87 万 6,000 円、支出済額 73 万 8,296 円、不用額 13 万 7,704 円。こちらは保健事業の普及啓発に要する経費です。

不用額におきましては、10 節需用費で、車両修繕費が見込みより少なかったためです。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行です。

2 目疾病予防費、予算現額 290 万 2,000 円、支出済額 278 万 9,490 円、不用額 11 万 2,510 円。おおむね予算どおりの執行です。

次のページをご覧ください。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目国保基金積立金、予算現額 2 万 2,000 円、支出済額 2 万 1,243 円、不用額 757 円。

7 款公債費、1 項公債費、1 目元金、予算現額 1,000 円、支出済額ゼロ円、不用額 1,000 円。

2 目利子、予算現額 1,000 円、支出済額ゼロ円、不用額 1,000 円。

2 項財政安定化基金償還金、1 目財政安定化基金償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

8 款諸支出金、1 目償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、予算現額100万円、支出済額80万9,890円、不用額19万110円。

2 目退職被保険者等保険税還付金、予算現額1万円、支出済額ゼロ円、不用額1万円。

次のページをご覧ください。

3 目償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

4 目小切手支払未済償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

5 目一般被保険者還付加算金、予算現額3万円、支出済額5,550円、不用額2万4,500円。

6 目退職被保険者等還付加算金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

7 目保険給付費等交付金償還金、予算現額176万2,000円、支出済額176万1,000円、不用額1,000円。

2 項延滞金、1 目延滞金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

3 項繰出金、1 目一般会計繰出金、予算現額305万3,000円、支出済額301万6,531円、不用額3万6,469円。

2 目診療施設勘定繰出金、予算現額1,339万円、支出済額1,339万円、不用額ゼロ円。

次のページをご覧ください。

9 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額2,418万5,000円、支出済額ゼロ円、不用額2,418万5,000円。

歳出合計、予算現額6億2,782万4,000円、支出済額5億8,869万5,012円、不用額3,912万8,988円。

次のページをご覧ください。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額6億2,155万6,597円、2、歳出総額5億8,869万5,012円、3、歳入歳出差引額3,286万1,585円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、242ページをご覧ください。

続きまして、診療勘定のほうに移ります。

診療施設勘定、歳入、1 款診療収入、1 項外来収入、1 目国民健康保険診療報酬収入、予算現額260万円、調定額、収入済額ともに241万4,042円。

2 目社会保険診療報酬収入、予算現額206万円、調定額、収入済額ともに216万2,483円。

3 目後期高齢者診療報酬収入、予算現額800万4,000円、調定額、収入済額ともに746万7,075円。

4 目一部負担金収入、予算現額234万円、調定額、収入済額ともに227万6,840円。

5 目その他の診療報酬収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2 項その他の診療収入、1 目その他の診療収入、予算現額21万6,000円、調定額、収入済額ともに22万9,776円。

次のページをご覧ください。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目手数料、予算現額10万2,000円、調定額、収入済額ともに9万8,800円。

3 款寄付金、1 項寄付金、1 目寄付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額1,568万6,000円、調定額、収入済額ともに1,556万6,904円。

2 項事業勘定繰入金、1 目事業勘定繰入金、予算現額1,339万円、調定額、収入済額ともに1,339万円。

次のページをご覧ください。

3 項介護保険特別会計繰入金、1 目介護保険特別会計繰入金、予算現額ゼロ円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額1,270万4,000円、調定額、収入済額ともに1,270万4,202円。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額92万1,000円、調定額、収入済額ともに59万4,292円。

歳入合計、予算現額5,802万5,000円、調定額、収入済額ともに5,690万4,414円。

次のページをご覧ください。

続きまして、歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、予算現額3,892万4,000円、支出済額3,821万9,545円、不用額70万4,455円。こちらは診療所の施設等に要する経費です。

不用額につきましては、10節需用費の中の施設修繕費の請差や電気料、ガソリン代が見込みを下回ったことが主な要因であります。その他につきましては、各節の積み上げによるものであります。施設修繕におきましては、今回、ブラインド交換とLEDの照明取替え工事を実施いたしました。

次のページをご覧ください。

2 項研究研修費、1 目研究研修費、予算現額1万8,000円、支出済額1万1,340円。おおむね予算どおりの執行です。

次のページをご覧ください。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費、予算現額35万9,000円、支出済額24万

7,500円、不用額11万1,500円。

不用額につきましては、酸素器具など機器借り上げ料になったことが主な要因です。

2目医療用消耗器材費、予算現額30万1,000円、支出済額18万2,256円、不用額11万8,744円。

不用額につきましては、医療用消耗品が見込みより少なかったことが主な要因です。

3目医薬品衛生材料費、予算現額840万円、支出済額644万2,239円、不用額195万7,761円。こちらは薬剤等の購入による経費です。

不用額につきましては、購入数が見込みより下回ったことが主な要因となっております。

4目委託料、予算現額13万円、支出済額11万5,175円、不用額1万4,825円。おおむね予算どおりの執行です。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額989万3,000円、支出済額ゼロ円、不用額989万3,000円。

歳入合計、予算現額5,802万5,000円、支出済額4,521万8,055円、不用額1,280万6,945円。

次のページをご覧ください。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額5,690万4,414円、2、歳出総額4,521万8,055円、3、歳入歳出差引額1,168万6,359円、実質収支額、同額でございます。

天栄村国民健康保険特別会計の説明は以上でございます。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 260ページをお願いいたします。

議案第10号 令和6年度牧本財産区特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項県委託金、1目県委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1,000円。

2目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに7,266円。こちらは牧本財産区の財政調整基金の利息でございます。

2項財産売払収入、1目生産物売払収入、予算現額ゼロ、調定額、収入済額ともに532万4,569円。こちらはふくしま森林再生事業による財産物の売払収入が532万4,569円でございます。

続きまして、3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、予算現額1,000円、調定

額、収入済額ともにゼロ。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額52万5,000円、調定額、収入済額ともに52万5,314円。

5 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、予算現額ゼロ、調定額、収入済額ともにゼロ。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額145万2,000円、調定額、収入済額ともに145万2,425円。

歳入合計、予算現額198万2,000円、調定額731万574円、収入済額731万574円、収入未済額ゼロ。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額177万7,000円、支出済額174万4,266円、不用額3万2,734円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2 目財産管理費、予算現額10万5,000円、支出済額4万3,180円、不用額6万1,820円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額10万円、支出済額ゼロ、不用額10万円。

歳出合計、予算現額198万2,000円、支出済額178万7,446円、不用額19万4,554円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額731万574円、2、歳出総額178万7,446円、3、歳入歳出差引額552万3,128円、5、実質収支額、同額でございます。

以上で牧本財産区の特別会計の決算の説明を終わります。

引き続きまして、272ページをお願いいたします。

続きまして、議案第11号 令和6年度大里財産区特別会計決算について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1万913円。こちらは大里財産区の財政調整基金の利息でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額4万5,000円、調定額、収入済額ともに4万5,580円。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、予算現額22万1,000円、調定額、

収入済額ともに同額。

続きまして、5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額27万円、調定額27万7,493円、収入済額27万7,493円、収入未済額ゼロ。
続きまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額21万2,000円、支出済額20万1,913円、不用額1万87円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2目財産管理費、予算現額4万8,000円、支出済額4万180円、不用額7,820円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

歳出合計、予算現額27万円、支出済額24万2,093円、不用額2万7,907円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額27万7,493円、2、歳出総額24万2,093円、3、歳入歳出差引額3万5,400円、5、実質収支額、同額であります。

以上で大里財産区特別会計の決算の説明を終わらせていただきます。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳）

284ページをお願いいたします。

議案第12号 令和6年度湯本財産区特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに3,720円。こちらは現地用地の貸付収入でございます。

2目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに14円。こちらは湯本財産区財政調整基金の利子でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

次のページをお願いいたします。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額ゼロ、調定額、収入済額ともにゼロ。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額 5 万 2,000 円、調定額、収入済額ともに 5 万 2,922 円。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額 40 万円、調定額、収入済額ともに 40 万 5,008 円。こちらにつきましては、東北電力の送電線下の接近樹木伐採に伴う補償料 40 万 4,871 円と消費税還付金 137 円でございます。

歳入合計、予算現額 46 万円、調定額、収入済額ともに 46 万 1,664 円、収入未済額ゼロでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額 41 万円、支出済額 40 万 2,374 円、不用額 7,626 円。ほぼ予算額どおりの執行でございます。

2 款事業費、1 項財産造成費、1 目造林振興費、予算現額 4 万円、支出済額ゼロ、不用額 4 万円。不用額につきましては、財産区有林の現地作業が実施できなかったため生じたものでございます。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額 1 万円、支出済額ゼロ、不用額 1 万円。

歳出合計、予算現額 46 万円、支出済額 40 万 2,374 円、不用額 5 万 7,626 円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額 46 万 1,664 円、2、歳出総額 40 万 2,374 円、3、歳入歳出差引額 5 万 9,290 円、5、実質収支額、同額でございます。

説明は以上でございます。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 296 ページをお願いいたします。

議案第 13 号 令和 6 年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目商工費補助金、予算現額 1,000 円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 款財産収入、1 項財産売払収入、1 目土地売払収入、予算現額 1,000 円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 項財産運用収入、1 目財産運用収入、予算現額 3,115 万 4,000 円、調定額 3,115 万 5,196 円、収入済額 3,051 万 3,916 円、収入未済額 64 万 1,280 円。

収入未済額につきましては、ハイテク大山工業団地の土地貸付収入 1 社でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額 1,000 円、調定額、収

入済額ともにゼロ。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額926万2,000円、調定額、収入済額ともに926万2,473円。

次のページをお願いいたします。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額4,042万円、調定額4,041万7,669円、収入済額3,977万6,389円、収入未済額64万1,280円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額3,731万7,000円、支出済額3,691万7,570円、不用額39万9,430円。

不用額につきましては、14節工事請負費において、令和5年度の繰越事業であるフジ電科の工場建設に伴う進入路整備工事の請差が主な要因でございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額310万3,000円、支出済額ゼロ、不用額310万3,000円。

歳出合計、予算現額4,042万円、支出済額3,691万7,570円、不用額350万2,430円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額3,977万6,389円、2、歳出総額3,691万7,570円、3、歳入歳出差引額285万8,819円、5、実質収支額同額でございます。

説明は以上でございます。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 308ページをお願いいたします。

議案第14号 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目施設使用料、予算現額74万7,000円、調定額91万5,279円、収入済額80万6,167円、収入未済額10万9,112円。

収入未済額につきましては、現年度使用料2万2,280円、1名4件でございます。過年度使用料につきましては、8万6,832円、1名47件でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額46万5,000円、調定額、収入済額ともに46万5,000円。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額178万6,000円、調定額、収入済額ともに178万6,729円。

次のページをお願いいたします。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1,899円。
歳入合計、予算現額300万円、調定額316万8,907円、収入済額305万9,795円、収入未済額10万9,112円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、予算現額229万円、支出済額207万4,258円、不用額21万5,742円。

不用額につきましては、各節の積み上げによるもので、おおむね予算どおりの執行でございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額71万円、支出済額ゼロ、不用額71万円。

歳出合計、予算現額300万円、支出済額207万4,258円、不用額92万5,742円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額305万9,795円、2、歳出総額207万4,258円、3、歳入歳出差引額98万5,537円、5、実質収支額、同額でございます。

天栄村二岐専用水道特別会計の説明は以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） ただいま議案説明の途中であります、ここで昼食のため1時30分まで休みます。

（午前 1 1 時 2 6 分）

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 320ページをお願いいたします。

議案第15号 令和6年度天栄村介護保険特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、予算現額1億5,496万7,000円、調定額1億5,975万791円、収入済額1億5,598万8,280円、収入未済額376万2,511円。こちらは65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料でございます。

収入未済額の内訳でございますが、1 節の年金から天引きで納付となる特別徴収保険料現

年度分につきましては、収入未済額はございません。2節の納付書により納付いただく普通徴収保険料現年度分は48万9,100円で14件、3節の普通徴収保険料滞納繰越分は327万3,411円で39件分でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目督促手数料、予算現額8,000円、調定額、収入済額ともに1万560円。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、予算現額9,559万6,000円、調定額、収入済額ともに9,559万6,179円。

次のページをお願いいたします。

2項国庫補助金、1目調整交付金、予算現額2,640万5,000円、調定額、収入済額ともに2,640万5,000円。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額646万円、調定額、収入済額ともに778万8,000円。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額208万8,000円、調定額、収入済額ともに208万8,702円。

4目保険者機能強化推進交付金、予算現額50万9,000円、調定額、収入済額ともに50万9,000円。

5目保険者努力支援交付金、予算現額111万5,000円、調定額、収入済額ともに111万5,000円。

次のページをお願いいたします。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、予算現額1億6,143万2,000円、調定額、収入済額ともに1億6,143万2,000円。

2目地域支援事業交付金、予算現額863万3,000円、調定額、収入済額ともに863万3,980円。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、予算現額8,330万3,000円、調定額、収入済額ともに8,330万3,000円。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額403万7,000円、調定額、収入済額ともに403万7,500円。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額104万4,000円、調定額、収入済額ともに104万4,350円。

次のページをお願いいたします。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1,258円。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目物品売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、予算現額7,556万円、調定額、収入済額ともに7,556万円。

次のページをお願いいたします。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額401万4,000円、調定額、収入済額ともに401万4,000円。

3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額160万1,000円、調定額、収入済額ともに160万1,000円。

4 目低所得者保険料軽減繰入金、予算現額557万円、調定額、収入済額ともに557万円。

5 目その他一般会計繰入金、予算現額645万1,000円、調定額、収入済額ともに645万1,000円。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

次のページをお願いいたします。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額6,046万9,000円、調定額、収入済額ともに6,046万9,956円。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第1号被保険者延滞金、予算現額7,000円、調定額、収入済額ともに7,100円。

2 目第1号被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3 目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 項預金利子、1 目預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3 項雑入、1 目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

次のページをお願いいたします。

3 目返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4 目雑入、予算現額2万6,000円、調定額、収入済額ともに2万6,700円。

歳入合計、予算現額6億9,930万7,000円、調定額7億541万5,076円、収入済額7億165万2,565円、収入未済額376万2,511円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額58万9,000円、支出済額

54万869円、不用額 4 万8, 131円。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、予算現額23万4, 000円、支出済額21万8, 430円、不用額 1 万5, 570円。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費、予算現額332万2, 000円、支出済額330万7, 000円、不用額 1 万5, 000円。

次のページをお願いいたします。

2 目認定調査等費、予算現額224万4, 000円、支出済額209万9, 600円、不用額14万4, 400円。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、予算現額 6 万2, 000円、支出済額 1 万120円、不用額 5 万1, 880円。

2 款保健給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、予算現額 1 億6, 637万8, 000円、支出済額 1 億5, 753万4, 938円、不用額884万3, 062円。

2 目特例居宅介護サービス給付費、予算現額1, 000円、支出済額ゼロ円、不用額1, 000円。

3 目地域密着型介護サービス給付費、予算現額4, 564万6, 000円、支出済額4, 390万8, 021円、不用額173万7, 979円。

4 目特例地域密着型介護サービス給付費、予算現額1, 000円、支出済額ゼロ円、不用額 1, 000円。

5 目施設介護サービス給付費、予算現額 3 億651万1, 000円、支出済額 3 億591万4, 955円、不用額59万6, 045円。

次のページをお願いいたします。

6 目特例施設介護サービス給付費、予算現額1, 000円、支出済額ゼロ円、不用額1, 000円。

7 目居宅介護福祉用具購入費、予算現額57万円、支出済額43万6, 777円、不用額13万3, 223 円。

8 目居宅介護住宅改修費、予算現額132万円、支出済額68万7, 825円、不用額63万2, 175円。

9 目特例居宅介護サービス計画給付費、予算現額2, 899万7, 000円、支出済額2, 814万6, 060 円、不用額85万940円。

10目特例居宅介護サービス計画給付費、予算現額1, 000円、支出済額ゼロ円、不用額1, 000 円。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費、予算現額475万2, 000円、支出済額475万1, 901円、不用額99円。

2 目特例介護予防サービス給付費、予算現額1, 000円、支出済額ゼロ円、不用額1, 000円。

次のページをお願いいたします。

3 目地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額1, 000円、支出済額ゼロ円、不用額 1, 000円。

4 目特例地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

5 目介護予防福祉用具購入費、予算現額27万円、支出済額26万3,556円、不用額6,444円。

6 目介護予防住宅改修費、予算現額46万1,000円、支出済額29万6,802円、不用額16万4,198円。

7 目介護予防サービス計画給付費、予算現額153万6,000円、支出済額153万5,880円、不用額120円。

8 目特例介護予防サービス計画給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算現額50万3,000円、支出済額49万1,068円、不用額1万1,932円。

次のページをお願いいたします。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、予算現額1,336万5,000円、支出済額1,328万7,119円、不用額7万7,881円。

2 目高額介護予防サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス等費、予算現額184万円、支出済額94万6,362円、不用額89万3,638円。

2 目高額医療合算介護予防サービス等費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

6 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、予算現額36万円、支出済額25万8,000円、不用額10万2,000円。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、予算現額3,233万6,000円、支出済額3,189万7,492円、不用額43万8,508円。

次のページをお願いいたします。

2 目特例特定入所者介護サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

3 目特定入所者介護予防サービス費、予算現額10万9,000円、支出済額9万5,903円、不用額1万3,097円。

4 目特例特定入所者介護予防サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

なお、2 款の不用額につきましては、いずれもサービスの利用給付が見込みより少なかったことによるものでございます。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、予算現額679万1,000円、支出済額679万258円、不用額742円。

次のページをお願いいたします。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援分）、予算現額1,846万8,000円、支出済額1,846万7,798円、不用額202円。

2 目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援分）、予算現額224万5,000円、支出済額200万3,160円、不用額24万1,840円。

2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費、予算現額1,136万9,000円、支出済額1,124万円、不用額12万9,000円。

3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目総合相談事業費、予算現額558万5,000円、支出済額558万5,000円、不用額ゼロ。

2 目権利擁護事業費、予算現額50万円、支出済額50万円、不用額ゼロ。

3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、予算現額72万円、支出済額72万円、不用額ゼロ。

4 目任意事業費、予算現額18万4,000円、支出済額5万円、不用額13万4,000円。

5 目在宅医療・介護連携推進事業費、予算現額48万2,000円、支出済額48万1,122円、不用額878円。

6 目生活支援体制整備事業費、予算現額50万円、支出済額50万円、不用額ゼロ。

7 目認知症総合支援事業費、予算現額34万5,000円、支出済額20万7,500円、不用額13万7,500円。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算現額7万8,000円、支出済額7万3,920円、不用額4,080円。

5 項高額総合事業サービス費、1 目高額総合事業サービス費、予算現額3万円、支出済額ゼロ、不用額3万円。

次のページをお願いいたします。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目償還金、予算現額2,878万2,000円、支出済額2,878万546円、不用額1,454円。

2 目第1号被保険者保険料還付金、予算現額1万円、支出済額ゼロ円、不用額1万円。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、予算現額592万8,000円、支出済額592万8,000円、不用額ゼロ円。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額587万2,000円、支出済額ゼロ円、不用額587万2,000円。

歳出総額、予算現額 6 億9,930万7,000円、支出済額 6 億7,795万5,982円、不用額2,135万1,018円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額 7 億165万2,565円、2、歳出総額 6 億7,795万5,982円、3、歳入歳出差引額 2,369万6,583円、5、実質収支額、同額でございます。

説明は以上でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 358ページをお願いします。

議案第16号 令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款医療保険料、1 項医療保険料、1 目特別徴収保険料、予算現額3,167万円、調定額、収入済額ともに3,162万5,000円。

2 目普通徴収保険料、予算現額1,552万6,000円、調定額1,554万5,700円、収入済額1,554万2,500円、収入未済額3,200円。

2 款手数料、1 項手数料、1 目証明手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2 目督促手数料、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに4,340円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金、予算現額60万6,000円、調定額、収入済額ともに57万7,220円。

次のページをお願いします。

2 目保険基盤安定繰入金、予算現額1,702万7,000円、調定額、収入済額ともに1,702万6,207円。

3 目広域連合分賦金、予算現額43万6,000円、調定額、収入済額ともに48万2,833円。

4 目保健事業費繰入金、予算現額106万2,000円、調定額、収入済額ともに69万9,823円。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額72万8,000円、調定額、収入済額ともに72万8,757円。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円、

2 目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

次のページをお願いします。

2 項受託事業収入、1 目健診受託事業収入、予算現額126万2,000円、調定額、収入済額ともに173万155円。

2目健康保険証一体化周知広報事業等収入、予算現額15万6,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算現額11万3,000円、調定額、収入済額ともに10万1,500円。

2目還付加算金、予算現額1万円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4項預金利子、1目預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

次のページをご覧ください。

歳入合計、予算現額6,860万4,000円、調定額6,852万1,535円、収入済額6,851万8,335円、収入未済額3,200円。

次のページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額36万4,000円、支出済額34万7,512円、不用額1万6,488円。ほぼ予算どおりの執行です。

2目徴収費、予算現額38万4,000円、支出済額37万1,708円、不用額1万2,292円。こちらは保険料の徴収に要する経費です。ほぼ予算どおりの執行です。

2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額6,444万円、支出済額6,430万7,077円、不用額13万2,923円。

不用額につきましては、75歳到達者の保険料が見込みより少なかったためです。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、予算現額284万4,000円、支出済額278万3,576円、不用額6万424円。こちらは後期高齢者を対象としまして、健康診査と人間ドックを実施しておりますが、その委託料と広域連合の分賦金です。おおむね予算どおりの執行です。

次のページをお願いします。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算現額11万3,000円、支出済額10万1,500円、不用額1万1,500円。ほぼ予算どおりの執行です。

2目還付加算金、予算現額1万円、支出済額ゼロ円、不用額1万円。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額1万7,000円、支出済額1万6,755円、不用額245円。予算どおりの執行です。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額43万2,000円、支出済額ゼロ円、不用額43万2,000円。

歳出合計、予算現額6,860万4,000円、支出済額6,792万8,128円、不用額67万5,872円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額6,851万8,335円、2、歳出総額6,792万8,128円、3、歳入歳出差引額59万207円、実質収支額、同額であります。

天栄村後期高齢者医療特別会計の説明は以上であります。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 議案第17号 令和6年度天栄村水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

別冊の天栄村水道事業会計決算書、6ページをお願いいたします。

令和6年度天栄村水道事業損益計算書によりご説明いたします。

1、営業収益、（1）給水収益9,236万3,083円、（2）受託工事収益1,157万7,500円、（3）その他営業収益5万7,500円、（4）負担金343万2,000円、計1億743万83円。

2、営業費用、（1）原水及び浄水費663万4,036円、（2）配水及び給水費2,250万4,758円、（3）受託工事費1,052万5,000円、（4）総係費1,367万631円、（5）減価償却費9,944万9,151円、（6）資産減耗費17万925円、（7）その他営業費用22万1,096円、計1億5,317万5,597円、営業損失4,574万5,514円。

3、営業外収益、（1）受取利息及び配当金4万1,925円、（2）他会計補助金3,374万7,000円、（3）雑収益658万8,093円、（4）長期前受金戻入2,343万2,745円、計6,380万9,763円。

4、営業外費用、（1）支払利息及び企業債取扱費857万1,927円、（2）雑支出177万9,062円、計1,035万989円、営業外利益5,345万8,774円、経常利益771万3,260円。

5、特別利益、（1）過年度損益修正益37円、当年度純利益771万3,297円、前年度繰越利益剰余金2億2,130万1,204円、その他未処分利益剰余金変動額ゼロ、当年度未処分利益剰余金2億2,901万4,501円。

次に、令和6年度天栄村水道事業貸借対照表によりご説明申し上げます。

資産の部、1、固定資産、（1）有形固定資産、イ、土地2,353万7,308円、ロ、建物、計421万1,136円、ハ、構築物、計20億7,282万3,297円、ニ、機械及び装置、計3,888万6,906円、ホ、車両及び運搬具、計25万4,000円、ヘ、工具器具及び備品、計33万2,196円、ト、建設仮勘定2,552万6,000円、有形固定資産合計21億6,557万843円。

（2）無形固定資産、イ、電話加入権38万3,300円、無形固定資産合計同額、固定資産合計21億6,595万4,143円。

2、流動資産、（1）現金預金、イ、現金預金9,797万2,596円、現金預金合計同額。

（2）未収金、イ、未収金7,275万1,008円。未収金の内訳につきましては、主要施策の成果に記載しておりますので、詳細はご確認いただければと思います。上水道の未収金は主要施策の成果の121ページ、簡易水道の未収金は122ページに記載しております。

ロ、貸倒引当金マイナス462万2,200円、未収金合計6,812万8,808円。

(3) 貯蔵品、イ、貯蔵品15万9,340円、貯蔵品合計同額。

流動資産合計 1億6,626万744円。

資産合計23億3,221万4,887円。

次のページをお願いいたします。

負債の部、3、固定負債、(1) 企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債6億7,268万3,878円、企業債合計、固定負債合計ともに同額です。

4、流動負債、(1) 未払金、イ、営業未払金1,213万1,150円、ロ、営業外未払金1,239万1,300円、未払金合計2,452万2,450円。

(2) 企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債5,826万7,231円。

(3) 引当金、イ、賞与引当金177万631円、ロ、法定福利費引当金32万5,212円、引当金合計209万5,843円。

流動負債合計8,488万5,524円。

5、繰延収益、(1) 長期前受金、イ、国庫補助金2億5,362万1,679円、ロ、他会計補助金1,480万円、ハ、その他長期前受金8億6,756万1,404円、長期前受金合計11億3,598万3,083円。

(2) 長期前受金収益化累計額、イ、国庫補助金マイナス1億630万2,457円、ロ、他会計補助金マイナス1,038万9,600円、ハ、その他長期前受金マイナス4億214万2,657円、長期前受金収益化累計額合計マイナス5億1,883万4,714円、繰延収益合計6億1,714万8,369円。

負債合計13億7,471万7,771円。

資本の部。

6、資本金、(1) 自己資本金、イ、固有資本金2,551万1,489円、ロ、出資金4億5,059万9,476円、ハ、組入資本金4,607万3,608円、自己資本金合計5億2,218万4,573円、資本金合計同額。

7、剰余金、(1) 資本剰余金、イ、国庫補助金7,845万1,594円、ロ、他会計補助金ゼロ、ハ、その他資本剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億436万5,523円。

(2) 利益剰余金、イ、減債積立金9,493万2,519円、ロ、建設改良積立金700万円、ハ、当年度未処分利益剰余金2億2,901万4,501円、利益剰余金合計3億3,094万7,020円、剰余金合計4億3,531万2,543円。

資本合計9億5,749万7,116円、負債資本合計23億3,221万4,887円。

なお、収益費用明細書及び資本的収入支出明細書につきましては、20ページから33ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

10ページをお願いいたします。

令和6年度天栄村水道事業剰余金計算書についてご説明申し上げます。

初めに、上水道事業における資本金の当年度末残高でございますが、自己資本金4億981万5,358円、借入資本金ゼロ。

次に、剰余金のうち資本剰余金の当年度末残高でございますが、国庫補助金7,596万6,200円、他会計補助金ゼロ、その他資本剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億188万129円。

また、利益剰余金の当年度末残高でございますが、減債積立金9,493万2,519円、建設改良積立金700万円、未処分利益剰余金2億2,675万6,816円、利益剰余金合計3億2,868万9,335円でございます。

続いて、簡易水道における資本金の当年度末残高でございますが、自己資本金1億1,236万9,215円、借入資本金ゼロ。

次に、剰余金のうち資本剰余金の当年度末残高でございますが、国庫補助金248万5,394円、他会計補助金ゼロ、その他資本剰余金ゼロ、資本剰余金合計248万5,394円。

また、利益剰余金の当年度末残高でございますが、減債積立金ゼロ、建設改良積立金ゼロ、未処分利益剰余金225万7,685円、利益剰余金合計225万7,685円でございます。

次のページをお願いいたします。

令和6年度天栄村水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

まず、上水道事業におきまして、未処分利益剰余金が出ておりますので、これを減債積立金として545万5,612円を積み立てたくご提案させていただくものでございます。

次に、簡易水道事業におきましても、未処分利益剰余金が出ておりますので、これを減債積立金として225万7,685円を積み立てたくご提案させていただくものでございます。

天栄村水道事業会計についての説明は以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） ここで暫時休議いたします。20分まで休みます。

（午後 2時07分）

○議長（大須賀溪仁） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午後 2時19分）

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 議案第18号 令和6年度天栄村下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

別冊の天栄村下水道事業会計決算書、8ページをお願いいたします。

令和6年度天栄村下水道事業損益計算書によりご説明いたします。

1、営業収益、（1）下水道使用料6,554万3,500円、（2）他会計負担金163万4,000円、

(3) その他営業収益24万円、計6,741万7,500円。

2、営業費用、(1) 管渠費175万4,000円、(2) 処理場費5,082万9,396円、(3) 総係費1,513万4,584円、(4) 減価償却費 2 億3,268万1,435円、計 3 億39万9,415円、営業損失 2 億3,298万1,915円。

3、営業外収益、(1) 受取利息及び配当金 2 万5,997円、(2) 他会計補助金 1 億6,858 万円、(3) 長期前受金戻入8,848万7,338円、(4) 雑収益24万5,155円、計 2 億5,733万 8,490円。

4、営業外費用、(1) 支払利息及び企業債取扱費808万3,799円、(2) 雑支出377万 4,742円、計1,185万8,541円、営業外利益 2 億4,547万9,949円、経常利益1,249万8,034円。

5、特別利益、(1) 過年度損益修正益48円。

6、特別損失、(1) 過年度損益修正損582万7,492円、特別利益特別損失計マイナス582 万7,444円、当年度純利益667万590円、前年度繰越利益剰余金ゼロ、その他未処分利益剰余 金変動額ゼロ、当年度未処分利益剰余金667万590円。

次に、令和 6 年度天栄村下水道事業貸借対照表によりご説明申し上げます。

資産の部、1、固定資産、(1) 有形固定資産、イ、土地4,971万70円、ロ、建物、計 2 億1,494万720円、ハ、構築物、計31億7,741万5,517円、ニ、機械及び装置、計8,013万6,766 円、ホ、車両及び運搬具ゼロ、ヘ、工具器具及び備品、計103万7,442円、ト、建設仮勘定ゼ ロ、有形固定資産合計35億2,324万515円。

(2) 無形固定資産、イ、電話加入権ゼロ、無形固定資産合計ゼロ。

(3) 投資その他資産、イ、出資金ゼロ、ロ、基金8,496万5,189円、投資その他資産合計 同額、固定資産合計36億820万5,704円。

2、流動資産、(1) 現金預金、イ、現金預金5,146万3,427円、現金預金合計同額。

(2) 未収金、イ、未収金6,847万7,711円。未収金の内訳につきましては、主要施策の成 果に記載しておりますので、詳細はご確認いただければと思います。

農業集落排水事業の未収金は、主要施策の成果125ページ、大山地区排水処理事業の未収 金は126ページ、簡易排水処理事業の未収金は127ページに記載しております。

ロ、貸倒引当金ゼロ、未収金合計6,847万7,711円。

(3) その他流動資産、イ、その他流動資産ゼロ、その他流動資産合計ゼロ。

流動資産合計 1 億1,994万1,138円。

資産合計37億2,814万6,842円。

次のページをお願いいたします。

負債の部、3、固定負債、(1) 企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債 4 億1,459万9,089円、企業債合計、固定負債合計ともに同額。

4、流動負債、（１）企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債8,896万6,201円。

（２）未払金、イ、営業未払金1,036万5,913円、ロ、営業外未払金1,309万6,100円、未払金合計2,346万2,013円。

（３）引当金、イ、賞与引当金70万7,000円、ロ、法定福利費引当金14万円、引当金合計84万7,000円、流動負債合計 1 億1,327万5,214円。

5、繰延収益、（１）長期前受金、イ、国庫補助金14億2,847万3,568円、ロ、他会計補助金436万3,636円、ハ、その他長期前受金467万6,910円、長期前受金合計14億3,751万4,114円。

（２）長期前受金収益化累計額、イ、国庫補助金マイナス8,827万2,491円、ロ、他会計補助金マイナス21万4,847円、ハ、その他長期前受金ゼロ、長期前受金収益化累計額合計マイナス8,848万7,338円、繰延収益合計13億4,902万6,776円。

負債合計18億7,690万1,079円。

資本の部。

6、資本金、（１）自己資本金、イ、出資金18億4,457万5,173円、自己資本金合計、資本金合計ともに同額。

7、剰余金、（１）資本剰余金、イ、国庫補助金ゼロ、ロ、他会計補助金ゼロ、ハ、その他資本剰余金ゼロ。

（２）利益剰余金、イ、減債積立金ゼロ、ロ、建設改良積立金ゼロ、ハ、当年度未処分利益剰余金667万590円、利益剰余金合計、剰余金合計ともに同額。

資本合計18億5,124万5,763円。

負債・資本合計37億2,814万6,842円。

なお、収益費用明細書及び資本的収入支出明細書につきましては、24ページから33ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

12ページをお願いいたします。

令和6年度天栄村下水道事業剰余金計算書についてご説明申し上げます。

初めに、農業集落排水事業における資本金の当年度末残高でございますが、自己資本金15億6,546万986円、借入資本金ゼロ。

次に、剰余金のうち資本剰余金の当年度末残高でございますが、国庫補助金、他会計補助金、その他資本剰余金ともにゼロ、また、利益剰余金の当年度末残高でございますが、減債積立金及び建設改良積立金ともにゼロ、未処分利益剰余金218万8,517円、利益剰余金合計同額でございます。

続いて、大山地区排水処理事業における資本金の当年度末残高でございますが、自己資本金 1 億1,787万4,195円、借入資本金ゼロ。

次に、剰余金のうち資本剰余金の当年度末残高でございますが、国庫補助金、他会計補助金、その他資本剰余金ともにゼロ、また、利益剰余金の当年度末残高でございますが、減債積立金及び建設改良積立金ともにゼロ、未処分利益剰余金376万2,896円、利益剰余金合計同額でございます。

次のページをお願いいたします。

続いて、簡易排水処理事業における資本金の当年度末残高でございますが、自己資本金1億6,123万9,992円、借入資本金ゼロ。

次に、剰余金のうち資本剰余金の当年度末残高でございますが、国庫補助金、他会計補助金、その他資本剰余金ともにゼロ、また、利益剰余金の当年度末残高でございますが、減債積立金及び建設改良積立金ともにゼロ、未処分利益剰余金71万9,177円、利益剰余金合計同額でございます。

次に、15ページの下の表になります。

令和6年度天栄村下水道事業剰余金処分計算書でございます。

まず、農業集落排水事業の未処分利益剰余金218万8,517円につきましては、繰越利益剰余金に計上いたします。

次に、大山地区排水処理事業の未処分利益剰余金376万2,896円につきましても、繰越利益剰余金に計上いたします。

簡易排水処理事業の未処分利益剰余金71万9,177円につきましても、繰越利益剰余金に計上いたしますので、ご報告いたします。

天栄村下水道事業会計についての説明は以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりました。

◎議案第8号の質疑

○議長（大須賀溪仁） これより各会計決算ごとに質疑、討論、採決を行います。

日程第1、議案第8号 令和6年度天栄村一般会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） 何点か、ちょっとご質問したいと思います。

103ページ。民生費、社会福祉費項1、社会福祉費の中のシルバー人材センター補助金、こちら192万円ということで、5年度の決算の額と同額だったんですけれども、今、シルバー人材センターさん、大分仕事があるんですけれども人がいないというような状況を伺っています。

今、現在、シルバー人材センターの登録人数、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

令和7年の5月現在でございますが、25名となっております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

大分少ないのかもしれませんが、シルバー人材の登録、増やしていただければと思います。

次に、その下の、寝たきり老人等介護激励手当、こちらは220万ということで、令和5年度に比べると、令和5年度が162万円だったんですけれども、こちらは人数がどのぐらい増えたか把握していれば教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

令和6年度につきましては、12名となっております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

こちらは、在宅の人数でしょうか、それとも、ホームとかも含めてなんでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） こちらにつきましては、在宅の方となっております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

在宅で寝たきりの方を見るということは大変だと思いますので、こういった激励金等でやっていくのは大変よいことだと思います。

続きまして、111ページ。

こちらの児童福祉総務費の中の18番の負担金の中で、てんえいジュニア応援金とございますが、こちらの用途というのを教えていただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

てんえいジュニア応援金でございますが、支給対象者としましては、村内に住所を有しまして、低所得の世帯の子どもに対して就学ですとか就職、そういったものの購入に当たって

支援を行うもので、令和6年度は3件該当になっております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

続きまして、145ページ。

こちらの11番の羽鳥湖高原交流促進センター費の中で、電気代が令和5年に比べると上がっているんですけども、要因を教えていただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちら電気料が上がった要因としまして、電気料の高騰、こちらが大きな要因となっております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） そうですね、一般家庭でも電気代、燃料の高騰とかで上がったということで、特に使用料が増えたとかということではないのでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

大変申し訳ございません。ただいまちょっと令和5年度の実績について手持ちの資料がないものですから、後ほどご説明させていただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） 分かりました。

後ほどということと、あと、その下の段のピアノ運搬調律手数料、こちらの中身を教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

ピアノの調律の料金ですが、こちらにつきましては、羽鳥湖高原交流促進センター内に1台ピアノが置いておりまして、そちらの料金となっております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

施設内にピアノがあって、それを毎回毎回調律するということ、年に1回か何回かは分かりませんが、あるということですね。

最後に、147ページ。

農林水産業費の中の林業総務費の中で、バス借上料という項目が載っているんですけども、こちらは何のときにバスを使うのか教えていただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

バスの借上料でございますが、森林環境学習で小学校等が利用するバス代となっております。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

小学校で、確かに行っています。それをここから出ているというのをちょっと分からなかったものですから、子どもたち結構喜んで皆さん行っていると伺っていますので、ありがとうございます。

私の質問は以上になります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

2 番、石塚議員。

○2 番（石塚喜吉） 私のほうでは3件ほど質問したいと思います。

別冊の令和6年度主要施策の成果の9ページなんですけれども、村税等の収入未済額の内訳として、村税、村民税、固定資産税の滞納の繰越分がかなり大きな金額となっておりますが、これはどういった形で収納の対策を行っているのか伺いたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 税務課長。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） お答えいたします。

滞納額の徴収なんですけど、こちらについては、滞納額のある方について督促状を発送したり、催告書を年4回ほど発送したりしております。個人的にはその家に直接訪問したり、または、電話催促、誓約書等を取った場合については、毎月の納付の確認、そういったことを行っております。

そのほかに全庁体制において、年2回ほど4月から5月の出納閉鎖期間及び10月から12月の年末まで、こちら年2回において、全職員を対象にした対策本部を設置しまして、徴収のほうに当たっております。

○議長（大須賀溪仁） 2 番、石塚議員。

○2 番（石塚喜吉） いろいろ対策は取っていると思うんですけども、回収率というのはどのくらいあるのか分かりますか。

回収、訪問に行ってその人たちからどれだけの滞納者から回収ができていくかという。分

からないですか、分からなければ結構です。

今後とも、これ多分、滞納というのは順次増えていっちゃうと思いますので、皆様、大変でしょうけれどもなるべく滞納のないように回収をしてもらって、なるべく滞納の少ないようにしていただきたいと思います。

次に、決算書の43ページの衛生費県補助金ということで地域自殺対策強化交付金とありますが、これこういった目的またはこういった使い方をしているのか教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

自殺対策につきましては、鬱ハイリスクの方の訪問で看護師を雇用しておりまして、そういった方で鬱のおそれがある方ですとか、ハイリスクの方の訪問などを行っております。そのほかに、心の健康相談会を行ったり、ゲートキーパー養成講座、それから、自殺対策の普及啓発のパンフレットを申告のときですとかそういったときに配付してPRしている経費の補助となっております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 鬱の方とかいるみたいなんですけれども、村では結構な人数がおられる、人数は把握していますか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

人数というのはちょっと把握してございませんが、訪問回数ですと、年間で1,158件ほど訪問をしております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） かなり訪問の数が多いみたいなので、なるべくそういったふうにならないような政策、講演とかやってもらって、一人でも少ないような形にいただきたいと思います。

あと、次に、95ページの戸籍住民の基本台帳費の負担金ということで、コンビニ交付運営負担金ということで69万ぐらい出ているんですけれども、これこういった負担をするのか、個人の分の負担なのか、それでコンビニどのぐらいの利用があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

コンビニ運営負担金とは何に使うということなのですが、コンビニ交付を行うためには、村とコンビニ事業者でのデータのやり取りが必要となります。このやり取りを行うために、ジェイリスという団体があるんですが、そちらのほうで運営するデータセンターを中継することになりますが、そのデータセンターの運営費を負担しているものです。こちらは、固定で金額決まっていまして、町村の場合ですと69万963円ということになっています。

あと、先ほどありましたコンビニの交付につきましては、6年度が666件になっております。

以上であります。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） かなり600件以上あるということで、なくすことはできないでしょうけれど、今後ともコンビニ利用するのは便利でございますので、そのまま引き続き運営していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） では、ちょっと順を追って質問させていただきたいと思います。

27ページです。

土木使用料の中の住宅使用料です。収入未済が大分増えてきているというふうに思います。特に定住促進住宅においては、入っている料も大きいんですが、多分収入未済も大きいんだろうなというような形なんで、この内訳をちょっと教えていただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 住宅の収入未済でございますが、まず村営住宅の収入未済でございますが、現年度分が12件で8万400円、過年度分が、すみません、主要施策の成果の10ページをお開きいただきますと、土木使用料の住宅使用料ということで、村営住宅の使用料の未納額が8万400円で1名、12件、過年度村営住宅の使用料が34万5,584円で3名、66件、定住促進住宅の現年度分が176万で5名、44件、過年度の分が282万5,000円で4名、71件となっています。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） すみません、見落としていまして申し訳ありません。

この中で、やっぱり例えば44件で5名ということは、1人10件近くの割合であるというような形ですかね。固定してずっと払っていないというのが現状なんでしょうか、それとも、

払ってはいいただいているけれども、やっぱり次々出入りがあって増えていっているというのが現状なのでしょうか、その辺教えていただければ。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 今ほどの5名、44件というのは、定住促進住宅の現年度分でございますが、定住促進住宅も現年度分が5名なんですが、過年度分も4名で71件ございまして、住宅料ということもありまして、なるべく納入される際には古い順から納入していただいているということもありまして、今ほど、議員おっしゃるとおり固定された方がどうしても納めていない方が多いということで、過年度分のほうを優先して納めているものですから、現年度分が全然入っていない方もいらっしゃいます。

昨年度、あまりにも滞納が、言い方はちょっときついですけれども、滞納額がひどい方がいらっしゃいましたので、協議してほかに住むところがあるのなら出て行っていただくということで、こちらから転出させたということではないんですけれども、住むところがあるということで出て行っていただいた方もございます。

ですので、そういった方につきましては、今後、出て行ったところに徴収に赴いて、督促のほうを進めてまいりたいと考えております。

もう一人の方もやはり長く納めていない方もいらっしゃいまして、この方については、保証人のほうにも今年度に入ってから保証人のほうに何回か連絡取りまして、今年度から毎月10万円程度納めていただくようなことで納入していただくということで、なるべく減らすような努力はしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 分かりました。

多分、徴収に行っても大変だなというふうには思いますし、今、言ったようにすぐそういう手段を取ってやっぱりそれ以上増えなく、出て行ったからもう逃げ得みたいにならないように、それだけはよろしく願いしたいなというふうに思います。分かりました。

次に、51ページだったんですが、財産運用収入の中の土地賃借料で77万3,712円という金額が出ているのですが、これは何の金額だったのかなというふうに思いまして、よろしくお願ひします。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入の土地貸付料77万3,712円の部分でございまして、こちらは、何点かございますが、主だったところでございましてJ Aさんに

お貸ししている農産物加工場の貸付けの部分、あとは、警察のほうに駐在所なんですけど、その部分の土地の貸付料ということで収入を頂いているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。

それでは、次に、53ページ。

寄附金のがんばれ天栄応援寄附金ですが1億2,915万3,900円というような形ですが、この中で品目は、どのような品目が一番寄附が多いのかということと、あと、昨年、途中でお米が切れたというふうなことだったので、その辺の対策をどのような形でしていくのか。

難しいと思うんです、お米自体がないということでは言っていますので。お米をないのに出せと言ってもそれは無理だとは思いますが、やっぱり確保するというところで、その辺の対応を聞きたいと思っています。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

寄附金の品目の多いものにつきまして、どういうものが一番寄附が多いかということでございますが、件数で言いますと菓子類、そういった金額が大きいものが多く出る傾向がございます。

ただ、金額的に申しますと、やはり金額が大きいのは宿泊券。宿泊券はやはり全体の金額の約5割以上を占めている状況でございます。

米は大体1割ぐらいが寄附の金額の割合となっている状況でございます。

今年のふるさと納税の米の確保でございますが、産業課とも協力して、米の確保はしているところでございますが、やはり今の米不足という状況もありますので、できるだけ確保はするところですが、今後なかなか見通しが立たないという現状もございますのでご了承いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 意外に宿泊というお答えだったものですからびっくりするというか、一番これはいいのではないのかと思うんです。やっぱり来ていただけるというのが一番、それ以外にも宿泊でお金も落ちるし、周りも来ていただけるということで、ぜひ力を入れて訪れる方を増やしていただければというふうに思っております。

こういうものをやっぱり村民の方にもこんな形でふるさと納税が増えていますよというふうなこともお知らせするのもいいのかなということと、あと、やっぱりそれぞれの事業者さんがふるさと納税を目指して自分たちのところでもそういう旅館だったりのブラッシュアップをして、こういうふるさと納税で行ってみたいというふうに思えるような状況にするのも一

つの手だと思いますので、その辺のサポートというかそういうのもお願いできればというふうに思っております。

次に、61ページ。

雑入なんです、この61ページの一番最後の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金92万円があるんですが、これはどんなもので入っているのか教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金についてですが、こちらは環境省が行っている補助金でございまして、浄化槽システムの脱炭素推進事業の一環になっております。村においては、旧季の里天栄の浄化槽の整備を更新しました。その内容ですが、ブローを最新型の効率の高い機器に入れ替えて、CO₂の排出量を年間20%削減する、そのようなことを目標にこのブローを更新しております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。

何か二酸化炭素を削減したものに対していただいたのかなというふうなことではないのですが、そういった削減するための施設をつくるのに補助金が出るというふうなことなんですね。了解しました。

これ、でも雑入に入っていたんですね。雑入だから事業費の補助金ではないのかなと思っていたので、雑入なんだろうかとというのが一つあれですけれども、その辺は。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） こちら雑入にしている理由なんです、環境省の補助金なんです、執行団体が一般社団法人の全国浄化槽団体連合会、そちらのほうから補助を頂いているものですから、雑入に整理しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） ここで、暫時休議いたします。

25分まで休みます。

（午後 3時08分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時29分）

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 次に、87ページ。

ふるさと納税の中なんです、18の補助金20万これ丸々使っていないというふうな形になって説明が入っていないんですが、使っていないのは分かるんですが、なぜ使わなかったのかというのと、最初から目的がなかったのか、目的がないで予算取るのではないので、その辺教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

補助金のところの空白の部分でございますが、こちらにつきましては、ふるさと納税の返礼品開発等支援補助金という項目がありまして、今回その申請がなかったため執行されなかったということでございます。

中身につきましては、村内の事業者がふるさと納税の返礼品の新商品開発や既存のふるさと納税の返礼品を改良するための経費、こういったものに対して一部補助を行うという事業でございます。

対象経費としましては、商品の容器、もしくは梱包材といった必要な物品の購入費、またはパッケージ、包装費、シール等の印刷費、あとは試作品の送付にかかる送料、デザイン、返礼品を開発するに当たっての分析などの検査費用、機械のリース、そうした際に、村から補助を出して返礼品を新しく開発したり、改良するための経費の一部の補助をするものですが、申請がなかったため今回ゼロで、不用減ということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 中身は了解しました。

ただ、やはり全く使わないというのは、村側としてのアプローチもちょっと弱いんじゃないのかなというふうに思いますのでなるべくこうやっていいものをつくるというようなことで予算を上げているわけですから、頑張ってやっていただければと思います。

次に、133ページです。

需用費の中で修繕費なんでございますが、施設修繕費というのが上がっているんですけれども、農業振興費の中でこれ施設修繕費というのはどこの修繕だったのか教えていただければと思います。342万9,000円。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

施設修繕費342万9,800円の内訳になりますが、こちらについて、先ほど説明しました二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に係る旧季の里天栄の浄化槽の修繕工事、こちら総事業

費で202万4,000円、まず1つ目こちらになります。

もう一つが、明許繰越の事業になりますが、旧季の里天栄の受電盤設備のキュービクル、こちらの改修に係る付帯工事、キュービクルの土台とかをつくったものですからそちらにかかるもので118万4,700円、あと、トイレの鍵の修繕工事で3万4,100円、室外機の修繕で18万7,000円、以上4項目の事業となっております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。

先ほどのフロアの工事のあれですね。

次に、141ページです。

12節の委託料の中で、国土調査の地図の作成委託料とここ出ているんですが、現在、大里30地区をやっているというようなことなんですが、断片的に議会では私は何地区何地区としか聞かないので、全体でどのぐらいがあって、今、どのぐらいの地区が終わって残りどのぐらいの地区があるのかというのは分かるでしょうか。もし分かれば大丈夫です。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 税務課長。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） お答えいたします。

全部の地区と言いますと、まだ計画がまだまだありまして、今、現在は住宅地をメインとしてやってございます。山のほうも大分残ってはいるんですが、そちらについては、今後どうするかちょっと検討課題といったところでございます。

それで、施策の38ページに国土調査費の内容が載ってございます。その中で、現在、未調査地区が47.27平方キロメートル、進捗率で44.90%というふうな形になってございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） これさっき見たんですが、地区数で30と言われても大里でどのぐらい、全体であるのか、牧本が何十地区あるのか、広戸何十地区、湯本何十地区というのが見えてこないで、もし、後で結構ですので、資料を頂ければというふうに思います。よろしくお願いします。

次に、151ページなんですが、商工費の観光費の中で、12委託料でインバウンド拡大情報発信業務委託料で1,000万というような形で、中身はインフルエンサーの方が来てどうのこうのというのが中身は聞いていますが、これによってどのぐらいの入れ込みの増加があったのか、あるのかというか見込んでいるのかというふうなことをお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

インバウンド拡大情報発信業務委託料に係るこちらの事業の取組ですが、こちら、昨年3月いっぱいまで事業のほう進めておりまして、次年度以降誘客を図っていくために、昨年度ユーチューバーによるPR、てんえいとりっぷというホームページの作成、そこから村の特産品をお買物していただけるECサイトショップの開設など取り組んでおります。

その中で、昨年、ユーチューバーの件に関して言いますと、2人の方に動画のほうを作成していただいて4回シリーズで流していただきました。その再生回数が105.7万回、台湾人向けの動画になっていますので、そちらを見ていただいた方が天栄村に興味を持っていただいて来てくれるような内容となっております。

もう一つ、7月に台湾のトップセールスに行つてまいりました。そちらにおいても、台湾の旅行会社の方々も天栄村という場所を初めて知っていただいた部分と、改めて会津を回る周遊ルートの経過として天栄村、非常に自然が豊かで興味がありますと、お酒もおいしいしお米もおいしいということで、今年度ぜひ改めて旅行会社の方にPRをしてぜひ天栄村のほうに来ていただけるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 内容的には分かりました。

105.7万回という数字はすばらしい数字だなというふうに思いますし、そういう見た方が来ていただけるのは一番ありがたいなと思っています。

これからだというふうなことです。ぜひ、今回台湾も農林水産物自由解禁になったというふうなことでございますので、向こうから来るだけでなくこちらからも積極的に販売に行けるようなそういう部分でこのインバウンドを利用しながらPRしていただければというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

これは以上です。

最後になります。163ページ。

防災行政無線管理費の中なんです、12委託料、防災行政無線保守点検委託料で227万2,000円というような形で取ってあるんですが、今、壊れているというふうなことで、決算のときにお話しすべきなのかどうかというのはまた別ですが、やっぱり住民の方が大分不便だというようなことが寄せられて、もう何十回もです。不便だということ、何で動かないんだというふうな話を言われて、そのたびに説明はしているんですが、今、壊れて直していますというような。

やっぱり一度総務課のほうでもこれを保守点検委託料を取ってやっていて壊れるという、寿命だから仕方がないんですけれども、やっぱり今、壊れていてこういうふうな形で直して

いますよというのは何かの形で、区長さんでもいいですけども、村民の方が分かって納得できるような形にさせていただかないと。本当に、会うたびに言われるような状況ですし、いつになったら直るんだと。3月、年度内には直るという今、急いでやっているというようなことで聞いていますので、その辺ももうちょっとしっかり分かるように教えていただければと思います、いかがでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほど、議員にお話しいただきまして、大変ご迷惑をおかけしていることを深くおわびを申し上げたいと思います。

この防災無線に関しましては、この間、8月に本体の契約をさせていただきまして、その開始に向けて進めているところでございます。できるだけ工事のほうは早くということでは指示をしております。

また、先ほどお話をいただきました地域の住民の方々の周知に関しましては、いま一度広報等やそういったものを使いまして、皆様方にもう一度周知のほうをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） あと、これ多分防災無線、試験放送必ずしなくてはならないというようなことになっていると思うんですが、この試験放送については、どのような形で今、壊れているというようなことなのでやっているのか、この間の1日は吹鳴試験やっていますけれども、村の防災無線としての試験放送、結局有事のときに必ず動くというのを確認するために試験放送をやらなくてはならなくなっているのですよね、多分、防災無線というのは。それは、今、どんな形でやっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

現在の防災無線に関しましては、録音放送が難しく、今、行っているのは生放送でございます。その生放送に関しましては、今の状況を保つために生放送でお願いしてやっておりますので、その部分で放送は大丈夫かと思えます。

毎月1日に消防の本部のほうから試験放送ということで今までやっておりましたが、ちょっとそのほうは難しいかなということもありまして、そのところはやっておりません。

ただ、この間、火事がございまして、そのときに緊急放送ができたわけでございますが、そういう緊急の放送もできるということで私どものほうも安堵したところでございます。

改めまして消防署のほうと打合せを……

失礼しました、訂正させていただきます。

今、試験放送もしておりますということでございますので、今の生放送も壊れないように随時進めていきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 多分、防災行政無線は、必ず定時で試験放送をしないといけないというふうなことでなっていると思うんです。

ですから、定時でやっているのが、前はチャイムとかそういったので代用しているというふうなことで言っていたんですが今、チャイム鳴らないので、その辺をいざ有事の際に聞こえないとか電波飛ばないとかというふうにならないように試験放送をしっかりとやらなければならないんじゃないかと思えます。

その辺は、やっぱり自分たちの管理しているものなので、取りあえず鳴っているからいいやではなく、やっぱりきちっと運用にのっとってやっていただければなというふうに思います。すんでよろしく願いしたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 3時50分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時51分）

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 107ページ。

107ページの12節委託料、放射能簡易分析装置操作委託料213万と出ているんですけど、そのほかに放射能対策費として、115ページと145ページに出ているんですけど、これ大体270万かかっているんですね。

これいつまで続けるんですか。これどういうことをやっている委託料なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

先ほどの放射能簡易分析装置操作委託料ですが、こちら、野菜等の放射能の検査等を道の

駅季の里天栄と道の駅羽鳥湖高原のほうに委託しており、先ほどいつまで続けるかという話だったんですが、こちらのほうの委託料も含めてなんですが、国の福島再生加速化交付金ということで、全額補助でやっております。それで、国のほうに確認しましたら、令和12年度まで補助金のほうは続くということで確認いたしまして、検査している農家さんとか確認しましたら、まだ出荷制限とかある農作物もあるので、なるべく今後もまだ続けてほしいという話がありました。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） あと、145ページの11節なんですけれども、役務費で、放射能物質測定機器校正手数料と書かれているんですけれども、これも補助金出ているんですか。天栄村からの持ち出しじゃないですね。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちら放射性物質測定機器校正手数料にかかるこちらの機械ですが、産業課に1台と道の駅羽鳥湖高原のほうに1台、計2台こちらの部分で出しております。

それで、こちらについては、1台は県の補助金で購入しています、平成24年。もう1台は、平成27年くらいだったと思うんですが、そちらは村の単独で購入しているものとなっております。

大変失礼しました。

こちらの財源ですが、こちらについては村の単独のほうで支出しております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） そうすると、145ページの放射性物質測定機器校正手数料、これも36万8,500円と出ているんですけれども、これも村単独で買っているのですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちら、村単独で支払いしております。

○6番（服部 晃） あと、115ページ。

115ページの民生費の19万5,800円、物質測定機器校正手数料、これも同じですか。これは何に使っているやつなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

115ページの放射性物質測定機器校正手数料でございますが、こちら保育所のほうの食材の検査をやっているものでございまして、こちら住民課のほうで補助をいただいております。

なお、令和7年度から廃止としております。令和7年度から放射性物質の検査はやめております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 村で購入したというのは、どういう意味で購入したんですか。それ東電に請求しているんですか。何で村独自で買っているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

まず、説明する前に、この購入に当たって、住民課については県の消費生活課のほう为主となってその放射性物質の機械を入れています。産業課のほうは、農林水産部、農業のほうの部で管理というか、組織が分かれております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） さっき、質問者に村単独で買ったと言ったでしょう。その課が別になっているのは構わないんだけど、農水省とか何でも構わないんですけども、それは村で買う必要はなくて東電に請求してその金をもらっているのかと。

事故起きなければ、何で天栄村で出さなくちゃいけないと、私はそう思っているんです。何でそれは東電に請求して東電からもらうのはいいけれども、何で村で出して買わなくちゃいけないんだという、それを言いたいんです、私は。

幾ら高い安いの問題じゃなくて、それは事故がなければ何も別に天栄村が負担する必要はないんだから、それを言っているんです。そういう請求はちゃんとしているんですか、今は。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 4時00分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時01分）

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 私からお答えいたします。

今ほど議員お質しの件、十分私も分かります。

ただ、国のほうから補助金出ているのは、検査手数料は全部出ているんです、道の駅で検査するものは。野生のキノコにしても山菜等がまだ出荷停止になっているものがあるというようなことで、検査機器も国から来て、それで検査をしていたんですけども、その機械が全部細かく砕かないとその検査ができないと。それで、新たに新型のタイプが、それは非破壊といってそのままキノコでも山菜でも細かくしてしまうと食べられなくなってしまうので、そのまま計れる検査機械、これは住民の方々からこういう機械を買ってくれと。

交渉をしましたが、国からは破壊式、細かく砕いて入れるものは来ているし、検査手数料も来ているんです、各道の駅で村を経由してやっているんですけども、それは住民の方々からせっかく山から採ってきたものを細かくしたら食べねえべというお話がありまして、村でそういう皆さんの要望を汲んで村単独でそれは購入して、そのまま検査をしてこれは100ベクレル未満ですよというように皆さん食べています。

そういう要望があった中でそれをやってきたというようにございますので、こちらについてはご理解いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 課長も今みたいに、村長みたいにそういうふうに説明すればこっちだって分かるんだよ。何でもかんでもあれだなんていうわけじゃない、そういう説明が必要だと私は思うんです。

それは分かりました。では、次の質問に行きます。

81ページ。

14節工事請負費、小規模住宅団地敷地造成工事費、これ3,634万になっているんですけども、4,900万で補正上げたんじゃないんですか。いつこういうふうに安くなったんですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

小規模住宅団地敷地造成工事につきましては、当初予算で4,900万の予算を組んでいたところですが、まず、契約の際に、契約額が4,587万円ということで、ここで300万円ほどの請差が出ております。

その後、変更となりまして、変更の内容としましては、当初設計で予定していた地盤改良が不要になったこと、あとは、各区画の進入口、中央にある道路からの進入口のほうに擁壁を設置する予定でございましたが、それぞれの区画への進入口が限定されるので、購入された方がどこからでもそれぞれの区画の進入口を設置できるようにということで、脇のところの擁壁をなくしたとの変更としまして、約952万減額となっております。最終的に工事費が

3,600万ほどの金額になったという状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 減額になったのは分かるんですけども、何で村長、全協でしゃべるとか何かなかったんですか、これ。金額が下がりましたなんて全然報告ないでしょう、これ。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

全員協議会の中で、工事で地盤が掘削していったらよかったなのでその分下がりましたというお話はさせていただいて、9番議員もそうだよなという話をした経過もありますので、総務課長も企画課長も出て説明はしていますので、もう一度ご理解いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） あれ、私、休んでいただろうか。

全然聞いた覚えはないですけど、やっぱりそれならそれなりに、でもこれやっぱりきちんと、みんな4,900万で予算組んだんだから、それなりに金額がこれだけこういうふうになってやると、私、今まで全然分からなかったです。多分休んだと思うんですけども、全然話は聞いていない。

では、村長はみんな話したんですね。それならそれで。議員もみんな知らなくて話にならないと思って私は言っただけなんですけれど、分かりました。

では、次に進みます。

195ページ。

10節需用費の給食センターの車両修理費、備品修理費、施設修理費と書かれているんですけど、これまだ始まってよくよくたっていない、何に使ったんですか、これ。何を整備したんですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

手元にはちょっと明細がないので、細かく何の機械を修繕したかというのはちょっとお答えできないのですが、例えば車両修繕費ですと車検代ですとか尿素的の補充、そういったもの、あとは、備品ですと例えば中にあります調理用の機械、そういったものを刃が切れなくなって交換したりとかそういった部分での修繕がございますので、そういった部分の修繕かと思っています。

〔「90何万だよ、これ」の声あり〕

○教育課長（小山泰明） すみません、そちらにつきまして、今、手元に資料がないのでお時間いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 4時10分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時23分）

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お時間をいただきまして、ありがとうございました。

お答えいたします。

先ほどの施設修繕費96万8,000円でございますが、施設法面に新しい側溝を入れた工事でございます。場所は、天栄中学校の校庭側で、そこからゲリラ豪雨等で雨水がどんどん給食センターのほうに流れてきてしまうので、衛生面から改善すべきというところで新たな側溝を入れた工事として支出してございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） では、次の質問に行きます。

87ページ。

12節委託料で移住定住促進事業委託料369万使ったことになっているんですけども、これは費用対効果はどのくらい効果あったんですか。これで360万も使うんだから、何かこういういろいろ話聞きます定住移住の問題で聞きますとか何かあるんですか、これ。これほど金かけているんだから。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

こちらの移住定住の中身でございますが、まず、移住に関する相談業務を受付を行ったり、天栄村に体験ということで来ていただく短期滞在住宅、こちらの管理を行っているところでございます。

また、移住相談会への出展、あとは、移住者のニーズに応じた細かい相談のほうにも対応しているところでございます。

実際、移住相談に対しての効果についてでございますが、中身の移住相談でございますが、

昨年度については116件の相談をいただいております。また、移住相談会については6回の出展をしております。短期滞在住宅につきましては、昨年度は7件16人の利用がありました。こうしたことで、移住定住につきましては、やはり相談会も含めて天栄村のことを知っていただく、そして、移住先として、その中で選択肢の一つとして天栄村も考えていただく、移住を行う前に実際に天栄村に来ていただいて天栄村を感じていただいて、移住先として天栄村が自分の移住候補地でマッチングするかどうか、そういったところもやっていただいているところでございます。

過去にでございますが、移住につながった方についても2組ほどございます。あとは、実際に天栄村に来ていただいてお試し住宅まで体験された方も3組ほどございます。そういった移住相談会から村への移住につながったり、移住をある程度具体的に考えていただくという中でも、こうした相談支援業務のほうをやっていくということは必要と捉えておりますので、その経費としてこの金額ということは妥当ではないかと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 2組決まったということですね。あと、お試し住宅ってどの場所を使ってお試し住宅を、滞在などやっているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） 答えいたします。

短期滞在住宅につきましては、場所は湯本小学校の手前の左側にあります一般住宅のほうを短期滞在住宅として移住の体験をしていただいているところです。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） では、体験型は皆そこを使っているんですか。

大体こちら湯本だけでお試し住宅はそこだけですか、お試し住宅を使っているのは。あとはほかは整備してお試し住宅を2泊とか3泊とかできるようなお試し住宅をこちらの部分もつくらないと意味ないんじゃないですか。

あそこはきれいだから、部屋も随分あるし、私も見学してきましたけれども、やっぱりあいう住宅があればもう住みたいとなるかも分からないですね。

ただ、こちらの本庁付近のお試し住宅は今、現在やっていないですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） 答えいたします。

本庁管内において、お試し住宅のほうはない状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） やっぱりこっちでも1軒ぐらいはお試し住宅をつくってやっぱり水回り、お風呂とかキッチンとかトイレとかそこをきれいにしないと人は泊まったりしないと思います。やっぱりある程度水回りだけでもきれいにして、リフォームしてお試し住宅をつくってやらないと、移住定住なんか根づかないと思います。これやっぱり金かけるの分かるんですけども、やっぱりそれだけ本当にお試し住宅が一番大切だと思うんです。天栄村に住んで、ああ道の駅がここにあるんだな、あそこが役場なんだなと分かるようになれば、定住する人も出てくるかも分からないし、そういうのにお金かけないと、空き家でまだ全然手入れしていないところあるんでしょう、ここ水回りさえ直せばちゃんと住めるなというようなところあるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

今、議員おっしゃるように、この本庁管内にもそういうお試し住宅、以前はあったんですけども、整備をして返していただきたいというようなことでお返ししたものですから、今後、また整備しながら移住定住につなげてまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 最後の質問に行きます。

163ページ。

18節、火災警報器設置補助金6万1,300円となっているんですけども、これ住宅火災警報器のことですね。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

火災警報器の設置補助金6万1,300円のところだと思いますが、こちらのほうは、各家に設置する火災警報器の購入者に対する補助金でございます。

○6番（服部 晃） 住宅火災警報器が一番大事だと思うんです。やはり焼死者が出ているということは、火災を分からないでみんな亡くなっているわけですから、天栄村で火災警報器、大体何%ついているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今、手元に細かな何%というまではちょっと持っていないんですが、頭の数字だけ覚えてますと、七十四、五%は住宅用の火災警報器がついているというふうに承知をしていると

ころでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） 残り26%はどういう、消防団が言ってもつけないということなんですか。これはやっぱり命に関わるものだから強制的にやるというか、それを説明して消防団につけてもらうしかないんじゃないですか。これ26%、火災になったら今、焼死者多くなって住宅火災で亡くなっているのはみんな住宅警報器がないからでしょう、これ。住宅警報器、すぐ出れば逃げられますから、これ命を守るためには一番大事なことだと思うんです。それを徹底して消防団に言ってもらって、全部100%にするようにやったほうがいいと思うんですけれども、どうですかね。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

議員おっしゃるとおり、火災による逃げ遅れで死傷者が出ているということも事実でございます。今ほどお話いただきました七十四、五%を100%にするべくに、須賀川消防署、また、消防本部と協力をしながら、また、消防団のほうの方々のご協力もいただきながら推進をしてみたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） やっぱり一人暮らしには大切だし、一人暮らしには高齢者だったらば村で全額負担してやって、強制的につけてやってそんなに高いものじゃないと思うんです。だから、消防団につけてもらって、ちゃんと一人暮らしとか高齢者がいればそういうの大事だと思うんです。

だから、そのように消防課長、消防団長に話して、それで村長とみんな高齢者の一人暮らしは年金暮らしだからそれは設置してやるかとそういうのでも75歳以上はそういうふうにやってもらってもいいと思うんです。それをやれば焼死者がなくなるわけですから、この前も本当にそうだけれども、やっぱり亡くなった人はみんな住宅火災警報器がない人らですから。気がつけば、ぶーと鳴れば逃げられますから、それは一番やってほしいと思います。

以上で質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま、議案審議の途中であります、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 ４時３８分）

9 月 定 例 村 議 会

(第 4 号)

令和7年9月天栄村議会定例会

議事日程（第4号）

令和7年9月5日（金曜日）午後1時30分開議

- | | | |
|-------|----------------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 8 号 | 令和6年度天栄村一般会計決算認定について |
| 日程第 2 | 議案第 9 号 | 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第 3 | 議案第10号 | 令和6年度牧本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 4 | 議案第11号 | 令和6年度大里財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 5 | 議案第12号 | 令和6年度湯本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 6 | 議案第13号 | 令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第14号 | 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第15号 | 令和6年度天栄村介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第16号 | 令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第10 | 議案第17号 | 令和6年度天栄村水道事業会計決算認定について |
| 日程第11 | 議案第18号 | 令和6年度天栄村下水道事業会計決算認定について |
| 日程第12 | 議案第19号 | 令和7年度天栄村一般会計補正予算について |
| 日程第13 | 議案第20号 | 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第14 | 議案第21号 | 令和7年度牧本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第15 | 議案第22号 | 令和7年度大里財産区特別会計補正予算について |
| 日程第16 | 議案第23号 | 令和7年度湯本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第17 | 議案第24号 | 令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について |
| 日程第18 | 議案第25号 | 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について |
| 日程第19 | 議案第26号 | 令和7年度天栄村介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第20 | 議案第27号 | 令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 日程第21 | 議案第28号 | 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算について |
| 日程第22 | 議案第29号 | 令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算について |
| 日程第23 | 各委員会閉会中の継続審査申出 | |
| | 招集者あいさつ | |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（８名）

１番 齋藤 寿 昭

２番 石 塚 喜 吉

３番 吉 成 邦 市

４番 馬 場 吉 信

６番 服 部 晃

７番 小 山 克 彦

９番 円 谷 要

１０番 大須賀 溪 仁

欠席議員（１名）

５番 大 浦 トキ子

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 添 田 勝 幸

副 村 長 揚 妻 浩 之

教 育 長 長 場 壮 夫

参 事 兼
総 務 課 長 小 山 富美夫

企画政策課長 森 和 昭

税 務 課 長 塚 目 弘 昭

住 民 課 長 星 裕 治

健康福祉課長 芳 賀 信 弘

産 業 課 長 大 木 伸 一

建 設 課 長 関 根 文 則

参 事 兼
会 計 管 理 者 熊 田 典 子

湯本支所長 星 淳

教 育 課 長 小 山 泰 明

生涯学習課長 櫻 井 幸 治

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 黒 澤 伸 一

書 記 石 井 貴 也

書 記 小 山 ちえみ

◎開議の宣告

○議長（大須賀溪仁） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。

よって、定足数に達しております。

5番、大浦議員より傷病治療のため欠席の届出がありました。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、議案第8号 令和6年度天栄村一般会計決算認定について、昨日に引き続き質疑を行います。

質問はありませんか。

9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 11ページをお願いします。

11ページの村民税関係なんですけれども、昨日、石塚議員からも質問がありましたが、滞納額ですか。滞納繰越金、これが令和5年度よりは五十何万かは滞納額が減っていますので、担当部署では収税には努力したんだろうとは思いますが、ただ、やっぱり減り具合があんまり小さくなくて、53万くらいしか差がないものですから、まだまだ努力して収税に当たってもらうことが大事だと思います。年2回、全職員でやるというようなその計画もあるみたいですから。

そこで、この別冊子なんですけれども、主要施策の成果の中で、村民税と固定資産税の不納欠損額、この中身を少し教えてもらえますか。

○議長（大須賀溪仁） 税務課長。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） お答えいたします。

令和6年度の不納欠損でございますが、まず村県民税、こちらについては3名の方が不納欠損してございます。それと、固定資産税、こちらについては1名の不納欠損をしてございます。

不納欠損の内容でございますが、不納欠損の要件としまして3件ほどございます。地方税

法第15条の7第4項、こちらが滞納処分の執行停止が3年間継続したとき、それと第5項、納付義務の消滅したとき、地方税法第18条、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しなかったとき、いわゆる時効消滅といった3件の要件がございます。

今回の不納欠損につきましては、地方税法第18条の時効消滅で不納欠損をしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） これ、不納欠損額のいろいろ項目はあるんですけども、時効というのは、これ年数があるんですか、これは。何年、何年と。それは後で教えてもらいますけれども、あと、この後にはその方はもうずっと天栄村にいるんですか、この方はまだ。その中身をちょっと教えてもらえますか。

○議長（大須賀溪仁） 税務課長。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） お答えいたします。

村税の不納欠損の内容でございますが、村県民税、こちらについて3名ほどと言いましたが、村外が2名、村内が1名でございます。固定資産税については村外が1名といったことでございます。

内容につきましては、村外の方につきましては死亡して5年を経過して、もう相続者がいない、そういった方で、5年を経過したので時効を迎えたといったことで不納欠損してございます。村内の方につきましては、生活保護を受給したため、5年前までは時効消滅といったことで不納欠損させていただいてございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 村県民税、村内1人でそういう条件を受けているということなんですけれども、村外の2名というのは、もう、じゃ時効したからもう一切、集金には伺えられないと。それはそれで構わないんですけども、固定資産税は天栄村にある土地なんですよ、固定資産税取るんだから。だから、その土地を押さえることはできなかったんですか。その中身、ちょっと教えて。

○議長（大須賀溪仁） 税務課長。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） お答えいたします。

村外の固定資産税については、村内に土地を所有しておりまして、課税してございます。その方が亡くなって相続者がいないといったことで、そのほかに課税をすることができないといったことで、その方については5年を経過したものについて不納欠損をさせていただいております。

○議長（大須賀溪仁） 9 番、円谷議員。

○9 番（円谷 要） 時効は分かるんですけども、その土地があるんだから、なぜその差押えを先にできなかったのかということを聞いているんですよ。

○議長（大須賀溪仁） 税務課長。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） お答えいたします。

亡くなった方については、所在不明といったことで差押えする住所地がないと。その方がもう存在していないので、その方に対して差押えをすることができないといったことで落としてございます。

○議長（大須賀溪仁） 9 番、円谷議員。

○9 番（円谷 要） 亡くなった方、差押えができないというのはそれは分かりますけれども、でもその家族とか親戚とか、いろいろそういう系統は調べなかったんですか。

○議長（大須賀溪仁） 税務課長。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） お答えいたします。

調べた結果、相続者がいないといったことでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9 番、円谷議員。

○9 番（円谷 要） あと、村民税のその村外の2名の方、いますけれども、これはもともと最初は村内に住んでいた方なんですか、2名というの。そして、どこかへ引っ越したから、村外に引っ越したから、そして時効になっちゃったから集金ができないと。逃げ得ですよ。

だから、そういう事態がまだこれからも起きないとは限らないんですよ。こういった未納額が結構ありますから。一番気をつけないといけないのは、住宅に住んでいるとか賃貸に住んでいるとか、そういう方が一番やっぱり、悪い言葉と言っちゃ悪いんですけども、そういう方が主に対象になるんじゃないかなと思うんですけども、そういうところはやっぱりきちっと把握しておいて、どの方がやっぱりどういった滞納費用を持っているか。

ただ、税金の場合は、支払っても古い順から納めたようにやっていくんですよ、あれは。前年度分じゃなくて過年度分、古いほうから入金、ずっと消していくわけですよ。だから、あんまりそういう人がこの税金がまた、そういう方は収入が少ないから、なかなか滞納しちゃうんだろうとは思うんですけども、これからはまだまだそういう人が出ないとも限らないですよ。

だから、やっぱり金額に応じて明細ができているとは思うんですけども、そういう人ほどに回数を多くして、収税に努力してってもらわないと、またそういう逃げ得の人が出てきちゃうと、これは村の損ですからね。だから、そういう不納欠損というのをなるべくつく

らないように努力してもらいたいと思います。

次に、25ページの山村開発センター使用料、この中身、ちょっと教えてもらえますかね。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちら、山村開発センター使用料は、例えば農業共済組合とか会議で使用する場合、そのような団体が使用する、村内じゃなく村外の団体が使用する場合に、この使用料を徴収しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） ということは、使用料について982万というのは、全部使用料、外部、内部の使用料ということでよろしいんですか。例えば、後からまたそれ言いますけれども、商工会の支払い関係もあると思うんですよね。それはここに入っていないということですね。分かりました。

じゃ、次へいきます。

27ページ、羽鳥湖高原生産物直売所使用料15万3,000円なんですけれども、これは毎年同じ値段か、今回はこういったけれども、契約というのはどのようなやつか、ちょっと私も忘れちゃったけれども、その中身、ちょっと教えていただけますか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちらの使用料については、毎年同じ金額で頂いているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 毎年同じということは、これ契約でやっているんですか。単年度契約で、複数契約でなくて。分かりました。

じゃ、次、51ページ。

51ページの利子及び配当金の中で、株式会社天栄村振興公社配当金という形で150万、歳入の中に入っているんですけれども、この150万というのはどういうあれで、決まった金額で入っているのか、中身、ちょっと詳しく教えていただけますか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちらの配当金の金額の算出根拠でございますが、天栄村振興公社に村のほうで3,000万の資本金を拠出しているところでございます。そちらの5%について、令和6年度は配当し

たということで、公社のほうに確認をしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9 番、円谷議員。

○9 番（円谷 要） いや、その3,000万円の出資に対する5%をこれ、だって令和5年は入っていないんだよ。今年からか。今年からなの、これは。実施したのは。教えてください。何で令和5年はやらなかったの、これ。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 1 時 4 7 分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1 時 4 9 分）

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちら、昨年度の令和6年度の経営状況報告書の振興公社の10ページのほう、ご覧いただけますでしょうか。

まず、11ページのほうの損益計算書、こちらの一番下に当期純利益額がございます。

〔「11ページ」の声あり〕

○産業課長（大木伸一） 失礼しました、10ページ、申し訳ございません。

10ページのこちらの貸借対照表の純資産の部、こちらの3番目に利益剰余金、こちら377万5,056円、令和6年度にはこちらが算出されました。13ページに株主資本等変動計算書、こちらの真ん中辺に剰余金の配当ということで160万円、こちらを配当したところですが、村が資本金の3,000万円のうちの5%で、先ほど言った150万円、そのほかJAと商工会、それぞれ100万円のうち5%で各5万円となっております。

〔「5万円が2つで10万円」の声あり〕

○産業課長（大木伸一） はい、そうです。

そのような部分で配当しております。

○議長（大須賀溪仁） 9 番、円谷議員。

○9 番（円谷 要） なかなか経営状態は剰余金が出るというような、経営状況が安定している、収益が上がっているということだからね、配当するということは。

そうすれば、今度、道の駅の指定管理はいつ切るんだっけ。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

道の駅の指定管理については、令和7年度をもって終了となりますので、令和8年度から新たに指定することになります。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） じゃ、今度は新たに指定管理の契約するときに、また再度質問させていただきますから、剰余金が出るということはいいことですから、頑張ってやってもらうようにしてもらいたいと思います。

じゃ、次いきます。

次は129ページ、お願いします。

その中で負担金、補助及び交付金の中で、前にも説明がありましたけれども、ごみ減量化・リサイクル化推進事業補助金12万5,300円、これ件数は何件申入れあったんですか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

ごみ減量化・リサイクル化推進事業につきましては、こちらは団体に出すものと、あと生ごみ処理機の設置補助金ということで、コンポストの補助金になっています、6年度につきましては。

〔「生ごみだよ。個人に出している」の声あり〕

○住民課長（星 裕治） はい。個人に出したのは1件のみです、6年。コンポストは1件です。1件になっています。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） これ、天栄村はごみが多いなと大騒ぎになったわけだけれども、村長が推進したその生ごみ処理機のやつだよ。違うの。これはまた別なの。

〔「それは来年度です」の声あり〕

○9番（円谷 要） そうなんだ。

それは来年の決算かい、じゃ。

〔「そうです」の声あり〕

○9番（円谷 要） そうですか。大変失礼いたしました。

じゃ、住民課長、来年だそうですから、そのとき、またお伺いします。よろしくお願いします。

では、次、135ページ、お願いします。

135ページの工事請負費の中で、てんえいふるさと公園広場施設等整備工事請負費6,900万何がしが出ていますが、もうこれで整備は完了ということでよろしいんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちらのてんえいふるさと公園広場施設等整備工事請負費、こちらの工事につきましては、本年度をもって完了するようなことで現在、進めております。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） いや、私が聞いているのは、この金額のやつは全部完了したのかと聞いているんですよ。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

大変失礼しました。そちらに載っている決算に係る事業については全て完了してございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 何回か公園を見てきたんですけれども、今のできる範囲の、あのできた段階でのこの金額なんですよね、6,900ね。後から6月補正750万入っていますけれども、それは来年度出るわけだから、補正だからね。750万で芝関係とかいうのをやるわけでしょう、多分ね。芝は張っていないから。あれ張ったのかい、芝。

〔「いや、まだです」の声あり〕

○9番（円谷 要） まだだっぺ。芝張ったなんていったら大変なことですよ、あれ。草ぼうぼうで。

だから、あれは時々、なかなか草刈りもやるよといったって、なかなか草、現場見てきて、今度、所管事務で行くんですけれども、きれいに草刈っておいたほうがいいですよ、また言われるからね。

だから、やっぱりきちっとやって、やるときには750万の補正ずっとやるんだけれども、またそれは後で、また後ほどその行為については、また質問をさせていただきますけれども、今回は決算ですからこのあたりしか聞きませんけれども、管理だけはきちっとして、今はもう使用禁止なものだからフェンスもきちっと閉めて、管理だけはしてくれたほうがいいですよ。

あとは、じゃ、次いきます。

次、149ページ。

149ページの18節商工会指導活動補助金というのは、この指導活動というのはどういう指導活動をするための447万だか、ちょっと中身を教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

そちらの内訳でございますが、まずは商工会自体への補助金と、あと青年部、あと女性部、それぞれに補助をしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） じゃ、それは活動費いろいろ、何種類か項目があるみたいですけども、あと山村開発センターの大分、修繕費何千万もかかっておりますよね。いろいろ水回り直したり、空調関係直したりして。その商工会の使用料というのは、何年契約で年幾らで契約しているんだか、ちょっと中身分かれば教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） こちら、決算書の61ページのほう、よろしく願いいたします。

こちらの諸収入、雑入、雑入の中に備考欄がございまして、備考欄の真ん中辺に……

〔「72万でしょう」の声あり〕

○産業課長（大木伸一） はい、こちらになりますので。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 私も、この山村開発センター光熱水費負担金72万、これはだから電気料も水代もみんな込みなので72万でやっているというのは、最初は分かったんですけども、だけれども、これはもう継続でもう上がりもしない、下がりもしないというやつでやっているのか、単年度契約でやっているのか、何年度契約でやっているのかというのを聞いたかったんですよ。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちらについては、毎年同じ金額で頂いているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 毎年だということなんですけれども、これは別に使用契約書というのは交わしていないんですか、最初から。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 2時06分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 時間をいただきまして誠にありがとうございます。

こちらの使用につきましては、毎年、行政財産使用許可申請書というものを提出していただきまして、更新しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） その中身の使用料とかそういう金額等を、中身ちょっと教えてもらえますか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

山村開発センターの許可の関係ですが、まず岩瀬福祉会、こちらに許可しております。岩瀬福祉会です。

〔「包括支援センター」の声あり〕

○産業課長（大木伸一） こちらの使用につきましては、今まで使用料といいますか、今まで山村開発センターでかかっていました水道料、電気代等について算出したものを山村開発センターの使用する面積に応じて、使用料の代わりに水光熱費を頂いているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 商工会の施設の利用料じゃなくて、水道光熱費だけの費用として72万円を頂いていると。ほかの何団体かは入っているやつをみんなそういうふうな中身でやっている、契約をね。中身は分かりました。

では、その契約は毎年更新ですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

契約というものはしておりません。あくまでも行政財産使用許可申請書というものを出示していただいて、毎年村のほうで許可を出すような方法で進めております。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 分かりました。使用許可願いね。毎年提出していただいているということで。

水道光熱費72万はずっと変わらないで来ているものですから、ちょっと気になったんですけども、よのものに対しては電気料がかかり過ぎると、ほかの議員さんから度々ちょこちょこ質問されると思うんですけども、光熱水費、電気料、これは電気料は年々上がっていると思うんですよね。

だから、そこら辺は上がっても全然変わらず、このままずっと商工会、あそこのいる中でこの金額でやっていくんだか、また電気料ちょっと上げてもらいますとかという考えがあるのかなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

やはり、今般、電気料が上がっている状況が続いておりますので、山村開発センターのその水光熱費の使用料についても見直しを進めていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 考えるんじゃなくて、見直しを実施していきますということによってよろしくお願いします。ほかはみんな個人だから大変ですよ、何も言わず請求書来れば払うんですから。それと同じように、やっぱりある程度は一定の金額ずっと同じというわけにはいかないですよ。使用しているほうも、多分、話すれば分かると思うんですよ。だから、そういう面では、多少言われてもちょっとずつ上げていくような、単年度単年度で申入れをしていったほうがいいと思います。そこはよろしくお願いします。

じゃ、次いきます。

次のページ、151ページ。

151ページのこれも18節の負担金、補助及び交付金の中で、天栄村観光協会補助金100万、泊まってエールキャンペーン補助金314万2,000円、これの中身ちょっと、観光協会補助金は何のための補助金だか、あとは泊まってエールキャンペーンの補助金は何の補助金だか、ちょっと内容を教えていただけますか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

初めに、天栄村観光協会に対する100万円の補助金ですが、こちらは観光協会の運営費に対する補助となっております。その対象経費ですが、まず広告代、ホームページの管理代、観光情報センターの委託料に使用していただいております。

続きまして、泊まってエールキャンペーンですが、こちらは宿泊業を営む事業者、あと小売業を行っている事業者、そちらに対して宿泊サービスについては1人当たり2,000円の助

成、小売業に対してましては1,000円のクーポン券ということで、この事業を進めさせていただいたところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） この主要施策の成果でも確認はしていましたが、あくまでも観光協会の100万円の補助金は、その天栄村観光に対するPR活動が主に100万円を充当している。

あと、その314万2,000円については、1,000人泊限定で村内旅館への宿泊1泊につき2,000円の補助金及び1,000円のクーポン券、これが6年5月7日から6年9月30日、約6か月くらい、半年くらいだね。半年くらいの中で、宿泊者が987件あったということですね、これ。そのうちクーポン券が968件、これは6年度はこれで分かりますけれども、5年度もやっぱり同じだったのかな。同じでしたか、5年度。5年度のやつちょっと見ていなかったから、分からなかったんですけれども。

後で補正の中でも出てきますけれども、それはそれでまた質問させていただきますけれども、6年度9月以降のどのくらいの収容客があったかね。それも……、いいか。それは後だな、じゃ。

これ、987件というのは、その観光客が天栄村全体の宿泊ということですよ。みんな宿泊施設があるところが該当ということで。じゃ、今、湯本地区でやっているのは民泊でしたり湯治、あれは別個にあるのは、あそこの旅館組合の中で我々が実費で今活動しているのはそれなんです。ということでよろしいですか。はい、分かりました。

じゃ、これは分かりました、決算ですからね。あとは、この予算の中でまた質疑をしたいと思いますけれども、私の中ではいろいろ、こういう決算を見ると、よく検証して実施しないような面も若干見られるような気がしますね。ちょっと早くやったらいいという考えで取り組むやつもあるし、やっぱり慎重に取り組んでいかなきゃならないやつもあるんですよ。

だから、何が何でも村民から申入れがあったから、それはいいことだねとぼっとすぐやるような段階じゃなくて、よくものを確認して検証していく、これは大丈夫かと。これはみんな村にもう本当評判はよくて、みんな活動でも何でも参加できるよとか、使いたいとかという意見が多数あれば、喜ばれるようなことであれば、それはいくらでもやっても構わないですけれども、一部の単独の方とか、そういう組織とかというのに対して何でもかんでも、言われたら、じゃそれ助成します、じゃそれやりましょうとか、そういう考えでやってもらうといくらやっても、金額は大きくはないんですけれども、積もり積もれば山となるということがありますよね。だから、じっくり検証して、やっぱり早くたって1年待ったって、それはなんていうこともないんですから、いくらいいよといったって。

だから、そこら辺はやっぱり慎重にやるべきだと思いますね。執行部のお金じゃないんで

すから。村民のお金ですから、そこはよくきちっと考えを正していただいて。決算終わりましたから、また半年間頑張ってもらわなきゃならないんですから。そういう面ではよろしくお願いしたいと思います。

じゃ、私のほうでは以上で終わりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、議案第9号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 211ページなんですけど、歳入のほうでこの滞納繰越分の金額がものすごい金額になっております。これは今どのような状況、一生懸命集めていると思うんですが、どのような状況でどういうふうに移しているのか。

今後、金額的に4,600万ですか、4,600万という数字ですので、この収入未済が本当に解消するような感じなのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 税務課長。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） お答えいたします。

国保税の滞納額につきましては、前年度より若干ではありますが、滞納額を減らした部分

はございますが、それでも多額の滞納額が残っているという状況でございます。徴収については先ほども申したとおり、個別対応とか職員による滞納処分等を行っているところでございます。

ただ、今般、国保税に入っているのは個人事業主、農業等といった方がメインでございますので、昨年度の収入が上がったとしても、今までの経費等々、大分かかっていた部分で納付もなかなか難しいといった状況の人がいるということで、滞納分がちょっと増えてきているのかなというふうに思っております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 多分、努力されてはいるんだというふうに思います。またこの金額がこうやって出てきているということは、職員の皆さんをはじめ、議会でも理解はしているわけですから、4,600万というのはやっぱり結構な、それこそ事業勘定の予算そのままというような金額になりますので、これを少しでもやっぱり根本的に、根本的にといっても、なかなか納めてくれる人が納めないと減りはしないんですが、その辺どのような形かやっぱり取っていただいて、少しでも、特に医療給付の滞納は2,900万というようなことですので、この辺も含めて頑張っていただければと思います。

内容的には理解はしていますので、今後とも滞納整理のほうを頑張っていただければなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第 10 号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第 3、議案第10号 令和 6 年度牧本財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第 11 号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第 4、議案第11号 令和 6 年度大里財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第 12 号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第 5、議案第 12 号 令和 6 年度湯本財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第 13 号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第 6、議案第 13 号 令和 6 年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、議案第14号 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第8、議案第15号 令和6年度天栄村介護保険特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 321ページの普通徴収保険料滞納繰越分で327万になっているんですけども、これは年金から引かれるんだから、滞納はどこから出てくる滞納なんですか、これ。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

普通徴収でございますが、議員おっしゃるように普通は年金からの天引きということになるんですが、最初年金が始まったときに、手続期間で数か月、普通徴収ということで納付書で納めていただく期間が手続上どうしても発生してしまいますので、その普通徴収の分などとなっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） じゃ、これ3月時点で今は解消しているということですか。徴収をみんなしたということ。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

年金から天引き開始になるまでの期間がどうしても納付書で納めていただく分、その分について滞納額があるということで、ご理解いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 3月の時点での320何万だべ、これ。もう半年も過ぎているんだから、解消したのかと聞いているんですよ。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

解消はしてございません。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） ただ、私もそうなんですけれども、これ70、まだ年金もらっていないから、自分で納めているんですよ。それ、みんなあの切符を出すんでしょう、納めていない人は。そうしたら、みんな解消することになるんじゃないですか、これ。納め忘れているというわけじゃないんですか。そうしたら半年も過ぎたら、解消するんじゃないですか。ちょっと私、理解できないんですけれども。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 2時40分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時42分）

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

時間をいただきましてありがとうございました。

説明が不足しておりましたが、年金から引かれるのは、あれば年金から引かれるんですけども、その前の方、それから年金を積んでいなくて年金から引けない方、そういった方たちは納付書で納めていただくことになりますので、そういった方については今現在も督促をしたりとかしておりますが、そういった形で今現在、決算ではこの金額が残ったということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） 何ですか、その年金を納めていない人は。年金を納めていない人が天栄村にいるの。

〔「いる」の声あり〕

○6 番（服部 晃） 何人ぐらいいるんですか、それ。分かるんですか。別に名前公表するわけじゃ、何名いますと、年金納めない人。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

その方の人数についてはちょっと把握してございませんでしたので、今後お調べをさせていただきます。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） これ初めて聞いたんですけれども、年金は国民の義務じゃないの。これ徴収、違うの。分からない、それで済んでしまうんですか。年金の集金する人はいないの、これ。今までも、昔は歩いていたような気がしたんですけれども。これ払わないで済むものなの。私ちょっと初めて聞いたんですけれども。誰か答えられる人いますか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

年金事務に関しましては、年金事務所のほうで行っておりまして、未納者のほうはちょっとこちらで把握はしていないんですが、例えば年金につきましては、例えば法定免除とか免除申請とかということで免除されている方はいます。例えば昨年ですと、法定免除ですと32人、あと免除申請だと129人の方が免除申請ということで、保険料を免除されている方もいらっしゃると思います。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6番（服部 晃） 免除するのはどういう理由で免除になるんですか、それ。払う気ない人もじゃなくて。

〔「学生」の声あり〕

○6番（服部 晃） いや、学生は分かる。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

法定免除の方なのですが、経済的困難、あと障害基礎年金の受給者、あと生活保護受給者、あとハンセン病療養所などに入所している方です。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） いや、介護保険のほうから年金のほうにいっちゃって申し訳ございません。分かりました。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第9、議案第16号 令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

申し上げます。

ここで、議案の訂正請求が出ておりますので、その説明をさせます。

訂正の資料をお配りしますので、暫時休議いたします。

（午後 2時48分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時50分）

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 提出しておりました天栄村水道事業会計決算書におきまして、訂正箇所がございますので、その内容について朗読をさせていただきます。

令和7年9月5日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村長、添田勝幸。

議案の訂正請求書。

令和7年9月2日提出した議案は下記のとおり訂正したいので、会議規則第20条の規定により請求します。

記。

件 名 議案第17号 令和6年度天栄村水道事業会計決算認定について

訂正理由 決算書6ページの令和6年度天栄村水道事業損益計算書中、2、営業費用の項目番号に誤りがあったことによる訂正。

訂正内容 別紙のとおり。

別紙、令和6年度天栄村水道事業会計決算書正誤表。

6ページ、令和6年度天栄村水道事業損益計算書。

2、営業費用。誤、正。(2)受託工事費、(3)受託工事費。(2)総係費、(4)総係費。(2)減価償却費、(5)減価償却費。(3)資産減耗費、(6)資産減耗費。(4)その他営業費用、(7)その他営業費用。

以上でございます。

大変申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長(大須賀溪仁) 申し上げます。

ここで資料訂正のため暫時休議いたします。

(午後 2時52分)

○議長(大須賀溪仁) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時00分)

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(大須賀溪仁) 日程第10、議案第17号 令和6年度天栄村水道事業会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、小山議員。

○7番(小山克彦) 主要施策の成果のほうの121ページの上水道事業会計の収入未済額の内訳ということなんですけれども、この内容について、ちょっと説明聞きたいんですけれども、給水収益の収入未済は、これは分かりますが、営業収益の2と4、それから、2の営業外収益の他会計補助金、一般会計補助金、これの項目について、これ、どういうことなのか、ちょっと説明していただけますか。

○議長(大須賀溪仁) 建設課長。

[建設課長 関根文則 登壇]

○建設課長(関根文則) お答えいたします。

受託工事収益と、あと、負担金と他会計補助金なんですけれども、こちらが、主に村として支出して水道会計に入るものなんですけれども、村の支出が3月の末ぐらいに支出しますと、実際に水道会計に入るのが4月になってから入ってしまいます。それで、水道会計は3月31日ぴったりで会計を締めるものですから、未収金という扱いになってしまうんですけれども、実際にはもう4月には入っている金額でございます。

○議長(大須賀溪仁) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第11、議案第18号 令和6年度天栄村下水道事業会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第12、議案第19号 令和7年度天栄村一般会計補正予算について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 34ページをお願いいたします。

議案第19号 令和7年度天栄村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

令和7年度天栄村一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,996万3,000円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,956万3,000円とする。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年9月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

38ページをお願いいたします。

まず、第2表、地方債補正でございます。

起債の借入限度額の変更となります。まず、1の児渡安養寺線落石対策事業につきましては、
2,500万から2,720万円へ、2の西河原橋橋梁補強事業につきましては、1億2,200万円
から1億2,320万円へ、3の飯豊地区排水路改修事業につきましては、800万円から3,800万
円へ、合計が1億5,500万円から1億8,840万円へ変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

地方債の補正につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額15万6,000円の
増。こちらにつきましては、住宅借入金と特別控除に係る住民税減額分及び定額減税分の減
収補填分が国から交付されるものでございます。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1億6,279万4,000円の増。こ
ちらにつきましては、普通交付税の額の確定によるものでございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額759万2,000円の増。こ
ちらにつきましては、まず、戸籍の氏名ふりがなに係るシステム改修分といたしまして、社
会保障・税番号制度システム整備費補助金の増によるものです。次に、物価高騰対応重点支
援地方創生臨時交付金ですが、国からの追加交付による増でございます。3つ目に、GPS

除雪管理システムの実施に伴いまして、新しい地方経済・生活環境創生交付金を新たに計上したものでございます。

2目民生費国庫補助金、補正額260万3,000円の増。こちらにつきましては、健康管理システム改修分として、妊婦のための支援給付事業費補助金の増及び令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度対応のためのシステム改修に係る子ども・子育て支援事業費補助金の増によるものでございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額29万9,000円の増。こちらにつきましては、乳幼児健診及び妊婦健診に係る母子保健衛生費国庫補助金の増及び情報連携に係る予防接種システム改修補助金の増によるものでございます。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額10万円の増。こちらにつきましては、自衛官募集経費に係る自衛官募集事務地方公共団体委託金の増でございます。

17款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、補正額325万円の増。こちらにつきましては、地域農業の中核となる担い手への農業用機械等の導入を支援する担い手づくり総合支援事業補助金の増によるものでございます。

続きまして、20款繰入金、1項特別会計繰入金、4目介護保険特別会計繰入金、補正額1,200万8,000円の増。こちらにつきましては、介護給付費確定に伴う介護保険特別会計繰入金の増によるものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額2,200万円の減。5目ががんばれ天栄応援基金繰入金、補正額550万円の増。こちらにつきましては、オンデマンド交通事業及び農林水産物PR事業に充当するための増額としたものでございます。

21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額4,112万6,000円の増。こちらにつきましては、令和6年度からの繰越金でございます。

22款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額261万6,000円の増。こちらにつきましては、湯本地区オンデマンド交通実証運行事業に係る「交通空白」解消緊急対策事業補助金の増によるものでございます。

3目過年度収入、補正額51万9,000円の増。こちらにつきましては、各負担金の過年度精算分による増でございます。

23款村債、1項村債、2目土木債、補正額340万円の増。3目農林水産業債、補正額3,000万円の増。いずれも、先ほどご説明しました起債の増でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

次に、歳出でございます。

まず、今回の補正のうち1節から4節までの人件費につきましては、4月の定期人事異動による職員の配置換え等に伴う所要額の増減でございますので、それぞれの目における説明

は割愛をさせていただきます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、補正額19万1,000円の減。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額1,444万9,000円の増。こちらにつきましては、17節備品購入費におきまして、自衛官募集看板の購入の購入費の増によるものでございます。

5 目財産管理費、補正額1 億5,747万6,000円の増。こちらにつきましては、13節使用料及び賃借料におきまして、平成22年から現在まで保有しております公用車24台分のNHK放送受信料228万6,000円を計上しております。次に、14節工事請負費におきましては、ふれあい広場井戸ポンプ施設改修工事請負費及び旧湯本中学校修繕工事請負費としまして319万円を計上しております。また、24節積立金におきまして、財政調整基金に2,100万円、公共施設整備基金に1 億3,100万円を積み立てる予定でございます。

6 目企画費、補正額945万3,000円の増。こちらにつきましては、令和8年度からの過疎地域持続的発展計画の次期計画及び令和9年度からの第6次総合計画に係るアンケート調査経費といたしまして、7 節報償費及び12節委託料を計上しております。また、湯本地区オンデマンド交通実証運行事業の各種経費として6,518万円を10節、12節、13節に計上しております。

続きまして、7 目支所及び出張所費、補正額28万8,000円の減。

2 項徴税費、1 目税務総務費、補正額18万4,000円の減。

3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、補正額143万4,000円の増。こちらにつきましては、43ページの上の12節委託料におきまして、戸籍の氏名ふりがなに係るシステム改修委託料を計上しております。

続きまして、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、補正額13万9,000円の減。

4 目福祉医療費、補正額218万4,000円の増。こちらにつきましては、27節繰出金におきまして、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度対応のためのシステム改修分といたしまして、後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上しております。

5 目障害対策費、補正額372万9,000円の増。こちらにつきましては、22節償還金利子及び割引料におきまして、障害者自立支援給付費等の額の確定に伴い、国及び県への精算返納金が生じたため計上しているものでございます。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、補正額406万8,000円の増。こちらにつきましては、10節需用費におきまして、村内遊具設備定期点検におきまして、修繕を要する遊具があったため、その修繕を要する経費といたしまして66万円、12節委託料におきまして、妊婦のために支援給付事業に係る健康管理システム改修分として63万円、22節償還金利子及び割引料に

おきまして、子ども・子育て支援交付金の額の確定に伴いまして、国及び県への精算返納金が生じたため231万円を計上するものでございます。

2目児童措置費、補正額39万9,000円の増。こちらにつきましては、児童手当交付金の額の確定に伴いまして、県への精算返納金が生じたため計上しております。

3目保育所施設費、補正額256万円の減。

続きまして、3項国民年金費、1目国民年金費、補正額12万2,000円の増。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額24万2,000円の増。

2目予防費、補正額37万円の増。こちらにつきましては、7節報償費におきまして、予防接種健康被害調査委員報酬として3万6,000円を、22節償還金利子及び割引料におきまして、各種衛生費国庫交付金等の額の確定に伴いまして、国及び県への精算返納金が生じたため、33万4,000円を計上しております。

3目環境衛生費、補正額88万円の増。こちらにつきましては、制水弁筐交換工事に係る経費を繰り出すものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額795万円の減。

続きまして、3目農業振興費、補正額721万6,000円の増。こちらにつきましては、天栄村の農林水産物を県外の方々にPRするために要する経費といたしまして、7節報償費から12節委託料まで合わせて161万5,000円を計上しております。また、風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業負担金といたしまして18万3,000円、地域農業の中核となる担い手への農業用機械等の導入を支援する担い手づくり総合支援事業補助金といたしまして541万8,000円を計上しております。

5目農業施設費、補正額2,994万5,000円の増。こちらにつきましては、主に飯豊地区排水路改修工事請負費といたしまして3,000万円を計上しているところでございます。

6目水利施設管理費、補正額12万6,000円の減。

7目国土調査費、補正額194万5,000円の減。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額780万円の増。こちらにつきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、補助対象予定者の増加に伴いまして、農業経営規模拡大支援事業補助金を増額するものでございます。

続きまして、2項林業費、1目林業総務費、補正額35万2,000円の増。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、補正額670万円の増。こちらにつきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、宿泊割引キャンペーン補助金470万円、インバウンド誘客促進事業補助金200万円を計上しております。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額10万7,000円の減。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額784万2,000円の増。こちらにつきましては、

12節委託料におきまして、東田4号線交差点設計業務委託料としまして500万円、13節使用料及び賃借料におきまして、GPS除雪管理システム使用料といたしまして250万円を計上したものでございます。

続きまして、2目道路新設改良費、補正額949万6,000円の増。こちらにつきましては、12節委託料におきまして、飯豊地区排水計画検討業務委託料及び西河原橋橋梁補強工事施工管理業務委託料としまして720万円、21節補償補填及び賠償金におきまして、電柱移設補償料220万円を計上したものでございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額404万3,000円の増。こちらにつきましては、須賀川地方広域消防組合分担金の確定に伴う増によるものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額95万3,000円の増。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額31万2,000円の増。

2目教育振興費、補正額81万5,000円の増。こちらにつきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、通学費補助金60万円、また、19節扶助費におきまして、要保護・準要保護生徒援助費としまして21万5,000円を計上しております。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額785万4,000円の減。

5項社会教育費、4目文化財保護費、補正額4万2,000円の増。

6項保健体育費、4目天栄体育施設費、補正額49万5,000円の増。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額49万円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 41ページ、14節工事請負費なんですけれども、旧湯本中学校修繕工事請負費232万1,000円とあるんですけれども、何を修繕したんでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

この旧湯本中学校修繕工事請負費でございますが、高圧区分開閉器の年数経過による工事の更新でございます。この高圧開閉器というのは、電気が、湯本中学校に流れるわけですが、その前にこの機械をつけまして、例えば、湯本中学校で停電があった場合に、その影響を他地域に行かないようにするための器具でございます。それが年数が経過したものですから、そちらを更新するための工事を行うものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。

あと、45ページ、工事請負費で飯豊地区排水路改修工事請負費、場所はどこですか。
3,000万。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

こちらは、当初予算で設計業務委託を行っていた場所で、五輪堂地内から河川に抜ける柵渠を水路を整備するということで、つい先月まで測量設計業務を行っていた場所でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 前見たとき、800万の予算じゃなかったでしたか。

了解しました。

次に、47ページ、委託料で飯豊地区排水計画検討業務委託料、これから冠水の委託するんですけれども、これはいつまでに終わる予定なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

こちら、飯豊地区で主に県道沿いが冠水してしまうということで、そちらの対策、何か村でできることがあるかということで、周辺の水の流入調査とか、その辺見まして、どういった対応できるかということを検討する業務でございまして、ですから、この委託を行った後に実際に何かできるかというのを検討してからの、実際工事に入るとすれば、それ以降のことになるものですから、今の段階でいつまでということにはちょっとお答えはできない状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ、要望を出して、緊急を要するものですから、なるべく早くやって、まだゲリラ豪雨とか線状降水帯来てどうなるか分からないものですから、早く、これ、工事の委託して、もう早めに工事に取りかかってもらいたいんですけれども、いつまでという予定は全然読めないんですか。もっとも工事のようだけれども、これ、どのぐらい直すかという予算もあるものですから、でも、おおよそのお尻、終了というのはないんですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

議員おっしゃるように、冠水に対しての対策なので、これは早くやりたいというところで

進めたいと思いますが、何しろ、これから何ができるかというのは、実際、工事の規模もどの規模になるかというのも、ちょっと今の段階ではお示しできませんので、はっきりと、今の段階ではちょっといつまでにというのはお答えできませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 緊急を要するので、なるだけ、できるだけ早くお願いいたします。
以上で終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） その上のページの46ページ、先ほど、観光費の決算のやつで質問しましたけれども、今回上がっている観光費の670万の明細、あと、前にお願いしていた2年間分だかの集客の実績の資料、作ってありますか。資料あれば、それ提出いただいて、それについて説明を受けたいんですけれども、作っていないですか。前、全員協議会で村長説明した時、後でその細かいやつ、実績あれば実績も出してもらいたいというような話をしたことがあるんですけれども、聞いていなかったですか。資料を作ったのでないの。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 3時28分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時45分）

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お時間をいただきまして、誠にありがとうございました。

ただいまお配りさせていただきました令和6年度一般会計泊まっているキャンペーン補助事業の実績と、そちらが1ページ目、2ページ目が、令和7年度一般会計当初予算におけます宿泊割引キャンペーン補助金の実施状況になります。3ページ目が、令和7年度一般会計第3号補正、今回の補正に計上させていただいております宿泊割引キャンペーン補助金の実施の計画の内容となっております。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） これ、今年の第3号補正の中での配分数、これ、1,500というのは、1,500名という意味なの、予定は。1,500名で補助単価、これはクーポンでなくて割引のやつですか。その下か、クーポン。これは、前回補助を出した明細と2,000円、1,000円は変わら

ないということですね。

あとは、実際は、この配分数1,500見込みということなんですけれども、夏場と冬場では、夏場より冬場のほうが多く誘客があるということですよね、冬ということは。違うのかな。前は予算の要望を受けたのは、1,000分で、あれでやっているやつだよね、前は。違うのかな。俺が間違っているのか、課長、答弁して、そうでなければ。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちら、今回補正で計上させていただきました1,500人という部分の背景なんですけど、こちら、湯本羽鳥湖高原地区における観光旅行の客数、こちら、グランディ羽鳥が営業していたシーズンと休止したシーズン12月から3月の入込客数を比較させていただきました。そうしますと、約3万5,000人、入れ込み客が減少しておりまして、冬期間の営業が大変厳しい状況に置かれている、そのような背景から、今回、1,500泊、クーポン券についても1,500という形で要求させていただいたところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 結局、誘客が減っているということですよね、全体的に減って。この夏場と冬場で、合計で3万。冬場だけで3万5,000、誘客が減っているということですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

冬場の減少でございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 観光協会からの要望の宿泊2,000円の補助、あと、クーポン1,000円、これは、前回と変わらず同じ金額での、単価は、要望であると。ただ、1,500、前は1,000、だから、ある程度余裕を持ってやったほうが観光協会もいいと思うんですけども、それなりには一生懸命頑張ってやってもらいたいと思いますけれども、誘客数。

あとは、だから、お願いしたいのは、実際の期間後の補助金は全然出していないけれども、どのくらいの誘客があったことというのを調べてもらいたいですね、後で。後でいいですから、議会終わってからでもいいですから、その中にどのくらい誘客があったかと調べて、後で報告していただきたいと思います。よろしくお願いします。大丈夫です。

じゃ、以上で終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

1番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） 42ページなんですけれども、42ページのこちら、オンデマンド交通運行事業委託料、こちらの内訳を教えてくださいなんですけれども、あと今、回覧のほうで村のほうに回っています運行事業者募集ということで、締切りが今日か月曜日ぐらいだったと思うんですけれども、こちらの募集状況なんかは分かれば教えてくださいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

デマンド交通運行の実証委託料につきましては、まず、湯本地区において、予約によりまして10月より自宅前から目的地までのデマンドバスの実証運行を実施するに当たりまして、このバス運行の運行に当たる運転手業務、そして、予約のオペレーター、簡易的な車両の管理、こうしたものを運営していただく事業所に対する委託費として計上してございます。

また、8月20日から募集のほうを行っております。こちらの委託事業者の募集でございますが、今現在のところ、正式な応募のほうはございません。ただ、募集期間中に問合せがあった法人はございます。その法人については、9月3日にこの実証運行を実施するに当たって、1種免許の方でもこの実証運行の運転手として運行できる運転者講習、こちらを受講しているとの話を聞いておりますので、その事業所が今後正式申請があらうかと捉えております。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

私の質問は以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

7 番、小山議員。

○7 番（小山克彦） 今の質問の内容なんですけれども、396万の内容で運転手、予約オペレーター、簡単な管理ということなんですけれども、それで、運行の車とか燃料代、それはどこで持つんですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

まず、車両の燃料代でございますが、今回の予算書の41ページの6目企画費の中の10節需用費の中の燃料代にガソリン代50万というふうに計上してございます。こちらが実証運行に係る車両の燃料費ということでございます。

また、自動車の車両につきましては、次の42ページになりますが、13節使用料及び賃借料で自動車を村のほうで借り上げるというような予定でございます。

○議長（大須賀溪仁） 7 番、小山議員。

○7 番（小山克彦） 分かりました。

これ、自動車借り上げ料でオンデマンド用とか書いてくれればいいんだけど。分かりました。

それで、10月から運行ということなんですけれども、8月20日、期間がなかったから急々でということなんですけれども、1者しか応募がなかったということで、10月から運行は確実にできそうになったということ、確認なんですけれども、大丈夫なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） 答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、正式な応募のほうはまだということではございますが、事前にいろいろ問合せがありました。実際、実証運行するための運転手の講習なども受けていただいているということです。この後、9月9日までが応募期間となっております。そちらの期限までに恐らく応募があるかとは思っております。それを踏まえて、応募があれば、確実に10月からは運行できるのではないかと捉えております。

○議長（大須賀溪仁） 7 番、小山議員。

○7 番（小山克彦） とにかく、私が6月の定例会で一般質問してから、そのときにちょうど国からそういう打診があったということで、6、7、8、9、10と、非常に期間が短い中で、これだけやって募集してというので、その部分がすごく、10月1日からできるかどうかというのは不安なんです。これ、期間的に、例えば、11月に延期するとか、期間は、だから、10月から3月までです。それが、例えば、11月から4月までとかというようなことはあり得るんですか。これ、今年度で決まったやつだから、11月から3月で終わる、5か月になるとかということはないんですか。その辺はどういうふうに考えているんですか。今のお話を聞くと、非常に、まだ確定していないという部分で、私らもすごく不安なんですけれども、期間的なものは、その募集の状況によって、6か月で延期になるのか、それとも、3月までで切って5か月になるのか、4か月になるという可能性もあるのか、その辺はどうなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） 答えいたします。

まず、今回の実証運行につきましては、国の補助事業を活用するということで、申請も済ませております。実際のところ、こちらの運行期間、10月からスタートしまして、実証運行自体は2月の末までで、3月の期間については、実績等を踏まえて、国のほうへ報告するの

で、その1か月間はスクールバスのみ運行していくような形になります。

今、非常に懸念されております期間を11月ぐらいからとかというのはあり得るのかということですが、これまでも2回の協議会のほうでも細かく説明して、了承も得ております。その中で、11月にずれるということはないというふうに考えております。10月1日から運行したいというふうに協議会の中でもお話をさせていただいておりますし、今回の募集の際にも、10月1日から運行をスタートするということでの内容で募集しておりますので、10月1日から運行する予定としています。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 今、課長が、協議会とか、要項で10月1日からと言ったから大丈夫だと言いましたけれども、要は、応募する人がいなかったらという不安なんですけれども。

課長がそういうふうにおっしゃるならば、ぜひ、いい実証実験になるように期待して待っていますので、ぜひ頑張ってください。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第13、議案第20号 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 49ページをお願いいたします。

議案第20号 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,946万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,698万1,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ876万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,047万3,000円とする。

令和7年9月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

54ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額2,060万8,000円の増。こちらは国民健康保険税の賦課額の決定に伴う増でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金、補正額2,886万1,000円の増。前年度の繰越金であります。

次のページをお願いいたします。

歳出、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、補正額260万6,000円の増。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額29万2,000円の増。

3項介護納付金分、1目介護納付金分、補正額5万4,000円の増。ともに給付金額確定による増です。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、補正額3,000万円の増。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額1,651万7,000円の増でございます。

次のページをお願いします。

続きまして、診療施設勘定、歳入、4款繰入金、3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、補正額7万8,000円の増。こちらは介護保険からの繰入金となります。介護保険認定調査件数見込みが増えたための増額となります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額868万6,000円の増。前年度からの繰越金で

す。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、補正額54万2,000円の増。1 節報酬及び3 節職員手当に関しましては、それぞれ職員の不足額を計上したものであります。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費、補正額35万1,000円の増。酸素供給装置の増であります。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額787万1,000円お増でございます。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第14、議案第21号 令和7年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 58ページをお願いいたします。

議案第21号 令和7年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

令和7年度牧本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ492万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ555万2,000円とする。

令和7年9月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

60ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額513万1,000円の増。繰越額の確定によるものでございます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額21万1,000円の減。

歳入につきましては、以上でございます。

続いて、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額457万9,000円の増。こちらにつきましては、24節積立金におきまして、396万2,000円を基金へ積み立てる予定でございます。また、消費税の納付のため、26節公課費に61万7,000円を計上しております。

2目財産管理費、補正額34万1,000円の増。こちらにつきましては、財産区の所有木が近接に支障となっているため、その除去に要する経費といたしまして34万1,000円を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第15、議案第22号 令和7年度大里財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 61ページをお願いいたします。

議案第22号 令和7年度大里財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度大里財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額29万1,000円のうちで、歳入を補正する。

令和7年9月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

63ページをお願いいたします。

歳入予算につきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1万1,000円の増。繰越額の確定によるものでございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1万1,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第16、議案第23号 令和7年度湯本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳） 64ページをお願いいたします。

議案第23号 令和7年度湯本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度湯本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30万7,000円とする。

令和7年9月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

66ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額5万7,000円の増。前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

歳出、2款事業費、1項財産造成費、1目造林振興費、補正額3万5,000円の増。つる切り等の現地作業の追加による土木作業員報償の増でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額2万2,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第17、議案第24号 令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） それでは、67ページをお願いいたします。

議案第24号 令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,337万5,000円とする。

令和7年9月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

69ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額35万8,000円の増。前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額35万8,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第18、議案第25号 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 70ページをお願いいたします。

議案第25号 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270万3,000円とする。

令和7年9月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

72ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額5,000円の減。前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額5,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第19、議案第26号 令和7年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 73ページをお願いいたします。

議案第26号 令和7年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,785万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,461万7,000円とする。

令和7年9月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

76ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額618万6,000円の増。

2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事

業)、補正額100万8,000円の増。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、補正額672万7,000円の増。

2 項県補助金、2 目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業)、補正額53万4,000円の増。

3 款、5 款それぞれにつきましては、いずれも前年度給付費の確定によるものでございます。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額2,339万6,000円の増。前年度繰越金の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額17万3,000円の増。

3 項介護認定審査会費、2 目認定調査等費、補正額7万8,000円の増。湯本診療所で行っていただく訪問調査分の繰出金でございます。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費、3 目地域密着型介護予防サービス給付費、補正額270万円の増。

4 項高額介護サービス等費、2 目高額介護予防サービス費、補正額18万円の増。

2 款につきましては、要支援区分の方のサービス料が発生したことに伴う給付費の増でございます。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、補正額1,032万7,000円の増。

次のページをお願いいたします。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目償還金、補正額238万5,000円の増。前年度給付費の確定に伴う償還金でございます。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、補正額1,200万8,000円の増。前年度の確定に伴う一般会計への返還分でございます。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額1,000万円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(大須賀溪仁) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大須賀溪仁) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第20、議案第27号 令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 79ページをお願いいたします。

議案第27号 令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ823万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,657万2,000円とする。

令和7年9月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

82ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額210万円の増。

2目普通徴収保険料、補正額337万3,000円の増。

1目、2目ともに現年度の保険料の賦課が確定したことに伴う増でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額218万4,000円の増。子ども・子育て支援金制度システム補助の増であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額58万円の増。

次のページをご覧ください。

歳出、1 款総務費、1 項一般管理費、1 目一般管理費、補正額218万4,000円の増。先ほど歳入でありました子ども・子育て支援金制度システム改修業務委託分の増です。

2 款広域連合給付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額557万6,000円の増。こちらは当初保険料の賦課が確定したことから、納付金の不足分を計上したものであります。

3 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健事業費、補正額6 万円の増。こちらは人間ドック委託料の2 名分の増です。

5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額41万7,000円の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第21、議案第28号 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 84ページをお願いいたします。

議案第28号 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

(総則)

第1条、令和7年度天栄村水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条、令和7年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第2款簡易水道事業収益、第2項営業外収益、補正予算額88万円の増。

支出、第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用、補正予算額88万円の増。

令和7年9月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

86ページをお願いいたします。

令和7年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、第2款簡易水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額88万円の増。

支出、2款簡易水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、補正予算額88万円の増。こちら、制水弁筐が老朽化に伴い1か所の交換工事が必要になったため修繕費を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(大須賀溪仁) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大須賀溪仁) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大須賀溪仁) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(大須賀溪仁) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第22、議案第29号 令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 87ページをお願いいたします。

議案第29号 令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条、令和7年度天栄村下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的收入及び支出）

第2条、令和7年度天栄村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款農業集落排水事業収益、第2項営業外収益、補正予算額5万5,000円の減。

支出、第1款農業集落排水事業費用、第1項営業費用、補正予算額5万5,000円の減。

令和7年9月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

89ページをお願いいたします。

令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的收入及び支出。

収入、1款農業集落排水事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額5万5,000円の減。一般会計からの補助金で4月の人事異動に伴う精算によるものでございます。

支出、1款農業集落排水事業費用、第1項営業費用、2目処理場費、補正予算額55万円の減。

3目総係費、補正予算額49万5,000円の増。1節給料及び2節手当等は4月の人事異動に伴う精算によるもので、7節委託料におきましては、重機連携データシステムの改修業務委託を実施するため55万円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（大須賀溪仁） 日程第23、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に、総務常任委員会委員長、続いて、産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順により申出願います。

議会運営委員会委員長、服部議員。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃） 令和7年9月5日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会議会運営委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いをます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、吉成議員。

〔総務常任委員会委員長 吉成邦市 登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉成邦市） 令和7年9月5日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会総務常任委員会委員長、吉成邦市。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、円谷議員。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要） 令和7年9月5日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、馬場議員。

〔議会広報常任委員会委員長 馬場吉信 登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（馬場吉信） 令和7年9月5日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、馬場吉信。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）議会広報発行のための取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

以上で本定例会に提出されました議案審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎招集者あいさつ

○議長（大須賀溪仁）　ここで招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。
村長。

〔村長　添田勝幸　登壇〕

○村長（添田勝幸）　令和7年9月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、9月2日から本日までの4日間にわたりまして、令和7年度一般会計補正予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜るとともに、令和6年度決算につきましても認定いただき、厚くお礼申し上げます。

本日成立を見ました各会計補正予算、さらには会期中に賜りましたご意見やご提言を踏まえ、引き続き、各種施策に全力で取り組んでまいります。

9月に入り、間もなく秋分を迎えますが、まだまだ残暑が続く見込みであります。議員の皆様におかれましては、これからも何かとご多忙のことと存じますが、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁）　これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（大須賀溪仁）　以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年9月天栄村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後　4時41分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年11月25日

議 長 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 小 山 克 彦

署 名 議 員 円 谷 要

参 考 資 料

議 案 等 審 査 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	議決月日	結 果
報告 1 号	地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について	9 月 3 日	—
諮問 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9 月 3 日	適格適任 の旨答申
議案 1 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9 月 3 日	同 意
2 号	大里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	9 月 3 日	同 意
3 号	天栄村手話言語条例の制定について	9 月 3 日	原案可決
4 号	天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9 月 3 日	原案可決
5 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	9 月 3 日	原案可決
6 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9 月 3 日	原案可決
7 号	天栄村子宝祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9 月 3 日	原案可決
8 号	令和 6 年度天栄村一般会計決算認定について	9 月 5 日	認 定
9 号	令和 6 年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について	9 月 5 日	認 定
1 0 号	令和 6 年度牧本財産区特別会計決算認定について	9 月 5 日	認 定
1 1 号	令和 6 年度大里財産区特別会計決算認定について	9 月 5 日	認 定
1 2 号	令和 6 年度湯本財産区特別会計決算認定について	9 月 5 日	認 定
1 3 号	令和 6 年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について	9 月 5 日	認 定
1 4 号	令和 6 年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について	9 月 5 日	認 定
1 5 号	令和 6 年度天栄村介護保険特別会計決算認定について	9 月 5 日	認 定
1 6 号	令和 6 年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について	9 月 5 日	認 定

議案番号	件 名	議決月日	結 果
17号	令和6年度天栄村水道事業会計決算認定について	9月5日	認 定
18号	令和6年度天栄村下水道事業会計決算認定について	9月5日	認 定
19号	令和7年度天栄村一般会計補正予算について	9月5日	原案可決
20号	令和7年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	9月5日	原案可決
21号	令和7年度牧本財産区特別会計補正予算について	9月5日	原案可決
22号	令和7年度大里財産区特別会計補正予算について	9月5日	原案可決
23号	令和7年度湯本財産区特別会計補正予算について	9月5日	原案可決
24号	令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	9月5日	原案可決
25号	令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	9月5日	原案可決
26号	令和7年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	9月5日	原案可決
27号	令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月5日	原案可決
28号	令和7年度天栄村水道事業会計補正予算について	9月5日	原案可決
29号	令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算について	9月5日	原案可決